

平成30年 8月31日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (16名)

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

16番	大 原 功	1番	朝 日 将 貴
-----	-------	----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (34名)

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	渡 邊 秀 樹
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	安 井 耕 史
教 育 部 長	立 松 則 明	総 務 部 次 長 兼 庁 舎 建 設 室 長	伊 藤 重 行
民 生 部 次 長 兼 福 祉 課 長	山 下 正 巳	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	伊 藤 仁 史
開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴	会 計 管 理 者	山 田 淳
教 育 部 次 長 兼 図 書 館 長	横 山 和 久	監 査 委 員 長 事 務 局 長	羽 飼 和 彦
総 務 課 長	佐 藤 文 彦	財 政 課 長	佐 藤 雅 人
秘 書 企 画 課 長	安 井 幹 雄	危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人
税 務 課 長	佐 野 智 雄	収 納 課 長	服 部 朋 夫
市 民 課 長	梅 田 英 明	保 険 年 金 課 長	服 部 利 恵
環 境 課 長	柴 田 寿 文	健 康 推 進 課 長	飯 田 宏 基
介 護 高 齢 課 長	藤 井 清 和	児 童 課 長	大 木 弘 己

十四山支所長	鈴木博貴	総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村瀬修
農政課長	小笠原己喜雄	商工観光課長	横江兼光
下水道課長	水谷繁樹	会計課長	伊藤えい子
学校教育課長	渡邊一弘	歴史民俗資料館長	伊藤隆彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石田裕幸	書記	鷲尾里恵
書記	伊藤国幸		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第5 議案第52号 新たに土地が生じたことの確認について
- 日程第6 議案第53号 公有水面の埋立てに伴う町の区域の変更について
- 日程第7 議案第54号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第55号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第56号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第57号 弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第58号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第59号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第60号 平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第61号 平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 認定第1号 平成29年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第2号 平成29年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第3号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第4号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第19 認定第5号 平成29年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第6号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第7号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 発議第2号 決算特別委員会の設置について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

ただいまより平成30年第3回弥富市議会定例会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、大原功議員と朝日将貴議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第3回弥富市議会定例会の会期を本日から9月27日までの28日間としたいと思いますが、  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月27日までの28日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（堀岡敏喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、弥富市長から平成29年度の健全
化判断比率報告書並びに資金不足比率報告書の提出がありました。

次に、地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果の報告が
あり、それぞれその写しを各位のお手元に配付をしてありますので、よろしくお願いた
します。

次に、佐藤高清議員より、議員広報編集特別委員の辞職願が出され、これを許可いたしま
した。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 同意第3号 教育委員会委員の任命について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第4、同意第3号を議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

平成30年第3回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、同意1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第3号教育委員会委員の任命につきましては、阿部康治氏が平成30年9月30日任期満了のため、その後任者として阿部康治氏を引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） これより同意第3号の質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

同意第3号を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第52号 新たに土地が生じたことの確認について

日程第6 議案第53号 公有水面の埋立てに伴う町の区域の変更について

日程第7 議案第54号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 日程第8 議案第55号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第56号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第57号 弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第58号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第59号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第60号 平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第61号 平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 認定第1号 平成29年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第2号 平成29年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第3号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第4号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第5号 平成29年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第6号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第7号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（堀岡敏喜君） 続いて、日程第5、議案第52号から日程第21、認定第7号まで、以上17件を一括議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案2件、条例関係議案4件、予算関係議案4件、決算認定議案7件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第52号新たに土地が生じたことの確認につきましては、公有水面埋め立てにより新たに土地が生じたことを確認するため必要があるものであります。

次に、議案第53号公有水面の埋立てに伴う町の区域の変更につきましては、新たに生じた土地を楠三丁目に編入し、町の区域を変更するため必要があるものであります。

次に、議案第54号弥富市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正につきましては、いじめ問題対策連絡協議会委員の報酬の額を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第55号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第56号弥富市介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第57号弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正につきましては、指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の定員を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第58号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、企業立地指定企業交付奨励金の増額、ブロック塀等撤去費補助金や小学校普通教室への空調機設置工事の設計等の関係費用を計上するものであります。

次に、議案第59号平成30年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から、議案第61号平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの特別会計につきましては、全会計で3億6,976万3,000円の増額を計上するものであります。

次に、平成29年度各会計の決算認定についてであります。

平成29年度の決算におきましては、新庁舎建設工事に着手するなど、所期の目的を達成することができましたことは、市議会議員の皆さんを初めとして、市民の皆様方の御理解、御協力によるものであり、深く感謝申し上げますところでございます。

ここに、認定第1号平成29年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定のほか、認定第2号平成29年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定から認定第7号平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定までの特別会計につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見をつけ、議会の認定を求めるものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案は関係部長に説明を求めます。

なお、補正予算及び決算認定につきましては、総務部長に説明を求めます。

まず、渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第52号新たに土地が生じたことの確認について御説明申し上げます。

今回、新たに生じた土地につきましては、楠木二丁目75番4及び楠三丁目4番2、19番の

地先公有水面埋立地で、面積につきましては9万5,983.61平方メートルでございます。

1枚はねていただきまして、平面図がありますが、この場所につきましては、平成22年6月に公有水面埋め立てについて異議がない旨議決をいただいたところでございます。

このたび、埋め立てが竣工したことの報告が名古屋港管理組合管理者よりありましたので、公有水面埋め立てにより新たに土地が生じたことの確認をお願いするものでございます。

なお、この埋立地の用途につきましては、保管施設用地でございます。

次に、議案第53号公有水面の埋立てに伴う町の区域の変更について御説明申し上げます。

今回、議案第52号で御説明いたしました新たに生じた土地につきましては、平成30年10月1日から、現在の楠三丁目に編入し、町の区域を変更するものでございます。

2枚はねていただきまして、町区域変更図をごらんください。

今回新たに生じた土地は、その上部は楠二丁目75番4と接しておりますが、左側上部は楠三丁目4番2、左側下部と下のほうは楠三丁目19番と接しておりますので、新たに生じた土地は楠三丁目に編入するものでございます。

全体の位置関係につきましては、右のほうの図のようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 続きまして、教育部所管の議案の御説明をさせていただきます。

議案第54号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 弥富市いじめ問題対策連絡協議会委員には、日額5,000円の報酬を支払うこととした。
2. この条例は平成30年10月1日から施行することとした。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 議案第55号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

5枚はねていただきまして、弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 代替保育に限っては、連携先を小規模保育事業A型、B型、または事業所内保育事業から確保することが可能とする緩和の基準を定めることとした。

2. 既存の家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に

関する規定の適用の猶予期間を5年から10年に延長することとした。

3. 家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業の利用乳幼児に対する食事の提供について、外部搬入施設を拡大することとした。

4. この条例は公布の日から施行することとした。

次に、議案第56号弥富市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市介護保険条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 介護保険法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2. この条例は公布の日から施行することとした。

次に、議案第57号弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 指定地域密着型介護老人福祉施設の1つの居室の定員を4人以下と定めることとした。

2. この条例は平成30年10月1日から施行することとした。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 御説明を申し上げます。

議案第58号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入・歳出それぞれ1億3,122万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を179億5,689万1,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、固定資産税1億2,000万円、普通交付税6,532万2,000円、市債の臨時財政対策債1億840万円を増額計上する一方、財政調整基金繰入金1億5,185万3,000円を減額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきまして、生活保護費国庫負担金過年度分返還金3,973万4,000円、商工費におきまして、企業立地指定企業交付奨励金4,850万2,000円、土木費におきまして、ブロック塀等撤去費補助金100万円、教育費におきまして、小学校普通教室への空調機設置工事の設計を行うための設計監理委託料757万円であります。

次に、議案第59号平成30年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億2,739万円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億6,239万円とするものであります。

歳入予算といたしましては、その他繰越金 2 億 2,739 万円を増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、国民健康保険事業財政調整基金積立金 1 億 3,444 万円、療養給付費に係る国庫負担金過年度分返還金 7,837 万円、一般会計繰出金 992 万円の増額であります。

次に、議案第 60 号平成 30 年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、前年度保険料等の納付状況の確定に伴い保険料等負担金過年度分等を計上し、歳入歳出予算の総額を 5 億 6,360 万 8,000 円とするものであります。

次に、議案第 61 号平成 30 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、介護保険支払準備基金積立金 5,873 万 3,000 円、一般会計への繰出金 1,390 万 6,000 円等を計上し、歳入歳出予算の総額を 33 億 2,370 万 5,000 円とするものであります。

次に、認定第 1 号平成 29 年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額 159 億 552 万 9,000 円、これに対する歳入決算額 149 億 1,465 万 8,297 円で収入率は 93.8%、歳出決算額 144 億 4,559 万 1,470 円で執行率は 90.8%となりました。

歳入におきましては、前年度と比べ市税全体では 2,793 万 2,790 円の減額となりました。その内訳の主なものは、市民税が 6,744 万 8,488 円の増額となる一方、固定資産税が 8,078 万 8,036 円の減額となりました。

市税以外の主なものでは、普通交付税が 3 億 9,453 万 1,000 円、国庫支出金が 15 億 2,848 万 5,405 円、県支出金が 9 億 3,578 万 159 円交付され、歳入全体では前年度に比べ 0.1%、865 万 171 円の増額となりました。

一方、歳出におきましては、総務関係では、新庁舎建設工事に着手するとともに、第 2 次弥富市総合計画の基本構想素案等を策定いたしました。

福祉関係では、第 7 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画や第 5 期障がい者計画・第 1 期障がい児福祉計画・障がい福祉計画を策定いたしました。

保健衛生関係では、健康都市宣言のもと、健康長寿を目指し市民一人一人がよりよい生活習慣を心がけ、ともに支え合い地域社会全体での健康づくりを推進いたしました。

また、予防接種、各種検診事業等の受診率向上を図り、疾病予防を推進いたしました。

農業関係では、水田農業構造改革事業、多面的機能支払交付金事業を推進しました。

また、土地改良施設維持管理整備事業として湛水防除事業を初めとする県営土地改良事業、団体営土地改良事業や農道、排水路など農業生産基盤の整備に努めました。

商工関係では、企業立地指定企業交付金奨励制度により立地企業を支援し、雇用機会の拡大を図りました。

また、春まつり、芝桜まつり事業及び特産物 P R 事業を推進し、観光の振興に努めました。

さらに、やとみスイートハートプロジェクトを支援し、新たな弥富市の P R を展開いたし

ました。

土木関係では、道路利用者の安全対策として、市道鍋田23号線、市道五之三78号線等の道路改良工事を行い、利用者の安全対策を推進しました。

防災関係では、津波ハザードマップ及び津波避難計画ガイドを作成するとともに、避難場所の確保として西部保育所外階段の整備、大藤小学校の屋上避難用防護柵設置を行いました。

教育関係では、栄南、白鳥小学校の非常用シャッター取りかえ等工事、中学校普通教室のエアコン設置に係る設計を実施し、教育環境の整備に努めるとともに、英語教育の充実を図るため、外国人英語指導助手を引き続き全小・中学校に配置をいたしました。

社会教育施設関係では、総合社会教育センター総合体育館の柔道場畳取替工事や十四山スポーツセンターの空調設備改修工事を行いました。

次に、認定第2号平成29年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額とも4,971円でありまして、土地の取得や一般会計への買い戻しの案件はありませんでしたが、前年度に比べ5,657円の減額となりました。

次に、認定第3号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額48億7,921万7,852円、歳出決算額46億5,182万6,035円であります。

高齢化の進展等によりまして医療費の増加が続く中、今後も厳しい財政運営が続くものと予想されます。

次に、認定第4号平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額5億2,994万7,345円、歳出決算額5億1,504万8,555円であります。

次に、認定第5号平成29年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、保険事業勘定において歳入決算額30億287万9,295円、歳出決算額28億7,994万8,820円、サービス事業勘定において歳入決算額1,279万3,222円、歳出決算額791万2,447円でありまして、認定事業及び施設、在宅等の介護サービスを順調に実施することができました。

次に、認定第6号平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額4億2,877万3,122円、歳出決算額3億9,705万3,765円でありまして、各施設の維持管理を行いました。

次に、認定第7号平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額14億4,768万4,820円、歳出決算額14億701万2,302円でありまして、荷之上、海老江、前新田及び前ヶ須地区の管渠布設工事等の面整備事業を引き続き進めました。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） お諮りをいたします。

本案17件は継続議会での審議をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案17件は継続議会で審議をすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 発議第2号 決算特別委員会の設置について

○議長（堀岡敏喜君） 次に、日程第22、発議第2号を議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者の佐藤高清議員に提案理由の説明を求めます。  
佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 発議第2号決算特別委員会の設置について、提案理由を述べさせていただきます。

発議第2号決算特別委員会の設置について、提案理由を申し述べます。

平成29年度一般会計及び各特別会計の決算審査を行うに当たり、地方自治法第109条及び弥富市議会委員会条例第6条に基づき、委員会定数11名をもって決算特別委員会を設置するものでございます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

ただいま設置された決算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり、三宮十五郎議員、佐藤高清議員、炭竈ふく代議員、平野広行議員、那須英二議員、鈴木みどり議員、永井利明議員、高橋八重典議員、加藤克之議員、江崎貴大議員、朝日将貴議員を指名をしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決しました。

それでは、決算特別委員会委員による正・副委員長を互選をするため、暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時29分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定による決算特別委員会の正・副委員長が互選をされたので、結果を事務局長より報告をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（石田裕幸君） 御報告いたします。

決算特別委員会委員長には平野広行議員、副委員長には炭竈ふく代議員です。

御報告は以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時31分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 大 原 功

同 議員 朝 日 将 貴

平成30年9月11日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 朝 日 将 貴 | 2番 | 江 崎 貴 大 |
| 3番 | 加 藤 克 之 | 4番 | 高 橋 八重典 |
| 5番 | 永 井 利 明 | 6番 | 鈴 木 みどり |
| 7番 | 那 須 英 二 | 8番 | 三 宮 十五郎 |
| 9番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|----|---------|----|---------|
| 2番 | 江 崎 貴 大 | 3番 | 加 藤 克 之 |
|----|---------|----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

| | | | |
|---|---------|------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 奥 山 巧 | 総 務 部 長 | 渡 邊 秀 樹 |
| 民生部長兼
福祉事務所長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長 | 安 井 耕 史 |
| 教 育 部 長 | 立 松 則 明 | 総務部次長兼
庁舎建設室長 | 伊 藤 重 行 |
| 民生部次長兼
福祉課長 | 山 下 正 巳 | 開 発 部 次 長 兼
土 木 課 長 | 伊 藤 仁 史 |
| 開 発 部 次 長 兼
都 市 計 画 課 長 | 大 野 勝 貴 | 会 計 管 理 者 | 山 田 淳 |
| 教 育 部 次 長 兼
生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長 | 安 井 文 雄 | 教 育 部 次 長 兼
図 書 館 長 | 横 山 和 久 |
| 監 査 委 員
事務局長 | 羽 飼 和 彦 | 総 務 課 長 | 佐 藤 文 彦 |
| 財 政 課 長 | 佐 藤 雅 人 | 秘 書 企 画 課 長 | 安 井 幹 雄 |
| 危 機 管 理 課 長 | 伊 藤 淳 人 | 税 務 課 長 | 佐 野 智 雄 |
| 収 納 課 長 | 服 部 朋 夫 | 市 民 課 長 | 梅 田 英 明 |
| 保 險 年 金 課 長 | 服 部 利 恵 | 環 境 課 長 | 柴 田 寿 文 |

| | | | |
|--------------------------------------|-------|--------|--------|
| 健康推進課長 | 飯田宏基 | 介護高齢課長 | 藤井清和 |
| 児童課長 | 大木弘己 | 十四山支所長 | 鈴木博貴 |
| 総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長 | 村瀬修 | 農政課長 | 小笠原己喜雄 |
| 商工観光課長 | 横江兼光 | 下水道課長 | 水谷繁樹 |
| 会計課長 | 伊藤えい子 | 学校教育課長 | 渡邊一弘 |
| 歴史民俗資料館長 | 伊藤隆彦 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 石田裕幸 | 書記 | 鷺尾里恵 |
| 書記 | 伊藤国幸 | | |

6. 議事日程

| | |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問 |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） 会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映の許可をされたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁をされる皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、江崎貴大議員と加藤克之議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず永井利明議員、お願いします。

○5番（永井利明君） 5番 永井利明でございます。

おはようございます。

このたびは、一般質問11回目にして、初めてトップバッターにさせていただきました。いささか緊張をいたしております。

本日は2点質問させていただきます。

まず、第1点目は、ブロック塀の安全点検結果及びその対処はということであります。

この夏は、実に大きな自然災害が複数ありました。7月上旬の西日本豪雨では、多くの方が被害を受けました。また、9月4日火曜日には、台風21号が関西を中心に、この弥富市にも猛威を振るいました。さらには、9月6日木曜日には北海道で震度7の大地震がありました。それぞれの災害で多くの方がお亡くなりになりました。御冥福をお祈りいたします。また、被災をされた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、ここでは、6月18日月曜日に関した大阪北部地震における被害について触れさせていただきます。

この地震は震度6弱の直下型地震で、大都市の地震として帰宅困難者など多くの被害者を出しました。その中でも、小学校4年生の児童がブロック塀の下敷きとなり、死亡したというニュースが大きな波紋を呼びました。そのブロック塀というのは、事もあろうに小学校プ

ールの約40メートルにもわたり倒壊したものであります。こんなことは絶対にあってはならないことだと思いました。

本市におきましても、保育所、小・中学校はいいんだろうかと即座に心配をいたしました。7月の議会改革協議会の冒頭に市長から報告があり、幾つかの保育所、小・中学校のブロック塀が危ないということで、早速、対処したいとのお話がありました。

そこでお聞きしたいと思います。

学校等ブロック塀点検結果の詳細について、お聞かせをください。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 皆さん、おはようございます。

学校等ブロック塀の点検結果の詳細について答弁させていただきます。

点検は、市職員が設計会社と建設事業者にアドバイスを受ける形で、目視点検を実施いたしました。ブロック塀の判定基準でございますが、高さ2.2メートル以下、控え壁は壁の長さ3.4メートル以下ごとに設けること、これは高さ1.2メートルを超えるものに適用する。壁の厚さについては、壁の高さ2メートル超から2.2メートル以下のものについては15センチ以上の厚さを必要とし、壁の高さ2メートル以下のものについては10センチメートル以上の厚さを必要とするとして判定しました。

その結果、現在の建築基準法に適合していないと判定したブロック塀等は、小・中学校では6校12カ所で行いました。学校別の内訳は、弥生小学校4カ所、桜小学校2カ所、大藤小学校1カ所、栄南小学校1カ所、白鳥小学校2カ所、十四山西部小学校2カ所で行いました。

保育所については、十四山保育所1カ所で行いました。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） このブロック塀の危険性については、過去にも言われてきました。今から40年前、1978年の宮城県沖地震では、死者28人中18人が倒壊した塀や石の門柱の下敷きになったということでもあります。そこで1981年、建築基準法施行令が改正され、高さを2.2メートルに引き下げました。ただいまの答弁にもありましたように、このほかにも高さ1.2メートルを超える場合は3.4メートル以下の間隔で控え壁をつくる、高さ2メートル以上ならばブロックの厚さを15センチ以上にする、ブロックの中には一定間隔で鉄筋を配置するという規定があるようであります。

私も40年前、若き教員としてブロック塀の点検をして回った覚えがあります。その後、年数がたつにつれ、だんだんブロック塀の危険性が忘れ去られていったように思います。そして、池田小事件を初め学校への不法侵入が問題化され、学校の門扉を施錠したり、プールなどは盗撮を防ぐためにも塀を高くしていったわけでもあります。しかし、そのことが今回の

ような悲しい結果を招いたわけであります。

さて、本市ではいち早く修繕をされたということではありますが、その修繕内容とかかった費用についてお答えをください。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 学校等ブロック塀の修繕内容と、その費用について答弁させていただきます。

小学校の12カ所のブロック塀等については、撤去し、場所によってはフェンスを設置いたしました。費用については約1,246万円でした。

保育所の1カ所についても既に撤去を完了しております。費用については、約22万1,000円でした。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 早々の修繕は、さすがと言うよりありません。

さて、保育所、小・中学校のブロック塀は修繕完了ということではありますが、問題は通学路だろうと思います。これも既に点検が済んでいると思われかもしれませんが、その状況についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 通学路におけるブロック塀等の状況について答弁させていただきます。

地震後、全校において、教員の目視による方法により通学路の緊急点検を実施したところ、ブロック塀以外にも多くの危険箇所が報告されました。11校による報告数は215カ所でした。そのうち、県、電気事業者及び電話事業者については、教育委員会から点検の状況等を確認しました。他の個人所有物件の箇所については、学校と児童・生徒が話し合い、危険箇所であることを情報共有しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁によりますと、かなりの箇所があるようではありますが、修繕といっても民間のことですので、すぐにはかなわないと思います。通学路の変更ということは考えてみえるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 危険ブロック塀のある通学路の変更について答弁をさせていただきます。

通学路の変更を必要とするときは、学校長はPTAと協議をして変更するか判断しております。今回の通学路点検を踏まえ、通学路を変更したところはありません。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 通学路の変更ということは大変難しいことだと思います。変えたがばかりに事故が起きたということになってはいけません。言うまでもないことですが、地域の方々、保護者の方々にもよく理解していただくことが大切かと思えます。できることなら、現在の通学路を生かすために、民間のブロック塀も修繕していただくのが一番いいわけですが、そのブロック塀の撤去及び修繕の補助制度というのはあるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） おはようございます。

御答弁申し上げます。

市では、大阪府北部地震を教訓に、市民の生命・身体及び財産を地震の被害から保護するため、転倒のおそれのあるブロック塀等を撤去する費用の一部を補助する制度の創設を予定しております。

補助に必要な予算を本議会の一般会計補正予算議案第58号に計上させていただいており、補正予算をお認めいただいた折には、本年10月1日より補助制度を施行したいと考えております。

補助制度の予定概要といたしましては、補助となるブロック塀等は市内にあり、道路または公共施設の敷地との境界に接して設置されたもので、コンクリートブロック、レンガ、石材などの塀で、道路面から1メートル以上の高さがあり、かつ敷地地盤面から60センチメートル以上のもの、また転倒のおそれがあるもの、これら全てに該当するブロック塀等でございます。

次に、補助金の額でございますが、予算の範囲内において交付することになりますが、対象となるブロック塀等の撤去に要する費用と撤去延長1メートル当たり1万円を乗じて得た額の少ないほうの額の2分の1でございます。なお、補助限度額は10万円を予定しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 通学路以外のところでも、違法ブロック塀は修繕していただくのが被害を防ぐためにはいいわけですが、そのためには、今お話しいただいた修繕の補助制度の範囲を広げていくことがさらに必要かと思えます。

最後に申し添えておきたいことがあります。このたびはブロック塀について問題にしましたが、通学路にはその他危険を多くはらんでおります。地震被害だけで考えても、倒れそうな看板、自動販売機の倒壊など、いろいろとあります。関係者が定期的に巡回し、危険箇所をチェックする必要があると思えます。通学団による登下校という日本のよき伝統を守り続ける上でも、私たちは目を配っていきたいと思っております。

最後に市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

永井議員に御答弁申し上げたいと思います。

ことしの夏ほど日本列島において自然災害の多い季節はなかったかなというふうに思っているところでございます。今、お話をいただいている6月の大阪府北部地震、そして7月の西日本豪雨、そして先週の台風21号、あるいはその翌日の北海道の地震、震度7の地震でございました。それぞれの災害におきまして、たくさんの方が犠牲になられております。この場をかりまして、お亡くなりになりました犠牲者に対しては心からお悔やみを申し上げるとともに、被災地の皆様方にはお見舞いを申し上げたいと思っておるところでございます。

さて、議員が御指摘の大阪府北部地震についてでございますが、御承知のように、女子児童のとうとい命がブロック塀の倒壊ということで失われたわけでございます。この事故を受けて全国で建築基準法に適合していないブロック塀の一斉調査が行われたことは、皆様方御承知のとおりでございます。本市においても、先ほど教育長が答弁したとおり、全ての小・中学校、そして保育所内の適用外ブロックについては全て撤去するという形で、夏休み中にその対応を完了させていただきました。

通学路を初め、市内には多くのブロック塀がございます。こちらについては先ほど開発部長が回答したとおりでございますけれども、今9月定例議会におきまして補正予算を計上させていただいております。そうした状況の中において、市民の皆様方にこの補正予算を御活用いただき、子供たちの通学路に対して安心・安全ということを図っていただければ幸いかなというふうに思っております。市といたしましても、さまざまなツールを通じて市民の皆様方に進めていきたいと考えておりますので、議員各位、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 子供たちの安全確保のために、早々の対応をありがとうございます。

災害は忘れたころにやってくるという言葉はもう通用しません。前の災害の記憶の新たなうちにやってくると言ったほうがいいかもしれません。自主防災会もほとんどの地域で発足しております。私たちはいつも防災・減災を頭に置いておく必要を痛感しております。

以上で、第1問目を終わりたいと思います。

続きまして第2問目、外国人児童・生徒の指導についてということで質問をさせていただきます。

私は以前からこのことについて疑問というか、このままでいいのかというふうに思っております。外国人児童・生徒のことはもちろんであります。現場の人間、指導する学校の

教員が大変困っているのではないかということも一つであります。そして、最近の新聞報道によりますと、今後ますます外国人労働者を受け入れていくということがよく出てまいります。私は、ふえてくるということについてはやむを得ないことだと思っております。しかし、懸念されることは、受け入れ態勢が社会的にもきちんとしてきているかということでもあります。昨年でしたか、市長のほうから、現在、弥富市には三十数カ国、1,500名ほどの方が見えるという話を聞きました。確かに外国の方らしい方を市内でもよくお見かけするようになりました。

そこで、はっきりとお聞きしたいと思います。現在、本市在住の外国人の方は何名見えるのでしょうか。できましたら国別でお答えをいただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 本市在住の外国人の方は何名かという御質問でございますが、本年度7月31日現在、弥富市に在住の外国人の方は、男性の方で1,080人、女性の方で641人、合計1,721人でございます。

国籍の多い順に申し上げますと、ブラジルの方が471人、ベトナムの方が364人、フィリピンの方が238人、中国の方が225人、パキスタンの方が110人と多く、あとは100人を切っている状況でございます。合計38カ国の方が弥富市に在住されております。

参考でございますが、2017年、日本全体における在留外国人は256万1,848人で、過去最高になっております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 実にいろいろな国の方々が見えるということにびっくりさせられます。人数も合計1,721名ですか、これもまた驚きであります。

小・中学校においても、きっとふえてきているのではないかと思います。しかし、外国人児童・生徒といっても、いろいろな環境の子がいると思います。統計上もさまざまな分け方がなされておりますけれども、教育的には実際どんな定義づけがなされているのでしょうか、お答えをください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 外国人児童・生徒の教育の定義はという御質問でございますが、外国籍の保護者には、その子供に日本の教育を受けさせる義務はございません。しかし、日本に在住する外国籍の子供が日本の学校で学ぶ自由は保障されております。したがって、外国籍の児童・生徒が全て日本の学校に在籍するわけではございません。在日外国人学校やインターナショナルスクールでの学習、IT教育や通信教育など多様な形態での学習など、さまざまな選択が可能です。こうした子供たちの多くが、社会・経済的な条件などを考慮した上で日本の学校で学んでいるのが現実でございます。

また、日本国籍であっても、国際結婚の子供、長期の海外生活を経て帰国した子供たちで日本語の指導が必要な児童・生徒がいます。一方、外国籍であっても、生まれ育ちが日本で、日本語に堪能な子供もお見えになります。

したがって、義務教育の場での外国人児童・生徒の教育というのは、日本語指導が必要な児童・生徒の教育と定義されております。この日本語指導が必要な児童・生徒は、外国籍の子供もお見えになれば、日本国籍の子供もお見えになるという現状でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁では、外国人児童・生徒と言わずに、日本語指導が必要な児童・生徒ということですね。確かに日本語がうまく話すことができなければ、どんな学習も成り立たないかもしれない。以下私もできるだけ、日本語指導が必要な児童・生徒と言うようにこの後していきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

現在、本市の小・中学校に在籍している日本語指導が必要な児童・生徒というのは何人いるのでしょうか。できましたら、小・中別、学校別でお答えいただけるとありがたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 日本語指導が必要な児童・生徒は、4月現在で、小学校で32人、中学校で11人の合計43人でございます。

学校別では、弥生小に15人、桜小に10人、大藤小に4人、白鳥小に1人、日の出小に2人です。中学校では、弥富中に8人、弥富北中に3人です。栄南小、十四山東部小、十四山西部小、十四山中学校には該当児童・生徒はございません。

就学している児童・生徒の母国語はポルトガル語が一番多く、次にフィリピン語、ベトナム語、最近ではパキスタンのパシュート語などさまざまでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁では、弥生小と桜小に多いということがわかります。インターネットではありますが、外国人児童・生徒ということで調べてみますと、愛知県全体、平成28年度で約1万500人、そのうちこの海部地域は約200人、弥富市は約60名となっております。この海部地域では、あま市の約80名に次いで多くなっております。愛西市の4人と比べると大変多いと思います。これからはもっと多くなるような気がします。

そこで心配が増してくるわけでありまして。この子供たちの教育はどんな状況になっているのかと。また、日本語がわからない保護者と担任が話す場合、どのようにしているのか。現場の先生方の苦勞が想像されます。

そこでお聞きしたいと思います。

現在、本市の小・中学校に在籍している日本語指導が必要な児童・生徒の教育というのはどのようにしているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 日本語指導が必要な児童・生徒の教育はどのようにしているかという御質問でございますが、文部科学省による教員配置の基準は、日本語指導が必要な児童数が10人を超えれば、指導教員が1人加配となります。21人を超えれば、2人の加配となります。県からの加配があるのは弥生小と桜小でございます。さらに、弥富市では市雇用の語学支援員を弥生小と大藤小と弥富北中学校に配置しております。また、弥富中には弥生小の語学支援員が巡回指導もしております。

弥生小では、再任用の教員2名と市雇用の日本語指導支援員2名の4名体制で、15人の日本語指導教室を行っております。

桜小では、再任用の教員2名が10人の日本語指導に当たっております。

大藤小では、市雇用の日本語指導の教員が、取り出しや入り込み授業で4人の兄弟を教えております。

白鳥小では、再任用教員の2名で1人の取り出し授業を行っております。

日の出小では加配教員はいませんが、特別支援担当の先生が2名の取り出し授業を行っております。

弥富中では加配教員はいませんが、特別支援学級の3人の生徒は特別支援教室内で日本語指導を、あと5名は国語の取り出し授業を図書室で先生を順番に割り当てしながら指導しております。

弥富北中では、3人の生徒に国語、数学、理科、社会の4教科の取り出し授業を市雇用の先生で行っております。

教材は、「サバイバル日本語」や「ひらがな学習」という初歩の日本語教材、もう少し進んで「日本語基礎」という教材を使い、日本語の習得を行います。教材開発もどんどん進化し、外国語に堪能でない先生でも120日間で日本語の初歩を教科と相まってマスターさせるプログラム学習もございます。

通常学級の授業と取り出しの日本語指導教室を併用して学習し、高学年や中学生になると、通常学級だけで学習生活が可能となるように指導しております。

また、学期ごとに県の教育委員会から、ポルトガル語とスペイン語、フィリピン語の語学相談員が訪れ、語学指導や生活相談を行っております。

また、地域の力をかりて、ボランティアで保護者や子供の通訳をしてくださるブラジル出身の方や英語学習の語学指導助手（ALT）の方がフィリピン語の通訳をくださり、学

校を支えてくださっております。

また、児童課ではプレスクール授業として外国人児童が日本の学校生活に適用できるように、小学校入学前に各保育所で5人の市雇用の指導員さんにより適応指導を行っております。

さらに近年、スマホの数種類の通訳アプリが100以上の言語に対応しており、子供・保護者との会話や文章翻訳にとっても威力を発揮しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁を聞き、各校とも大変な御苦勞をされているということがよくわかりました。学校には余分な先生は一人もいないと思います。そんな中、取り出し指導を行っているということは、まさに無理が生じると思っております。10人以上で1人の加配というのを5人ぐらいで1人に変えていく必要があると思います。そんな中、本市では独自に語学相談員が配置されていると聞き、大変うれしく思っております。

それにいたしましても、先日、5月9日付中日新聞夕刊では、外国人児童の約5%が特別支援学級で学習しており、これは日本人児童の約2.3%の倍以上になるということでありました。これに対して新聞の解説では、外国人が多い地域で日本語を教える制度が整っておらず、日本語ができずに情緒不安定になっている子弟らの事実上の受け皿になっているとありました。しかし、これでは本来の特別支援学級の意味合いが違ってくるのではないかと思います。

本市では余りこういうことはないようですが、わずかな人数であればまだしも、多人数になってきた場合、もともとの特別支援学級の児童に支障が出るのではと心配をされます。また、少しぐらい日本語がわかるからといって普通学級でやっていくのも難しいのではないかと思います。1人の担任が35人近くを見ていくわけです。1人にかかる時間も限られてまいります。どうしても他の児童と同じやり方になってしまいます。やはり教員定数の加配が望まれるところであります。

そこでお聞きしたいと思います。

外国人児童・生徒、日本語指導が必要な児童・生徒に特別カリキュラムがあるかということについてお聞きをしたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 外国人児童・生徒に特別なカリキュラムがあるかという御質問でございますが、日本語を母国語としない子供たちの学ぶ力の育成には、日本語指導と教科指導とを統合的に捉えていく必要があり、そのためにJ S Lカリキュラム、第2言語としての日本語カリキュラムという学習教育課程が開発されました。

このカリキュラムは、子供たちの体験を日本語で表現したり、教科学習の過程やその結果を日本語にまとめたり、さらには学習したことを他の子供たちに向けて日本語で表現したり

といったように、日本語による学ぶ力の獲得を目指したカリキュラムでございます。

例えば、算数の速さの勉強でトンネルの通過にかかる時間を求めます。そこで「通過」という言葉の意味を学びます。小学校では、全ての教科ではありませんが、児童の日本語能力に応じて、このようなカリキュラムで学ぶ力をつけています。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 今の「JSLカリキュラム」という言葉を私も初めて耳にいたしました。このカリキュラムが機能していくためには、やはり人が足りないと思います。

外国人児童・生徒は、今後ますます多くなるだろうと言われております。平成28年度の全国調査では、公立学校に在籍している外国籍の児童・生徒は約8万人、日本語指導が必要な日本国籍の児童・生徒数は約1万人、合計9万人となっております。本市でもふえていくことは間違いのないところであります。

先日、公務のため、ある保育所に行きましたら、外国人の子らしい子が多く見受けられました。この先、新聞報道によれば、政府は外国人労働者の受け入れ拡大を進めるとありました。この方々は単身で見えるわけで、家族帯同は認められていないようであります。先進諸外国に比べると、外国人労働者の数は極めて少ないようであります。日本にいることのできる年数も限られております。しかし、外国の方が日本人と結婚すれば、そのあたりは変わってくるようであります。国際結婚もますますふえてくる感があります。

この弥富市も、現在約60名ですが、今、多数の外国人児童・生徒がいる市町村もあるようです。調べてみますと、豊橋市が約1,100人、豊田市が約900人、小牧市が約600人と出ております。このような市は、この子たちに対してどのような教育をしてみえるのでしょうか、わかればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 豊田市、豊橋市の外国人児童・生徒にどのような教育をしているかという御質問でございますが、1990年当時、バブル景気の労働者不足を背景とした入国管理法の改正により、日系3世まで在留資格が緩和され、ブラジルやペルーなど中南米諸国から就労目的の日系人が多く来日するようになりました。2008年のリーマンショックにより、こうした日系人の多くが帰国しましたが、近年の景気回復とともに増加傾向にあります。

2017年の統計では、日本にいる在留外国人は約256万人で、愛知県は東京都の約54万8,000人に次ぐ約24万3,000人でございます。愛知県の在留外国人は、2008年に約23万人とピークになり、それから減少になりましたが、2014年ごろから再び増加となり、現在はピーク時を上回る勢いでございます。県内では名古屋市に約7万7,000人、豊田市に1万6,600人、豊橋市に1万5,700人、尾張地方では小牧市に8,700人、春日井市に6,900人となっております。

豊田市では、2015年、日本語教育が必要な児童・生徒数は、小学校で569名、中学校で177

名でございます。この状況に対して県による加配教員が小・中学校に37名、豊田市の雇用職員として41名の学校日本語指導員が指導に当たっております。また、保見地区など特に編入の多い3地区においては、来日して間もない外国人児童・生徒などに、学校に入る前に初期指導教室「ことばの教室」を開設し、3カ月から4カ月ほど日本語指導や適応指導を行っております。

豊橋市も同様に指導体制をとっております。特徴的なものが登録バイリンガル制度というものがあり、有償ボランティアで、家庭訪問や3者懇談のときの通訳の業務を行います。10カ国語の言語、47人の登録があるそうでございます。

今後、外国人児童・生徒の教育を充実させるためには、語学指導員の確保と大学の教員養成課程における異文化理解、外国人児童・生徒教育が必要であると思います。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 人数が多くなれば、県の手当でも違って来るわけですね。しかし、その現場で働いてみえる先生方の御苦労は想像できるところであります。

これからの日本は、どんどんグローバル化していくと思います。外国人は、観光客だけでなく、労働者もますますふえていくわけです。つい先日も、あるコンビニで外国人の定員の方に会計をやっていただきました。ガソリンスタンドでは、パキスタンの青年にガソリンを入れてもらいました。もはや共生を考えていかなければならない段階かもしれません。

そのためには、日本語の習得は不可欠であります。言葉によるコミュニケーションがなければ、事は進みません。外国人児童・生徒の中にも、早く日本語を覚える子、なかなか覚えられない子の差は当然あるでしょう。根気よく指導していける体制づくりをしなければなりません。そして、その子たちが文化・歴史の違う日本の社会で生きていく力をつけていく必要があります。

そこでお聞きをします。

外国人中学生の進路についてであります。進学、就職、さまざまだと思います。お教えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 外国人生徒の進路はという御質問でございますが、弥富市の中学校では、この3年間で、日本語指導を必要とする生徒が、男子4名、女子5名の9名が卒業しました。男子の4名の進路先は、県立高校2名、専修学校1名、県立の定時制高校1名、女子の5名の進路先は、私立高校2名、専修学校1名、通信制高校1名、県立の定時制高校が1名で、9名全員進学しております。中3の時点で日本語指導が必要でなく、通常学級で卒業した生徒は、ほとんどが進学しております。進学率としましては、低いという状況では

ございません。

また、公立高校では、外国人生徒及び中国帰化生徒を特別に選抜する枠のある県立高校がございます。尾張地区では、名古屋南高校、中川商業、小牧高校、東浦高校の4校です。ここでは取り出し授業で外国人生徒に教科指導と日本語指導を行っております。

豊田市の外国人生徒の中学卒業後の高校、高専、専修学校への進学率は90%前後でございます。弥富市と同様に低くはありません。

消費文化の違いで、貯蓄の習慣のない人々は学資が用意できず、子供に進学させない例がございます。進学のための貯蓄を強く学校や行政が勧めていると聞いております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 環境の違いは当然あると思いますけれども、日本の子と同じように、その子の能力に合った進路指導ができるといいと思います。

文化庁の見解では、外国人を日本の社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策をしっかりと講じていく必要があるとされております。

最後に市長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員から、外国人の児童・生徒の教育についての御質問でございます。

最初にお話をさせていただいたように、現在、弥富市は38カ国、1,720の方が私たちと一緒に暮らしをさせていただいておるわけでございます。全人口の4%ほどに当たるかなというふうに思っております。そして、先ほど話がありましたように、児童・生徒は小学生が32名、中学生が11名ということで、合計43名の方が学校で学んでいます。しかしながら、9つの保育所では70名お見えになります。最近、数がふえてきているというような状況が言えるかと思えます。保育所の園児に関しましては、全体の7%ほどが外国人の子供であるということでございます。

これは、私どもは西部臨海工業地帯という形での背後地としての企業、あるいはさまざまなサービス業という形の中でお仕事をいただいている。あるいはまた、農業振興地域という形で愛知県の第8位にランクされておりますトマト栽培等の、いわゆるそういった形に、農業に従事してみえる外国人が多くなってきている。あるいは、先ほども議員からお話がありましたように、さまざまな第3次産業、サービス業の中でお仕事をされ、また中小企業等においてもなかなか日本人の雇用がままならないというような状況が、その背後にあるというふうに考えておるところでございます。

日本にやってきた子供たちの気持ちを考えると、言葉が通じない、あるいは習慣が異なっ

ているから戸惑ってしまう、あるいは食べ物が全く違う、友達も少ないという形で常に不安があろうと思うところでございます。このようなことを埋めていくためには、日本語指導ということが大事だろうと思っております。外国から来ていただいた子供たちが日本語を習得することを通じて、日本の子供たちと仲よく生活ができ、また互いに理解し合うことは、この上ない私たちの喜びでもあります。

今後も、日本語指導教員や指導員の増員という形で、外国の子供たちにしっかりと弥富市としては対応していかなきゃならないと考えておるところでございます。中学校を卒業するまでに、しっかりとした生き方等を身につけていただければ幸いかなというふうに思っております。

また一方、日本の子供たちにとっても、外国から来た子供たちと一緒に学び、生活することは、またとない機会でもあろうというふうに思っております。異文化を理解していく、あるいは国際感覚を身につけていく、あるいは人材の感覚を高めていくというようなことについては、貴重な体験であり、学習であろうと思っております。

いずれにいたしましても、弥富市ではこのような環境に対して外国人の人々に教育を中心としてできる限りの応援をし、よりよい共生を図っていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ありがとうございます。

外国人児童・生徒の指導につきましては、全く人手が足りないということは明らかであります。国・県は教員の増員を考えるときに来ていると思っております。また、そうすることが、今いる教員の働き過ぎ解消の一部にもつながり、ひいては日本の児童・生徒のためにもなっていくものと思っております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は11時ちょうどといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の平野議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたので、よろしく願いをいたします。

それでは平野広行議員、お願いします。

○10番（平野広行君） 10番 平野広行。

通告に従いまして、弥富市第4次行政改革について質問いたしますが、質問に入ります前に、先日発生しました北海道地震でお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りしますとともに、被災された方に対してお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入ります。

平成18年、弥富市が誕生してから3年後の平成21年に、今後10年間のまちづくりの指針として、本市の最上位計画である第1次弥富市総合計画を策定し、事業を推進してきましたが、本年度が最終年度となっており、現在、次の10年に向けた第2次弥富市総合計画を作成中があります。

また、今回質問いたします行政改革大綱は、平成19年3月に弥富市第1次行政改革大綱、23年2月に第2次、26年2月に第3次、そしてことし3月には弥富市第4次行政改革大綱が策定をされました。きょうは、この弥富市第4次行政改革大綱についての質問をいたしますが、具体的な質問に入る前に基本的なことから質問をしていきます。

まず、本市の最上位計画に位置づけされます総合計画における行政改革大綱の位置づけと伺いますか、総合計画との関係について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員に御答弁申し上げます。

総合計画と、いわゆる行政改革大綱との関係についての御質問でございますが、御承知のように、総合計画は市民と行政の共通目標であり、かつ自立したまちづくりを進めるための活動指針となるものでございます。いわば本市の最上位計画でございます。第1次総合計画の策定から、ことしは最後の年になります。本市におきましても、他の自治体と同様に、人口減少、少子・高齢化の波が押し寄せており、今後の市の財政状況は一層厳しさを増してくるものと考えておるところでございます。

そうした状況の中において、第4次行政改革大綱をしっかりと進めていかなきゃならないということでございます。本市の将来像を明らかにした総合計画を着実に実現するために、仕事の進め方、あるいは考え方を変革するとともに、行政のあり方や方向性を示す役割を担い、持続可能な行政運営を推進するための行政改革の指針となる大変重要なものであると理解をしております。

議員各位には、ことしの3月に第4次の行政改革大綱という形でお示しもさせていただいておりますので、また御理解を深めていただければと思っております。いわば我々の自治体は行政改革なくして進展なしと言っても過言ではないだろうという、それぐらいの決意で臨んでいかなければならないと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 施策とか事業を効率的かつ効果的に実現するための考え方やあり方

を示す役割を担うというふうに理解しておきます。

それでは、次に行政改革の視点について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

行政改革の視点についての御質問でございますが、第4次行政改革大綱では、本市の将来像の実質的な方向として3つの基本方針を設けております。そして、これをしっかりと取り組み、体系づけていきたいというふうに考えております。

その基本方針の1つは、市民サービスを提供し続ける持続可能な基盤の強化でございます。そして2点目は、市民の期待に応える市役所の能力、機能の強化でございます。そして3点目は、市民と問題を共有し、課題を解決する協働の強化でございます。この3つの基本方針のもと、行政改革を進めていくこととしておりますので、議員各位の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 言ってみますと、視点といいますと、最少の経費で最大の効果を生むということ、それから民間に委ねることができるものは民間に委ねると、それからまた、今、弥富市には何が求められているか、何を優先すべきか、こういったことをしっかりと見きわめると、こういうことだと思います。

それでは、次に推進体制と計画期間について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

推進体制につきましては、市長を本部長とする行政改革推進本部が中心となって、全庁を挙げて推進することにしております。平成29年9月に推進本部を設置し、昨年度は計6回の会議を開催いたしました。また、市長の諮問に応じ、本市の行政改革の推進に関する重要事項を調査・審議するために、有識者で構成される行政改革推進委員会がございます。昨年度は2回の会議を開催させていただきました。

また、第4次行政改革大綱及び第4次行政改革実施計画の計画期間についてでございますが、平成30年度から平成34年度までの5カ年計画となっております。

なお、実施計画につきましては、社会情勢の変化等において弾力的に対応させていただくということになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

いずれにいたしましても、しっかりと行政改革を前に進めるということで理解していただければと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 市長が本部長となる行政改革推進本部、また行政改革、これは民間

の方ですが、委員長となって行政改革推進委員会を中心にして行うということで、計画は5年ということになっております。

それでは最後にですが、改革の進め方、どういったふうに進めていくのか、この辺についてお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

第4次行政改革大綱の策定とあわせて、第4次行政改革実施計画を策定しておりますが、この実施計画は、大綱に示した内容を着実かつ集中的に推進するための具体的な取り組みを示したものでございます。

また、毎年度見直し作業を行い、重点施策項目ごとに、取り組み項目、取組期間及び目標値（額）などを設定し、取り組みを推進しております。年度終了後には取り組みの成果を検証し、市民の皆様には行政改革実施報告書として市ホームページで公表をさせていただいております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） これで基本的なことを伺いましたので、次は具体的なことについて質問していきます。

皆様のお手元に配付させていただきました表3、これをごらんいただきたいと思います。

これまで行った各年度の行政改革の取り組みにおける当年度分の効果額が、平成30年3月に策定されました弥富市第4次行政改革大綱の中で年度別効果額として表3に示されておりますが、平成22年度から24年度までは効果額が毎年1億7,000万円から2億1,000万円と順調に推移してきました。しかし、28年度においては効果がマイナスになっております。歳入確保の取り組みにおいては、その効果が続いておりますが、歳出削減においては、平成27年度、28年度と効果がなく、逆に歳出増となっておりますが、これらの点についての説明をお願いします。

また、29年度の取り組みの効果の結果も出ていると思いますので、あわせて説明をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

平成27年度、平成28年度の行政改革の効果額につきましては、議員が御指摘のとおり、歳出削減ではなく、歳出増加となっております。その要因といたしましては、第3次行政改革実施計画の推進項目、定員管理の適正化におきまして、職員の抑制・削減とは逆に、退職者より採用者のほうが多く、職員が増加したことが理由となり、他の推進項目で歳入増加や歳出削減を行い、行政改革の効果を上げていても、それ以上に人件費がかかり、効果額を打ち

消したことによるものであります。

また、平成29年度の取り組みの成果につきましては、主なものといたしまして、公有財産の有効活用の効果額として781万3,000円で、これは市が所有している未利用地等の貸し付けによるものであります。

次に、未収金対策の充実・促進といたしまして、西尾張地方税滞納整理機構に参加し、収納対策の強化を図ったことで、2,822万5,000円の効果がありました。

3つ目といたしまして、前納報奨金の引き下げ等の効果額として883万3,000円の削減で、これは固定資産税の前納報奨金制度を廃止したものでございます。

平成29年度全体といたしまして、4,703万円の効果を上げております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 28年度は定員管理がうまく行われなかったと、増員になっちゃったということで効果額がないということですが、29年度においてはトータル4,700万円程度の行政改革の効果が出たということですね。

次に、中期財政見通しでは、平成34年度における形式収支では約11億円の財源不足が計上されております。第4次行政改革実施計画において累積効果額は約1億円が計上されておりますが、これですと10億円の財源不足となります。したがって、今後、年間約2億円の行政改革の効果額を上げていかなければなりません、どのような取り組み方で効果を上げていく計画か、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

第4次行政改革大綱における数値目標の項目で5つの重点指標を設定し、その一つといたしまして歳入・歳出見直しによる効果額がでございます。5年間の目標値といたしまして11億1,000万円としており、この数値は弥富市中期財政計画の平成34年度の形式収支を用いております。

しかしながら、第4次行政改革実施計画の効果額の合計、積み上げでございますが、平成30年度の目標額としては9,000万円でございます。議員の御指摘の10億円の財源不足についてでございますが、実施計画には計上していない不確定要素もでございます。公共施設・インフラの最適化や民間活力の効果的な活用、職員の育成と職員力の向上など大綱に掲げました11の重点推進項目を着実に進めていくことで、歳入の増加、歳出の削減へつなげていき、計画最終年度の平成34年度に11億1,000万円の効果が出るように、目標達成に向けて取り組みを加速してまいりたいと考えております。

また、行政改革の推進に当たりましては、職員一人一人の意識改革が重要であると考えております。第3次行政改革大綱及び第3次行政改革実施計画までは、具体的な行政改革の目

標値、額などは明記しておらず、ある意味抽象的で実効性の少ないものでございました。そこで、第4次行政改革実施計画におきましては、目標値のみではなく、効果の値や額を記載することとしており、各年度終了後には効果額を算出し、進捗管理を行ってまいります。

目標額等を計画に明示し、見える化することは、職員の意識改革を促すためのものであり、本年4月には全職員に大綱と実施計画を配付し、職員の意識改革に努めております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） これまでにおきましても、年間2億円の効果額を算出するのは大変だったと思います。今後もこの効果額を捻出するには非常に厳しいと思いますので、職員の皆さん全員で知恵を出し合い、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次に第4次行政改革の実施計画におきまして、重点推進項目1番、歳入確保と歳出抑制の推進の中で公有財産の有効活用の取り組みの項目があります。その中で、市が所有している未利用地の実態を把握した上で貸し付け・売却を行うとありますが、現在、普通財産はどれくらいあるのか。その中で、現在、太陽光発電の用地、あるいは駐車場の用地として貸し付けている土地はどれくらいあるのか。また、その歳入は幾らあるのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

平成30年3月31日現在の普通財産の面積は、6万1,852.55平方メートルでございます。

次に、太陽光発電用地の貸し付けにつきましては平成29年度実績で1万160平方メートル、駐車場用地の貸し付けにつきましては1,162.47平方メートルでございます。

また、歳入につきましては、太陽光発電用地として203万円、駐車場用地として23万6,861円でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 太陽光発電3カ所で約200万円、それから駐車場関係で約20万円ほどあるということですね。

それでは、未利用地として売却・貸し付けが可能な土地についての今後の取り組みについて伺いますが、売却・貸し付け等が可能な土地の場所と、その面積を伺います。そしてまた、これがどのような手順で公開され売却・貸し付けに至るのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

未利用地として売り払いや貸し付けが可能な土地の所在地は、又八4丁目202番地2及び202番地29の農事センター跡地の387.34平方メートル、鍋田町稲山27番地1の水防倉庫跡地の5,233.53平方メートルでございます。現況は更地となっております。

他の土地につきましては、不整形地や面積が少ない土地などで、実際に売り払いや貸し付

けできる土地は絞り込まれてくることを御理解いただきたいと思います。

普通財産の売り払いなどをする場合は、幹部で協議をして決定いたします。なお、売り払いなどをするときは、市有地売却情報などを「広報やとみ」や市のホームページに掲載して周知をし、一般的には一般競争入札により行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） この項目につきまして追加答弁をさせていただきますけれども、先ほど担当のほうから、未利用地というか、そういうような状況の中で、鍋田町稲山にございます5,200平米の用地につきましては、従来から水防倉庫の跡地という形になっております。そうした形の中においては、この利用方法については地元の皆様方ともしっかりと協議をしていかなきゃならないというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 普通財産を処分するときには、幹部で協議して決定するというところでございまして、入札ですね、一般競争入札で行われるというふうに理解しておきます。

それでは、売却可能な土地として上げられました又八、それから鍋田町稲山地内ということで、稲山の地内のことについてお聞きしようと思いましたが、市長のほうから御答弁がございましたが、ちょっとお伺いします。

水防倉庫跡地5,233平米、約5反あります。この場所は名古屋第3環状線にあり、市街化調整区域ではありますが、沿道サービス業としては建設が可能であります。現在は放置状態であり、年1回草刈りをしておりますが、地元からは苦情が出ているのも事実であります。除草費用もかかりますので、早期に地元の要望等も含め売却・貸し付け等を行うべきと考えますが、立地条件、面積からして市としてはどのような業種に売却、あるいは貸し付けを望むのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えします。

鍋田町稲山の水防倉庫跡地は、建物用途の制限が比較的 low、活用しやすい土地と思われまます。今後につきましては、周辺の道路整備事業の進捗状況を見ながら、売り払いや貸し付けのタイミングを図ってまいります。

なお、道路整備が完了すれば、交通量が増加し、流通業務施設、コンビニエンスストアなどの用地としての需要が高まるものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 先ほどから2点ほど質問しましたが、市が普通財産として所有する土地の売却情報については、「広報やとみ」やら、それから市のホームページに掲載して周知し、売却・貸し付けを行っていくわけですが、その利用については市民から納得がいただ

ける土地利用にさせていただくことをお願いして、次の質問に入ります。

次は、重点推進項目3番ですが、企業誘致の促進について伺います。

企業誘致につきましては、本市には弥富市企業立地の促進に関する条例が制定されております。この条例については、弥富町時代の平成16年度に制定され、その後21年度、22年度、26年度に改正され、現在に至っております。26年度の改正においては、指定の要件、奨励措置について大きく内容が改正されておりますが、その改正された内容についての説明をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 御答弁申し上げます。

条例の制定時の主な指定要件は、新設の場合、敷地面積が3,000平方メートル以上であること、立地地区が、上野町、楠、富浜地区であることで、業種の指定はございませんでした。

奨励措置は、固定資産税相当額を交付期間5年間で、第1年度から第3年度までの3年間は100%の交付、残りの第4年度、第5年度の2年間は50%の交付で、交付の限度額はございませんでした。

平成26年度の改正では、新設の場合、敷地面積を1万平方メートル以上とし、立地地区の指定をなくし、業種について指定を行いました。主なものとしまして、次世代自動車、航空宇宙、環境・新エネルギー、情報通信、ロボットなどの関連分野のうち製造を行うもの、電気・電子機器、輸送機械、流通関連産業などの業種でございます。

奨励措置は、固定資産税相当額を交付期間3年間で50%の交付とし、交付限度額は各年度1億円といたしました。条例の期限を平成31年9月30日までと改正いたしました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 26年度の改正においては、まず業種の指定をしたということ、それから敷地面積、3,000平米から1万平米以上としたということ、それから指定区域を上野、楠、富浜地区から市内全域に広げたということと、奨励金の交付期限を5年から3年に短縮した、また固定資産税の相当額を土地の除く固定資産税相当分としたということが主な改正点だと思います。

それでは次に、平成18年度から29年度までの奨励金交付対象企業の総数、奨励金交付額の総額は幾らか。また、26年度に改正した弥富市企業立地の促進に関する条例のもとの奨励金の適用を受けた企業はあるのか。また今後、適用を受ける予定の企業はあるのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 平成18年度から平成29年度までの奨励金交付企業は18社ござい

ます。企業への奨励金の交付総額は、21億5,465万7,000円であります。

平成26年度条例改正後に奨励金を受けた企業は、現在までございません。

今後につきましては、交付要件が満たされれば、3社に奨励金を交付する予定でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 弥富市になって18年ですね、昨年度までは18社、交付の金額は21億5,465万7,000円ということですが、26年度の改正をした条件のもとでの適用を受けた企業は現在のところはないということですが、今後はそういう受ける予定の企業もあるということで理解をしておきます。

愛知県といえば、ものづくり愛知と呼ばれ、豊田を中心とした自動車産業が盛んでありますが、自動車に次ぐ未来ある次世代産業をとということで、航空宇宙産業の集積地として、アメリカのシアトル、フランスのトゥールーズと肩を並べる航空宇宙産業の世界3大拠点の一つとなることを目指しております。愛知県も平成23年12月に国際戦略総合特区「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」に指定され、本市もその構成自治体として参画しておりますが、形成特区において支援措置を受ける企業に対してはどのような特権があるのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区の指定を受けている企業の支援措置につきましては、4つの特典がございます。1つ目は、規制の特例といたしまして、緑地規制の緩和、関税免税手続の一部簡素化、既存工場の増築に係る建築規制の緩和であります。主なものは緑地規制の緩和で、現行20%以上の緑地面積率と現行25%以上の環境施設面積率をともに5%以上と緩和しております。

2つ目は、税制上の支援といたしまして法人税の課税の特例でございます。法人税の特別償却または税額控除を受けることができます。

3つ目でございますが、金融上の支援としまして利子補給金の支給でございます。融資により資金調達をする場合に、利子補給金が支給をされます。

4つ目は、財政上の支援としまして、総合特別区域計画の実現を支援するため、国の予算制度を重点的に活用することができます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 規制の緩和、税制・金融・財政上の支援措置があるということになります。

次に、クラスター形成特区協議会参画企業は、形成特区の支援措置を受け、さらに本市からの企業立地奨励金の交付も受けているわけですが、楠地区に立地し、本市からの企業立地

奨励金の交付を受けている企業は何社あるでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） アジアNo. 1航空宇宙産業クラスター形成特区協議会の参画企業で、本市の企業立地奨励金の交付を受けた企業は2社でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 形成特区の協議会参画企業、大体、このパンフレットがありますが、250社ほどあるんですね。その中の本市には2社ということになります。

本市では楠地区におきまして、川崎重工名古屋第一工場でボーイング787、また東工場を新設してボーイング777Xの胴体部分の製造が始まっております。この地域には、さらに航空宇宙産業をサポートする企業の誘致を進めるべきと思いますが、それではクラスター形成特区に指定されている企業がある楠地区において、現在、企業誘致可能な埋立地はどれくらいあるのか、また直近で埋め立てが完了する予定で企業誘致ができる埋立地はどれくらいあるのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 名古屋港管理組合の埋立地で企業誘致可能な分譲地は約2ヘクタールでございます。

直近で埋め立てが完了しました土地は、今回の議案第52号にございますが、約9.6ヘクタールの埋立地でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 9月議会、本議会ですが、議案第52、53号で上程されております9.6ヘクタール、埋め立てが完了して楠3丁目に編入される予定でありますし、また6月議会におきましても楠地区における公有水面埋め立てについて異議のない旨の議決をいたしました。その内容は、17ヘクタールで、保管施設用地とするというものであります。まだまだその先には57ヘクタールの埋め立ても予定されておまして、企業誘致を進める上でこういった土地があるということは、非常に楽しみに計画であると思っております。

それでは次に、自主財源の確保において企業誘致の促進は非常に重要であります。平成27年からは、県産業立地通商課と一緒に年1社、あるいは2社の企業訪問を行って、企業誘致の周知に取り組んでいくわけですが、今のところ成果が得られていないと思います。第4次行政改革では、企業誘致の取り組みとして新しくどのような取り組みをしていくのか。また、私としては形成特区の特典を生かした航空宇宙産業関連の企業誘致を進めるべきと考えますが、市側の考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 現在は、企業立地奨励金の指定申請のございました企業を中心に

愛知県産業立地通商課と訪問し、本市に来ていただいた企業に活用可能な優良施策などの案内を行っております。

今後は、既存の企業に対しても愛知県と連携して企業訪問を行い、本市において末永く事業を続けていってもらえるよう、活用できる優遇施策等の案内をしてまいりたいと考えております。

また、市といたしましても、できる限り航空宇宙産業関連等の優良企業に来ていただけるよう、愛知県や名古屋港管理組合と連携し、企業誘致を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 先ほどの質問では、形成特区内にはクラスター形成特区協議会参画企業は川崎重工と株式会社エアロの2社であるとの回答がありましたが、民間による宇宙ロケット、国産ジェット機の開発等、航空宇宙産業は今後ますます成長していく産業であります。

本市の楠地区は、航空宇宙産業アジアNo. 1クラスター形成特区に指定されている企業が立地している地域でありますので、この地域にはぜひ航空宇宙産業の企業誘致を進め、川崎重工を中心として協力企業を弥富市内へ誘致し、まさにクラスター形成の名のごとくブドウの房のように、航空関連企業が集積する地域となるよう取り組むべきと考えます。

税制面からしましても、保管施設業よりも、さまざまな機械設備を設置する工場を誘致するほうが、多額の償却資産税を確保することになり、本市の税収に大いにプラスになりますので、ぜひ機械設備を多く有する企業の誘致に力を入れていただくことを申し上げ、次の質問に入ります。

企業誘致に関しては最後の質問になりますが、行財政改革を進めていく上で、この企業立地の促進に関する条例をどのように考えてみえるのか伺います。

現在の条例は、1年後の平成31年9月30日で効力を失います。例えば、条例改正をしてもっと効果のある条例にしてさらに続けていくのか、あるいは奨励金を減額し、条例改正するのか、あるいはこの際、廃止するのか、歳入・歳出両面を分析して考えていかなければなりません。他市におきましては、雇用促進奨励金の交付を併用している自治体もあります。

それでは、現在の条件において他市町村、例えば尾張西部6市、名古屋港を構成する自治体と企業誘致奨励に関する条例を比較した場合、弥富市の条例をどのように受けとめているのか、またそれらを踏まえ、今後どのような考えで進むのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 尾張西部地区や名古屋港を構成します自治体の企業誘致奨励施策を比較してみますと、奨励金の交付期間が5年と長い自治体もございしますが、交付期間が3

年の自治体というのが多く、本市の交付期間も3年としておりますので、平均的な企業誘致奨励施策であると考えております。

今後の企業立地の促進に関する条例の見直しにつきましては、周辺自治体の状況を参考にし、本市の財政状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

この企業立地に対する奨励金制度、長くやってきました。そうした形の中において、平成18年から平成29年までで、先ほどもお話をさせていただきましたように、21億の交付金を企業のほうへ渡しているというような状況でございます。そうした状況の中において、新しい制度を平成26年から立ち上げ、市内全域に広めたわけでございますけれども、少し条件的なことは違いますけれども、新しい奨励金という制度においては市内の中にはなかったというような状況でもございます。来年の9月末日が、この奨励金制度に対する26年から4年がたつわけでございます。そうしたことについては、これは議会議員の皆様方とよく御協議をさせていただきながら進めていかなきゃならないだろうというふうにも思っております。しかしながら一方では、西部臨海工業地帯の一角には我々としてはまだまだ企業を誘致する余裕がございます。そういった形の中においては、今の自治体間競争は企業誘致でございます。そうした形の中においても、しっかりと考えていかなきゃならない。

あるいは、平成34年に新たにできます名古屋競馬場の未利用地が全体で17.5ヘクタールございます。これは今、名古屋競馬場の組合のほうで公募がかかっておりますけれども、こういった形の中におきましては、平成31年9月末日というような状況では該当はしないわけでございますので、この辺のこともしっかりと考えていかなきゃならないだろうというふうにも思っております。

いずれにしても、大変重要なことでございます。市の税収でございます。議員各位といろいろ御協議をさせていただきながら、この奨励金制度をどうしていくかということについてお話し合い、協議をしていきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） いろんな考え方があると思います。第4次行政改革において、歳出の削減は絶対不可欠であります。また、企業誘致を進め、歳入をふやすことも不可欠であります。26年の条例改正では、対象企業の設置面積基準対象区域を市内全域に広げたということで行ってきましたが、29年度までにおいては対象となる企業は一社もなかったということでもあります。

これらのことから、廃止したらどうだというような考えもあると思いますが、工場建設に当たり税金の優遇措置がないということになると他市にとられてしまう不安もありますので、

であれば奨励金を減額したような条例改正を行えばいいんじゃないかなと思ひまして、現行の条例では固定資産税に対する奨励金しかありませんが、弥富市民の雇用を促すような雇用促進に関する奨励金、交付期間の短縮、交付金の減額等もあわせた企業誘致奨励制度等を財政課ともしっかり協議して取り組んでいただくことをお願いして、次の質問に入ります。

次に、重点項目 2 番、公共施設・インフラの最適化について伺います。

公共施設の老朽化に伴い、今後、中・長期的な視点に立って施設の効率的な維持管理、更新と投資の適正化・平準化を図るため、公共施設再配置計画及び個別施設計画を策定する取り組みで、30年度においては再配置計画の策定、31年度においては個別施設計画の策定が目標値として上げられておりますが、具体的な取り組みについて質問します。

昨年ですが、総務建設経済委員会で公共施設マネジメントの取り組みについて伊丹市を行政視察しまして、12月議会において炭竈議員より公共施設マネジメント取り組みの専任部署についての考え方、朝日議員からは伊丹市が策定した公共施設整備保全基本条例について、また平成42年度までの中期的に公共施設の縮減割合を10%削減する数値目標を設定しての取り組みに対しての本市の考えを質問し、市側より回答をいただいております。

公共施設管理計画への専任部署の配置については、総務部秘書企画政策グループで30年度に1名増員し、3名体制で業務を行っていくこと、そして外部の有識者によって構成される公共施設マネジメント推進委員会を設置し、市長からの諮問に応じて調査・審議していくこと、また市長を本部長とする幹部で組織される公共施設マネジメント推進本部を設置し、公共施設に関する基本方針、計画の策定及び公共施設の管理の適正化などに関する取り組み、庁内各部署の連携を高め、全庁的な体制で取り組んでいく。したがって、公共施設整備に関する条例の制定に関しては考えていないとの答弁をされております。これに基づき、平成30年3月30日に弥富市公共施設マネジメント推進委員会要綱が設置されましたが、どのようなメンバー構成なのか、また推進本部との会合は現在行われているのか、進捗状況の説明をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

現在、公共施設再配置計画の策定を進めているところでありますが、公共施設マネジメントを円滑に推進するために、外部の有識者により構成されます公共施設マネジメント推進委員会を置くこととしており、7名の方を推進委員として委嘱させていただいております。

委員につきましては、名古屋大学と椙山女学園大学の准教授2名を初め、行政改革推進委員から3名、区長会から1名、民生・児童委員から1名の合計7名の皆様をお願いをいたしております。

会議につきましては、市長を本部長とする公共施設マネジメント推進本部会議をこれまで

に3回開催し、市内公共施設の評価・分析の確認や公共施設再配置基本方針の検討などを行いました。

来る9月20日には、本部会議で検討した内容等を公共施設マネジメント推進委員会において御意見等をいただくことを予定しております。そのため、本年度は本部会議を4回程度、推進委員会を2回程度開催する予定をしております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 29年8月に市民3,000人を対象に行った第2次総合計画の策定における市民アンケート調査におきまして、公共施設の新設や財源確保に向けた新たな取り組みにおいて一番多かった回答は、よく似た機能や余り利用されていない機能を再統合するというので、新設、維持、更新費用を削減すべきであるという人が72.7%ありました。地域の皆さんとしっかり話し合うことが重要であり、来年、30年度下期からにおいて、公共施設の再配置計画等を主題としておのおのの地域で出前講座をしていく予定であると答弁されておりますが、その詳細について具体的にどのように進めるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

公共施設再配置を策定していく上においては、市民の皆様の御理解や市民の皆様と連携していくことが重要であるため、市民参加の説明会や出前講座において公共施設の再配置案について市民の皆様にも周知をし、意見を伺うことを予定しておりますが、現段階では詳細は決まっております。

なお、公共施設の再配置計画及び統廃合に向けての市民との情報共有につきましては、本年度中に市民を対象とした公共施設ファシリティマネジメントの取り組みに向けた有識者による講演会を開催していきたいと考えております。開催日時及び場所につきましては現在検討中でございますので、決定次第、市民の皆様にも「広報やとみ」及び市ホームページを通してお知らせさせていただきます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 新庁舎の建設、JR・名鉄弥富駅前整備事業、新火葬場の建設も2021年度には完了が予定されております。その後は、いよいよ市内公共施設の統廃合を含め、施設管理業務をしっかりと進めていくことになっていきますが、それには先ほど言いました第4次行政改革をしっかりと進める体制を全庁挙げて取り組んでいかなければなりません。

平成28年度には全国統一レベルの財務4表の作成が行われ、本市も固定資産台帳を整備し、固定資産台帳の更新を行って、新基準での資産の把握をしております。今後は、財務4表からわかる主な財務分析指標、例えば有形固定資産償却率に基づき施設の更新順位、あるいは社会資本形成の世代間負担比率を活用し、世代間の負担を公平にする公共施設の管理をして

いかなければなりません。

先日、行われました28年度の議員力研究会セミナーに私も参加をさせていただきました、28年度の決算カード、財務4表のデータから本市の財務分析を行いました、財政力に関しては問題ありません。東洋経済新報社が公表している都市データパック2018年度版、財務が健全な都市ランキングでも全国791市の中で67位であります。ちなみに、1位はみよし市、3位が豊田市、4位が刈谷市、6位は長久手市であります。愛知県下38市の中で、22市が全国100位以内に入っております。本市は愛知県下で21位ですが、全国では67位であります。

しかし、不安材料としては、借金への依存度が高いということと、さまざまな財務分析指標の中で有形固定資産減価償却率、老朽化比率ですね、これが64.2%と他市に比べると高くなっていること、それと住民1人当たりの資産の更新費用のリスクが高いという結果が出ておりますので、今後は施設の更新に関してはしっかりと議論をして進まなければならないと思います。それには市民の皆様の御意見を伺い、御理解もいただき、全市一丸となって進めていかなければなりません。

施設の更新・統廃合につきましては、さまざまな数値に基づき判断するのが適正であると思いますが、世の中、数字だけで決めることはできません。そこには民意も大きく入ってきますので、そのあたりは我々議員もしっかりと議論をして進めていかなければなりません。

弥富市は、新庁舎の建設事業、J R・名鉄弥富駅の橋上駅舎化事業、潮見台霊園の火葬場改築事業、さらに4年後には駒野において名古屋競馬が開催される予定となっております、愛知県競馬組合への加入問題、また直接は関係しませんが、焼却施設が設置されている八穂クリーンセンターの操業期間についての問題も当該市として4年後には答えを出さなくてはなりません。

このように、本市には重要な問題が山積しております。このような状況の中、来年1月には市長選挙が予定をされております。

そこで市長に伺いますが、今申し上げました事業は、服部市長が手がけてきた事業であります。これらの事業を今後も責任を持ってしっかりと遂行していく覚悟があるのかどうか、市長選に向けてのお気持ちを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員から次の弥富市の市長選挙についてお尋ねでございます。

私といたしましては、初心を忘れず、新たな決意を持って市政運営に取り組ませていただきたいと考えております。

具体的な取り組み課題といたしましては、海拔ゼロメーター、マイナスの地域でございます。大変自然災害が心配でございます。そうした観点からして、もっと災害に強いまちづくりをしっかりと市民の皆様と一緒にやっていきたい。

2点目は、人口減少、少子・高齢化社会がますます高まってまいります。そうした意味におきまして、もっと人に優しいまちづくりを皆さんと考えていきたい。

そして、3点目は、平島中区画整理事業において市民の皆様のご協力、あるいは西部臨海工業地帯において各種の企業誘致を図ってまいりました。そうした意味におきまして、税金というのは基本的に着実に伸びてきております。これをさらに伸ばして行って、さまざまな市民の負託に応えていきたいということを考えております。

一方、議員の方もおっしゃいましたように、弥富市も大型事業がめじろ押しでございます。建設中の新庁舎の竣工、JR・名鉄弥富駅の橋上駅舎整備事業、火葬場の建設事業等々、多額の投資が待っております。職員一丸となって行財政改革を進め、そして財政の健全化に努めていきたいと考えております。

最後に、市民の皆様には大変御迷惑を長い間おかけしておりました建設中の新庁舎は、私の責任で最後までやり遂げたいと考えております。市民の皆様、議員各位の御理解と御支援をいただき課題に取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） ただいま市長から、来年の1月に予定の市長選には出馬するという強いお言葉をいただきました。今後は、さまざまな機会を通じて、現在の弥富市の問題点、そして今後の弥富市の向かうべき方向を市民の皆様にしかりと訴えていただき、市民と一緒に考え、一緒に取り組んで、市民とともにすばらしい弥富市を築いていただくことをお願いし、私の質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩とします。再開は午後1時ちょうどといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に従いまして、質問させていただきます。

今回は、防災の避難や情報についてとブロック塀の撤去費用の補助についての質問をさせていただきます。

まず初めに、この7月、8月、9月と、大きな台風や地震により災害ということで被災された方に、本当に心からお悔やみ申し上げます。

今回の台風等、この弥富市でも、幸い人命にかかわるような大きな被害はございませんでしたが、避難所を開設するという規模の台風はございました。例えば7月29日の台風12号、9月4日の先日の台風21号の際に、この避難所も開設されました。この台風のときに実際避難された方はどれぐらいいらっしゃいましたか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 那須議員に御答弁申し上げます。

7月28日、29日の両日、東海地方から西日本へと西から南へと進む異例のコースをとりました台風12号につきましては、28日午後5時より1次避難所を6カ所開設し、自主避難所の数は18世帯28名でございました。

内訳につきましては、白鳥コミュニティセンター5世帯6名、社会教育センター5世帯10名、福祉センター6世帯8名、十四山スポーツセンター2世帯4名、環境センター、南部コミュニティセンターにつきましては、自主避難者はございませんでした。

続きまして、台風21号、9月4日でございますが、9時に1次避難所6カ所を開設させていただきました。

内訳といたしまして、白鳥コミュニティセンター9世帯13名、社会教育センター8世帯14名、福祉センター22世帯35名、十四山スポーツセンター4世帯7名、環境センター2世帯6名、南部コミュニティセンター、ゼロ世帯でございました。

合計しまして、45世帯75名の方が自主避難されております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 29日の台風よりも、今度の9月4日の台風のほうが避難された方が多いということで、皆さん、事前に大きな台風ということで危機管理をされたのかと思っておりますので、ぜひ今後もそうした避難に対しての危機管理を周知していただければと思っております。

ただ、7月29日の台風の際、農村環境センターと南部コミュニティセンターの2カ所が午前1時に避難所は閉鎖されておりまして、ほかの避難所は午前6時に閉鎖ということになっております。先ほどの避難の数からしまして、南部コミュニティセンターと農村環境センターは避難者が、避難世帯がいなかったから早く閉められたのかと思っておりますけれども、それで間違いはないでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

農村環境センターと南部コミュニティセンターにおきましては、28日午後10時の段階で自主避難者がゼロ名でございましたので、午後10時15分開催の第3回災害対策本部会議におきまして、今後の台風の状況と照らし合わせ、深夜の移動はかえって危険だと判断し、災害対

策本部の班の交代に合わせ、29日午前1時に閉鎖をいたしました。

自主避難者がお見えになった他の避難所におきましては、29日午前6時に災害対策本部廃止と同時に閉鎖をいたしました。

ここで、まず風水害の際の災害対策本部及び避難所設置の判断について御説明いたしますと、本市におきましては5つございまして、1. 大雨警報、2. 暴風警報、3. 洪水警報、4. 高潮警報、5. 木曾川下流氾濫警戒情報の各警報の1つ以上が発表された場合に、災害対策本部設置準備体制下におきまして、市長が必要と認めた場合を判断基準としております。

また、災害対策本部の廃止、避難所の閉鎖の判断につきましては、予想した災害の危険が解消したと認められるとき、または災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるときを基準としております。

この台風12号の避難所について午前6時に閉鎖すると判断しましたことにつきましては、大雨警報が29日午前3時9分、暴風警報が午前4時29分に解除されたことで、今後の天候が回復見込みであることを判断材料とさせていただきました。自主避難者がお見えになる避難所とタイムラグが生じたのは、そのためでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 早目に判断をされて、こうした対応をとられたということでございました。

これは今回ではないかなと思うんですけども、市民の方より、深夜に避難所が閉鎖されても自宅に帰ることができないんじゃないかというようなお声をいただきました。仮にこうした深夜に避難所を解除する場合、避難者がいた場合、そういう場合は市ではどのような対応をされるんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

基本的には、警報が解除され、天候が回復の見込みで危険が去ったと判断すれば、自主避難された方に状況を説明し、災害対策本部の廃止及び避難所は閉鎖をいたします。台風12号の際は、先ほど説明した時刻に警報が解除されましたが、状況としまして日の出時刻が午前5時であることから、その時点でまだ薄暗い状況でもございましたので、自主避難者の方に、警報解除、危険が去り、今後の天候の回復などの状況説明をし、避難所を午前6時に閉鎖することを予告させていただいた後、避難所を閉鎖させていただいたものでございます。

したがって、その時々状況を判断し、市民の皆様の安全を第一に考え、災害対策本部会議によって判断をいたしております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 避難所の対応といたしましては、市民にそういった形で臨機応変に寄

り添った形で行われているということで、今後も引き続いてお願いしたいと思います。

さて、ここからが本題といたしますか、この質問のメインに入ってくるところでございますけれども、現在は台風などの災害時に市民に情報を知らせるものとして、同報無線やツイッター、防災メールなどがございます。これは、ほかにもどのような情報ツールがあるか、まず一旦お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

そのほかのお知らせするツールというようなことでございますけれども、テレビ、ラジオ、インターネットなど、さまざまな手段で情報は入手できるものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） さまざまなものがございますけれども、まず確認したいと思いたいののが、ツイッターや防災メール、同報無線で流れる情報というのは同じものでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

基本的には内容は同じものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 私が確認したのは、内容としてはほぼ同じということでございました。

ただ、若干語尾等の詳細の部分は多少違うのかなと思って確認させていただきました。

市としてメインの情報ツールをどれと捉えて、今、対策を行っているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

メインというものはございませんが、総合的にいろいろな情報で、そういった災害の情報を入手していただきたいわけではございますが、安全・安心メールとか、そういったものを現在私どもでは皆様にお勧めをいたしております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、回答にございました安心・安全メール、いわゆる防災メールと私は捉えておりますけれども、この防災メールの登録者というのは今どれぐらいいらっしゃいますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

現在でございますけれども、昨年度より約1,700名増加しております、今年度におきましては。現在、4,441名の方でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 防災メールの周知が進んで、登録者がふえてきたということで、この防災メールに対してはしっかりと周知していただいて、広めていただくことがいいのかなと思っております。

ただ、またツイッターや防災メールに登録されている方は、それで情報を得ることができますけれども、登録をされていない方や、例えばそもそもスマートフォン等を使えない方、携帯電話等もメール機能がなかなか使いづらい方に対しては、その情報伝達手段としては同報無線が市として主な手段となるのではないかと思います。しかし、この同報無線は、台風の時等にはほとんど聞こえないと多くの市民の方から伺います。もちろん、私の家でも台風の時等には同報無線の音は聞こえないわけですが、それは雨と風が強い中、しかも雨戸などを閉めていけば聞こえないというのは当然かなと思っておりますけれども、以前、そうした中で防災担当の方に、台風の時等聞こえないときどうするのというお話を聞きに行ったときがございまして、そのときの回答といたしましては、放送が聞こえにくい場合は自動録音応答電話があり、そこに電話をかけると、その内容を確認できると言われてました。確かにその内容は確認できると思うんですけども、災害時に一々そこに電話を回して確認していくというのはなかなか困難かなと思っております。

市としては、災害情報、避難情報を市民に知らせるといっては、それでも不十分かなと思っておりますけれども、これについて市はどのように考えていますか。それとも、また新たな対策を考えているのであれば、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

同報防災行政無線につきましては、家屋の密閉性の向上などで、場所によっては聞き取りにくい場合がございます。現在、災害情報を入手できる手段といたしまして、防災訓練や出前講座、ことし3月に全戸配布をいたしました津波避難ガイドなどで啓発しておりますが、先ほども申し上げましたように、テレビ、ラジオ、インターネットなど、さまざまな手段で情報が入手できるわけがございます。

また、自主防災会全体会や防災ワークショップにおきましても、自助・共助・公助について市民の皆様と意見交換や顔の見える関係づくりを行っており、その中におきましても、まずは自分を守り家族の安否を確認する、そして近所の安否確認、情報交換、避難をする場合は複数で声をかけ合う、複数で避難する、情報収集は複数でできるようにすることなどを啓発いたしております。昨年度からは、災害時要配慮者についてもワークショップを行っておるところでございます。

市の緊急時の情報発信といたしましては、同報防災行政無線以外に、先ほど御答弁させていただきましたように、安全・防災メール、公式ホームページ、防災ツイッター、テレビ局、

ケーブルテレビ、エフエムななみ、エリアメール、広報車など、さまざまな情報提供をさせていただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） さまざまな情報ツールによって周知をされているということですが、なかなかテレビ等は全体のものということで、弥富市個別でということではないかなとは思いますが、またそれにおいては、例えば愛西市の旧佐織地区では、室内の防災戸別受信機がありまして、室内で同報無線の内容を聞くことができたと聞いております。

また、お隣の蟹江町では、防災ラジオを負担金500円で配付しているということですが、条件としましては、65歳以上の方を含む世帯や、要介護者、障害者手帳を持っている方がいる世帯、母子家庭の世帯などということで条件は限られておりますが、そういった方々に対して配付しているということですが、このような対策を弥富市でも検討してはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

市の情報発信は、いち早く市民の皆様にお届けしなければなりません。先ほども申し上げましたように、さまざまな方法でお届けできるよう計画しておりますので、現在のところは同報防災行政無線戸別受信機の設置や防災ラジオの配付については考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） いち早く届けるということであれば、それこそ同報無線の戸別受信機があると一番早いかなと思っておりますが、これが逆にできない点というのは、どこに問題があってできかねる状態なのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

同報防災行政無線戸別受信機につきましては、多額の費用が想定されます。御家庭に設置するためには、親局から送信するための同報防災行政無線システム改修、各家庭への戸別受信機本体の設置、戸建て・マンションの立地条件等により受信用の屋外アンテナの設置工事費用が別途発生をいたします。そのほかには、電気料、メンテナンス費用等がございます。さらには、場所によっては設置ができないというような場合もございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 大変高額になるということで、なかなか難しいということですが、

また、今、さまざまな情報ツールを示していただいたんですが、例えば今回、北海

道の地震でも大きく困っていたのは大規模な停電、この弥富市でも前回の台風でも大規模な停電がございました。そういったときに、この停電の際はさまざまな情報ツールが逆に使えなくなる、先ほど言ったテレビやインターネット等は、携帯で見るのは別ですけれども、それ以外は使えなくなるという状態になるのかなと思います。

そのようなときでも、電池で動かせるラジオというのは貴重な情報ツールとなると思います。防災ラジオの配付の場合は、FMななみという回線を通しての情報ツールとなると思いますけれども、蟹江町のような条件で配付できないのはなぜですかね。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

通常のラジオでFM放送が受信できれば聞くことができますので、今お持ちになっているラジオを活用していただければと考えております。

ラジオにつきましては、御指摘のとおり、特に停電時などで非常に有効となります。被災情報、避難所情報、インフラ、生活関連情報などを得ることができます。そして、一人だけではなく、みんなで聞くことができる、また持ち運びしやすい等の利点もございます。

機能といたしましても、乾電池式以外に、充電式、蓄電池式、文字放送つきやライトつきといった多機能のものもございますので、ぜひラジオの利点を見直していただきまして、御家庭の防災への備えとして常備していただければと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 先ほどラジオのほうのメリットに関しては、部長が言われたとおりだと思いますけれども、新しいラジオとしては、災害時に勝手に電源が立ち上がって情報が得られると。ラジオをずっとつけっ放しにしておくという御家庭はなかなかないと思いますので、そういったラジオもあるのかなと思うんですけれども、そういったラジオに関しては本当にあるといいかなとは思っているので、ぜひ研究を進めて導入できるように、私としては市としてそういう調査をしていただいて、市としてこういうのがあるよという形でお勧めできて、さらにラジオに対して高いとかそういうので困難を持つ家庭があるならば、安く譲れるように手配したらどうかと思いますので、ぜひ今後検討していただけたらと思います。

災害に強いまちづくりのためには、まずは情報力、情報伝達力をアップさせて、市民の避難や供えのためにいち早く情報が伝わるように、引き続いての努力をお願い申し上げます。

続きまして、ブロック塀についての質問をしようと思いますけれども、先ほど永井議員も質問されておりましたので、重複部分は削除いたしまして質問させていただきたいと思っています。

大阪のあの痛ましい事故が起こりまして全国各地で対策がとられておりますけれども、今回、補正予算としてブロック塀の撤去補助金が100万円計上されておりました。先ほどの永

井議員の質問によつての答弁からすると上限は10万円ということで、これは10件分ということとを逆に言えば見ることができると思いますが、これについてどのように補助の申請をするんですか。相手からの申告待ちということでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 御指摘のとおり申請ということで、申請をしていただきまして、それに基づきまして条件が合えば補助をさせていただくという形をとらせていただこうと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） まずは10月1日からこれが施行されるということでございますので、なかなかその補助金が、今、ここ9月議会で審議されておりますけれども、これが通つてすぐにその情報を察知するというのは難しいのかなと思うんですけれども、どのように周知していくことをお考えでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 今考えておりますのは、市の広報、ホームページへの掲載、また回覧等で回させていただきまして周知をさせていただこうと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ぜひ周知のほうにも力を入れていただいて、皆さんがこうした安全対策ということで認知をしていくことが大切かなと思っております。

ただ、民間地においては本人が気づかない場合もございますので、そういったところに関しては、ぜひ積極的に市のほうからもお声をかけていただきたいなと思っております。

また、先ほど永井議員の質問からすると、調査や対策を行っているということでございますけれども、聞くところによると、調査方法が通学路の担当の職員が目視によって危険箇所かどうかを判断しているということでございました。忙しい中、先生方が調査してくださったことには本当にありがたいと思っております。しかし、なかなか建築物においては、目視だけではわかりづらい部分もあるかと思えます。

そこで、建築士や設計士など専門知識を持った方に依頼して、支柱の状況など、例えば1.2メートルを超えるものに対しては金属が入っていないかといつたものや、支え壁、控え壁ですかね、そういったものが必要となってくる部分がございますので、中に入っている支柱に関しては、例えば金属探知機などを使って専門的見地に立って調査すべきかと思えますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） ブロック塀の調査についての御質問でございますが、通学路のブロック塀の点検に当たり、建築基準法上のブロック塀の基準は、高さや控え壁、ブロックの

厚みなどが決められております。しかしながら、校内の点検とは違い、多くは民地内のものであり、外観の目視では控え壁やブロックの厚みについてわからないのが現状でございます。民地のブロック塀については、所有者の方が自己の責任において管理すべきと考えております。

今回の通学路点検では、さきのブロック塀の基準を踏まえながら教員が児童・生徒の目線で点検し、ブロック塀以外にも危険と思われる箇所が報告されました。例えば、傾いた電柱、老朽化し家屋、鳥居、灯籠、自動販売機、そして街路にある看板など、多くのものが上がりました。ブロック塀の点検という観点では、御質問にあるように専門家により専門的な機器を用いた点検は有効な方法の一つかと思えます。しかし、今回の点検は、これら危険と思われる民地内の箇所について撤去をお願いするために行ったものではございません。通学路の現状を把握し、児童・生徒と学校が危険箇所を認識し、その情報を共有することにあります。

学校では、児童・生徒に対し、危険箇所において安全で速やかに通行することや危険箇所の通りの反対側を通行することなどを指導しております。また、危険箇所を認識し、自分の命は自分で守るという自助の姿勢を高めるよう指導しております。何よりも有事の際、危険回避の判断をするのは児童・生徒でございますから、危険箇所の把握は大切だと考えております。また、必要に応じて通学路の変更についても、学校とPTAが協議しながら対応してまいります。

市としましては、危険要因の一つであるブロック塀の撤去については補助金制度を創設しましたので、この制度の周知に努め、多くの方に利用していただき、災害に強いまちづくりを目指していきたいと考えておりますので、御協力よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） なかなか難しいところに関しては、自己責任と言ったら変ですけども、自分の管理の中でしっかりと調べてほしいということでございました。

先日、中日新聞9月8日、この間の土曜日でございますけれども、県内のブロック塀に対しての調査の報告が出ておりました。この9月8日の新聞によると、県内48の市町村で民間ブロック塀を調査しているということでございますけれども、まずこれに対して弥富市はこの48市の中に含まれているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 御質問の件でございますが、愛知県建築指導課主導の民間建築物のブロック塀等の安全点検というものが、北部地震の関係がございましたので実施をされました。本市におきましては、7月17日から8月14日までの間で、5日間点検のほうが行われております。

点検方法は、市が住宅密集地区で避難所までの主要な道路沿いにあるブロック塀が立ち並ぶ地区を重点対策区域として定めまして、愛知県と市の職員により合同で民間ブロック塀等の安全点検パトロールのほうを実施しております。

重点区域は、本市におきますと、鯛浦地区、佐古木地区、前ヶ須地区の3地区を設定し、ブロック塀の高さ、ブロックの厚さ、控え壁の有無、間隔等の数カ所の項目を点検しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、通学路以外の民地に対しても調査を行ったということでした。

この新聞の情報によりますと、ブロック塀の68%が不適合ということでした。しかも、最も多い不適合の理由には控え壁がないといったケースでございましたけれども、ぜひそうしたものに対しては早目の対応をお願いしたいと思いますし、そういった危険箇所があるのであれば、ぜひ民間の方にお声をかけていただいて、こういう補助があるからぜひお願いしたいということで、なるべく早目に危険箇所を撤去できたらなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

先ほど通学路の点検は子供目線に立った危険箇所としての調査と、子供たちにそれを認識させることで危険回避、危機回避を行っているということで、本当にそれは素晴らしいことだと思っております。危険な箇所はブロック塀だけではありません。あらゆるものに対して想定し、危機管理を行っていかなくてはならないと思っておりますので、ぜひそれは進めていただきたいと思っています。

そこで、このブロック塀だけじゃないというところで、同じように倒壊のおそれがある樹木などがあります。また、倒壊のおそれがなくても、民地に生えている樹木などの枝葉などが道路や歩道などの視界を遮ったり見えにくい状況をつくり出しているところもございます。そのような状況の箇所に対して、このブロック塀と同様に撤去や伐採の補助をできないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 他県の例では、支障樹木を伐採することにより、道路交通の安全の確保、または土砂災害の防止を目的としまして補助制度を施行されておられる自治体がございます。

本市におきましては、道路や歩道の通行の妨げになります樹木につきましては、道路管理者等から所有者に対しまして伐採や撤去の通知をすることにより対応しております。

民地内の支障樹木撤去につきましては、その所有者の責任により伐採等をしていただくことが原則ですので、補助制度の創設までは現在のところ考えておりません。以上でございます。

す。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、補助制度のことは考えていないということでございましたが、先ほど答弁の最初に言うておったように、静岡県富士市には地域支障樹木撤去事業補助金というものがありました。横浜市でも樹林地維持管理助成事業というものがございまして補助している自治体があるので、ぜひこういった事業を研究していただいて、市内の安全に努めていただきたいと思います。先ほど、危機管理としてはブロック塀だけではないということでございますので、全体にそうした対策をとっていただければと思っております。

また、もう一点、ブロック塀の撤去をしていくなれば、同時に、その対象が狭隘道路になっているところもございまして。その部分においても、ブロック塀を撤去するということであれば、ぜひあわせて声をかけていただいて、御協力をお願いして、狭隘道路の早期解決につなげていくことも弥富市の発展になるのかなと思っておりますけれども、それに対してははいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 現在、10月1日からの施行に向けまして、今回のブロック塀等撤去補助金交付要綱を検討しております。その中では、補助対象者はブロック塀等の撤去後に、撤去面が狭隘道路である場合には、ブロック塀等の撤去後に道路後退用地内においてブロック塀や柵、花壇等を新たに築造しない制限を設けようと考えております。

したがって、ブロック塀撤去補助を活用される御相談があった場合には、狭隘道路の拡幅整備に関する補助制度につきましても十分説明をしてみたいと考えております。

また、市のホームページや回覧等により、ブロック塀等の自己点検のチェックポイントやブロック塀等撤去費補助制度をPRし、これらを積極的に活用していただくことにより痛ましい事態にならないよう、まちづくりのほうを推進したいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、部長がおっしゃられたように、まず狭隘道路に対して、そうした配慮をされていくということでございますけれども、一番大事なのは、ここくると周知ということになってきます。なかなか自分のところに仮にそうした危険物等や、また自分のところが狭隘道路になっているかどうかというのなかなか気づかない部分もあるかと思っておりますので、そうした方々に対してしっかりと周知をしてもらうこと、そしてそうした方々に対しては、広くインターネット等、広報等で呼びかけるのはもちろんですけれども、個々に対応をお願いしていくというの進めいく分には大きな力となるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひそのような対応をしていただきたいと思いますと思っております。

大阪での事故等のようなことがないようにしっかりと対策を行うとともに、市民にしっかりと周知し、危険なブロック塀や樹木等の撤去が早急に行われ、より市民が安心・安全に暮らせることを願ひまして、今回質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 次に加藤克之議員、お願いします。

○3番（加藤克之君） 3番 加藤克之。

通告に従ひまして質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

初秋を迎え、朝夕と大分しのぎやすい季節を迎えることになりました。また、私らのまちでは稲穂も実り、黄色に芽生えた光り輝く稲穂となつてまいりました。また、新米もスタートをされまして、市内におかれます子供さんたちに対し、召し上がることもできる提供をさせていただいている姿を1面に今回は9月の広報に出させてさせていただいている姿に、喜びと幸せを感じた次第でございます。我々は昭和34年9月26日を契機に、地域を挙げて、早期稲穂の対策に取り組まれた経験をもとに、我々は今、こうやって新しいお米を早々に召し上がるができるという季節は喜ばしいことでございます。

いろんな秋には言霊があるわけでございますけど、それぞれ皆様方は秋の陽気を感じていただきたいなど。今月、また来月と非常にいい季節でございますので、しっかりと実りの秋、また喜びの秋、健康の秋と迎えていただきたいと思う次第でございます。

さて、季節は変わり行くのも早いものでございます。ことしの7月から8月にかけて、本当に多くの猛暑、酷暑と続きました。そういう意味で、季節の変わり目、また行政上でも半年が過ぎ、この9月に半年のまたスタートで、それぞれ補正予算の枠組みを組んでいただきながら、皆さん方の同様の気持ち、災害や、また社会事情の変化や、その対応をしていかなきゃいけない。行政は政をやっていく以上は、先進的に物事を社会事情に応じて対応していかないといけないと感じる次第でございます。

その中で、来年もはや10月以降は消費税が上がるかもという見込みがある状況でもございます。そういう意味で、小学生、中学生、保育所と、弥富市内は多くの子供さんを抱えておる。これから大事な人たちでございます。人口の定着が進む上で、いま一度この夏を乗り切った皆様とともに、そしてまた子供を育む上で、それぞれの心持ちで今回、小学校エアコン設置への質問をさせていただきます。

まずは、学校側のお話も少しばかり聞かせていただきながら、熱中症計の計測器があるわけでございますけど、学校の先生もこの7月、8月は、たくさん熱中症の計測器を使われました。そしてまた、担任の先生たちも子供さんと相談しながら対応を、外での活動、中での活動となされておられました。弥富市にとっては、そういう早い段階で、平成24年でもございましたけど、熱中症機器のものが設置されておられます。非常に喜ばしい話でございます。ほかの地域は遅い段階で、学校の先生もそういう話をされておりました。

一つ一つ早く物事を進めることは、地域にとって喜ばしいことの限りでございます。そして、このタイミングでスタートをしなければならないかなど。中学校もしっかりとエアコンの設置をしていただいたと思います。進捗状況、その他の報告、よろしく願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 中学校エアコン設置工事の進捗状況について答弁させていただきます。

中学校のエアコンの設置については、3中学校普通教室等41教室において設置し、2学期当初からエアコンを使用しております。9月3日の朝一番には、3中学校とも教室から歓声が校舎に鳴り響いたと校長から聞いております。ありがとうございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） すばらしいお話でしたね。学校に校舎にとまりますから、市長、副市長、教育長、一生懸命やっただいて、私ら議員も同様な気持ちでございます。いいことはしっかりやるというわけでございます。政の行くことがしっかりといいことに進めば、喜びなり幸せなりが感銘を受けて、いよいよ子供にも努力と勇気と力が湧いて、いろんな学校教育の方針、そしてもう一つは教員の先生たちですね。これは前から言っていますけど、働き方改革のこれも一環かなと感じる次第でございます。先生でもしっかりとお仕事ができ、子供に対して接することもしっかりとできるかなど。生徒の中でも暑い暑いという言葉じゃなくてすばらしいなど。そういう思い出が、自分たちの初めてこういうことができ上がったことというのは、子育て支援の力強さと、行政の皆様方の心配りと、賢明なる努力のたまものだと感じる次第でございます。財源がなければ、一つ一つ大きな物事はできないわけでございます。そういう意味で、財源バランスをしっかりと、貯蓄をしながら、そしてまたいざというときに中学校のエアコン設置と今回していただいたので、非常に喜ばしい話、教育長、お話をありがとうございました。

さて引き続いて、その中でも弥富市内は保育所も全てエアコンは設置されておりますし、そういう意味で皆様方におかれましても、早い対応、早期なる実現、そういうことを込めまして次の質問もさせていただきます。

弥富市内では児童・生徒数、小学生、中学生、また人数的には小学生が2,383名、中学生は1,220名でございます。そういう意味で、これから小学校へ設置する上では、普通教室等、数はどのぐらいございますか。お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 市内小学校の普通教室数について答弁させていただきます。

市内小学校8校分の普通学級82教室、特別支援学級23教室、合計105教室でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 普通教室と特別教室、明確な数字でございます。その旨でこれからエアコン設置のお願いしたいというお話をしていくわけでございますが、国の動きも一気に変わりました。天候、また災害、またそれぞれの諸準備と、そういう意味で物事が進んでいくわけでございます。全国の学校でもエアコン設置が非常に急ぐ話となってまいりました。おかげさまで弥富市は中学校に早期にことしつけたので、非常に財政的にも喜ばしいお話だと思います。ほかの地方自治体は、小・中、これからスタートだということところは多々あるかなと感じる次第でございます。

その中で、子供たちの命、安全を守るのは私の責務だということで、首相もお話を国のほうでもしていただき、補正予算の編成も視野に入れ、財政措置を検討する考えを示したわけでございます。その設置経費についてですが、国庫の補助制度がありまして、その中にも特に空調設備工事も含まれておられます。財政指数1.0以下の自治体には3分の1、面積の3分の1でございますけど、原則補助されるというわけでございます。少しお話を申し上げながら、小・中学校におけるエアコン設置率という話だけさせていただきながら、お願い事をする次第でございます。

日本全体の平均は、エアコン設置は50%というわけでございます。愛知県は35.7%、全国でも25位というわけでございます。東海三県でも、県の教育委員会によりますと、昨年4月の次点では、名古屋市、岐阜市、伊勢市など、計28市町の小・中学校の普通教室のエアコン設置率は100%だというまちでもございました。最高の温度というのも加味しなければならぬかなと思います。全国の最高気温が最も高いのが京都府、2番目は大阪府、6番目が愛知県でございます。そういう意味で愛知県も県内挙げて、きょうも全国的に一番気温が高いのは愛知県でございます。そういう意味で、毎日毎日の1日の変化で大人も子供も対応せざるを得ない状況でもございます。

県内でも、東海市を初め、前倒しで自主財源でされる東海市でもございます。また、長久手市、犬山市におかれましては、2020年度までに行うと。岡崎市においては、平成32年までに全て行うと。江南市でも、平成31年には終了したいというお話でございます。岩倉市も平成31年、大治町も今年度の9月の補正予算で進めるという話でございます。

そこで、小学校のエアコン設置に向けて実施していく方向性、また計画、予算、内容、施行を含めながら質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 小学校エアコン設置に向けての方向性と計画案、予算内容について答弁させていただきます。

まず初めに、エアコン設置への方向性でございますが、来年度をと考えております。

次に、計画案と予算内容でございますが、今回、エアコン設置のための設計費の補正予算

案を提出させていただきました。補正予算を可決していただきましたら、設計に取りかからせていただきます。来年度の2学期から使用できるようにと考えておりますが、国の補助金の採択の時期や学校の状況等を考慮しながら、少しでも前倒してエアコンが設置できるよう検討してまいります。

エアコンの設置数でございますが、普通教室を中心に少人数教室等を含め122教室を考えております。具体的な工事費につきましては設計後になりますが、市としては3億5,000万円ほどを見込んでいます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小学校のエアコン設置について少し追加答弁させていただきますけれども、今、教育長のほうからは、来年度で実施し、2月期からという形で答弁させていただいておりますけれども、その中でも前倒しということを考えているわけでございますけれども、私たちはこの国の補正予算が12月には行われるだろうというふうの前提でもって、なおかつ、来年度小学校で工事を完了し、使用できるのが6月ぐらいが一番望ましいということを考えておるわけです。そうした場合には、この9月の補正で設計費を計上させていただきますけれども、全ての小学校の設計がいつできるか、これがポイントになってくると思っております。できましたら、この年内にその設計が終われば、12月ないしは3月補正というような状況の中で全体の工事費をお願いしていきたいというふうにも考えております。

そして、小学校全てを一括して発注するということについては6月では無理だろうと思っておりますので、できましたらこれを分割方式にして、2校、3校という形の中で分割方式にしていけば、うまくいけば6月までに工事完了という形で、暑くなるはしりのときに小学校にエアコン設置ができるんじゃないかということの今計画を積んでおります。

そうした形の中で、今回、設計費という補正を認めていただき、そしてしっかりと国の補正予算ということを収支しながら、我々の計画ということを6月に前倒しするということを前提にして、これから詰めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 前倒しの御意見がございました。非常に話のわかります内容でございます。ぜひともそのように私らも方向性をしっかりと見詰めながら、早期実現へと向けながら子育て支援の弥富市となりますことは、一步ずつさらに深まりを覚える状況でございますので、そのように私も努力しながら推挙していきたいなと思う次第でございます。

そしてまた、普通教室エアコン設置につきまして実施の方向に加えながら、もう一つ、小学校・中学校の体育館の設置にもお願いしたい心持ちをする次第でございます。平素から体育館の使用率も多くあります。当然、入学式から始め、またPTAの総会、そしてまた地域の交通安全教室、防災訓練、学習発表会、作品展、卒業式と、また子ども会のドッチボール

等々と多くの利用の価値のある、そしてまた避難所というわけでございます。そういう意味で、新しい方向性もむかなければ、この生活スタイル、日本の春夏秋冬の対応、そうしていかないと想定外、予想外、そういう災い事が来たときに、我らは右往左往とするわけでございます。安心して安全にということは常に言葉では皆さんともに出し合ってきているわけでございます。どうかひとつこのことも含めながら考慮していただき、中学校、また小学校体育館のほうのエアコン設置も御検討いただけるお言葉をいただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 小学校・中学校の体育館への設置について答弁させていただきます。

小・中学校の体育館が避難所に指定されていることは認識しております。現在、小学校の普通教室へのエアコンの設置と並行し、校舎等の長寿命化改良工事の計画が実行されています。本年度は桜小学校の実施設計を行い、来年度工事に着手する計画です。これは、校舎等の劣化対策を要する建築後40年以上経過した建物に対し、今後30年以上の使用に耐えられるように、水道・電気・ガス等のライフラインの更新を初め、コンクリートの中性化対策、鉄筋の腐食対策等に加え、防水工事や外壁塗装工事等を行うものでございます。

今後も、他の学校を順次行わなくてはなりません。まずは限られた予算の中で将来への大きな事業を進めさせていただいておりますので、現在、体育館へのエアコンの設置計画はございません。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 当然、財政の状況を見ながら、そして優先順位、そしてまた行政の計画、いろいろと進むわけであります。そういう意味で教育長の答弁の内容のとおりのお話もあるかと思っております。重々話の旨はよくわかるわけでございますが、改めて今後に向けて、当然、弥富市の小学校・中学校の校舎は対応しなければならない。そして、また避難所、また安心・安全の校舎をつくり上げていく費用対効果を考えれば、やらなければならないことも数多くあるわけでございますので、少しまた目が開けるようなお心持ちがある、そういう計画に入れ込んでいただいて、立派なものというわけじゃないです。少しでもつけられるものが何か予算的にできれば、小学校・中学校体育館もつけていただきたいなど、そういうふうでお願いをしていきます。

最後になりますけど、これからの弥富市、そしてまた子育て世代の弥富市、きらめく弥富市のために、このエアコンの設置についてのお言葉の熱のある思いを、市長の見解をお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 加藤議員に御答弁申し上げます。

ことしの夏ほど児童・生徒を取り巻く環境ということについては、教育環境も含めてそう

ですけれども、命のとうとさを考える機会が非常に多かったなあというふうに思っております。6月に発生いたしました大阪府の北部地震、これはブロック塀の倒壊による大変痛ましい事故でございました。また、7月に発生した県下の小学校における熱中症、それによって児童の死亡事故等が発生いたしました。学校は学びの館であることはもちろんでございますけれども、その前に安全な場所でなければならないと私どもは考えておるところでございます。

そうした形の中で、私どもとしては教育委員会、あるいは御父兄の御意見をいただきながら、子供たちの環境づくりにこれからも努めていきたいと思っております。そうした意味で、全ての小学校におきまして、中学校は設置いたしましたけれども、小学校におきましては、先ほども申し上げましたように、なるべく前倒しをするようなことで設置していきたい。これは、学校当局、教育委員会の御理解もいただかないと工事が進みませんので、うまく教室のローテーションを組みながらやっていかなきゃならないだろうと思っております。相当タイトにはなりますけれども、6月に前倒しができればと思っております。ぜひとも今回の補正予算をお認めいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、体育館の設置については、先ほど奥山教育長のほうからお話があったとおり、大変厳しいタイトなところでございます。私どもの試算によりますと、それぞれの体育館においてボックスの床に設置をするエアコンというような状況においても、8台から10台は要るだろうというように思っております。そうした場合には、全体では1基5,000万ほどかかる予定でございます。そうすると、11校の体育館がございますので、5億5,000万というような数字になるわけでございます。

また、機械室を別途設けまして、ダクトで引っ張って、その冷気を体育館に吹き出していくというようなダクト型にしていけますと、大体1つの体育館で1億から1億2,000万かかるというように試算をさせていただいております。いわゆる倍の値段がかかってくるということでございます。そうした状況におきますと、計算していただくとうわかりますように、13億近くのお金が必要になってくるわけでございます。

今、さまざまな形の中で学校においても環境整備を進めさせていただいております。また、庁舎の問題、あるいはJR・名鉄の改修工事という形の整備計画ということについても大変たくさんのお金が必要となってまいります。そうした形の中で、いましばらくは体育館の設置については考えざるを得ないと思っております。

しかしながら、国の補助メニューというものを考えてみた場合に、体育館を避難場所として使う場合においては、国のほうからの緊急防災・減災事業債という、今回、庁舎に適用したことがあるわけでございます。それによりますと、起債率は100%で、交付税措置が70%という減災・防災事業債というのが、この体育館を避難場所にした場合においては、その指

定場所における避難者の生活環境の改善のためという形で、そのメニューがございます。そうした形においては、これも事業が32年度までの事業になっております。どの段階で判断するかは非常に微妙でございますけれども、一方では自己の負担も大きいわけでございますので、これはしっかりと検討していかなきゃならないと思っております。

そしてまた、緊急防災・減災事業債が32年以降も我々としてはきっと適用されるだろうということをこれからも国のほうに要望していきたいというふうにも思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。今のところ、いましばらく御辛抱いただければと思うところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） ありがたいお言葉、ありがとうございました。非常にこれから前向きに、また前倒ししてしっかりと補正予算9月を進めながら、そして今後に向けての方向性のお話、しっかりと把握させていただきました。

また、市民におかれましても、どれだけ一つ一つ、1基幾ら、またトータルで幾らということも明確にした数字でもございます。そういう意味で市民もその旨がよくわかり、どれを優先的に進めていくのかという状況の中で、まずは中学校を行ったら小学校だと、その後は、次はその対応、しかしながらまた平成32年までにはやっていきたいというお気持ちで前向きに、いろんな事業はたくさんありますけど、行政という文字のごとく、政がいく、よいことがいく、市民によりよいこと、そしてまた市民サービスができること、そういうことを進めていきたいなあと。そして、その中でしっかりと賛成できる、また市民のための予算のくみ取りの仕方を進めていきたいと思っておりますので、どうか皆さん方の予算の編成のスタイルを着実に現実にと進めていただきまして、老いも若きもと市民のために予算の配分をしていただきたい。

今後よろしく願いをして、本日の質問を終えさせていただきたいと思っております。本日の質問をおさめさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後2時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時04分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の三宮議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に配付をいたしましたので、よろしく申し上げます。

次に三宮議員、申し上げます。

○8番（三宮十五郎君） 通告に基づきまして、わしは2点にわたって一般質問を行わせていただきます。

まず最初に、限界を超える交通災害の解消をということで質問させていただきます。

ニッケゴルフ場跡地の中古車オークション会場への変更のための説明会に私は2日間参加をし、沿道の皆さんの毎日交通事故の心配をしながら暮らしている、これ以上被害が大きくなるようなことはやめてほしいという切実な声を聞き、この地域の道路事情が市内でどういう状態になっているかを明らかにする必要があると考えまして、危機管理課に平成20年度から29年までの10年間の市内2.5キロメートルの旧155号線の交通事故と市内の交通死亡事故、人身事故の発生件数などの調査を、土木課には市内の国道、県道、市道のそれぞれの実際の延長距離の調査を依頼いたしました。

パソコンで入力されているものが、これは市からいただいた資料そのままでありまして、手書きの部分が、私がそうした資料をもとに計算したり書き込んだものでございますので、ごらんいただきながら質問を聞いていただきたいと思います。

まず、この調査をして、弥富の進入路になる県道の458号、愛西市との境から国道1号線までの2.5キロというのが、弥富市全体の交通死亡事故も全県の中では際立って多くなっておりまして、県全体が平成20年の318人から29年の200人へと約4分の1減少させていることに比べまして、20年から22年と27年から29年までの弥富市の死亡者につきましては、5人から9人ということで180%になっているということが1つ。同時に、人口1人当たりで見ましても、この3年間の県の平均が2万6,927人に1人、そしてあとの3年間、29年までの3年間で平均が県民3万6,028人に1人でございますが、弥富市のそれは、最初の3年間でほぼ県の当時のレベルとイコールで、県に比べてわずか3.8%悪いだけという状況でございましたが、何と県が大幅に減っている中で弥富はふえているわけでありまして、平成27から29年の3年間の弥富市の人口当たりの死亡者の割合は1万4,790人に1人ということで、県と比べて59%も悪くなっているという状況ですね。

ここは、愛知県のことしの2月の県議会で、開発問題との関係で我が党の県会議員であります下奥議員が県警本部長に質問をした中で、県警本部長は全国の交通死亡事故1番という状態を解消するためにいろいろ努力しておるけれども、愛知県も減らしておるけど、なかなか実際はならないという状態で苦しんでいることもあると思いますが、もう一方で、この中で県警本部長は、こういうことを言っているんですね。そうした全体の状態をいろいろ述べた後、最後のところで、「警察としましては、交通の安全と円滑を確保し、地域の方々の不安を解消するため、開発の主体となる事業者に対し、交通量や交通流の変化等について詳細な予測を行うよう、さらに道路管理者と開発事業者に対し、その結果に応じて道路改良を初めとする必要な対策を先行的に行うよう個別に申し入れを行っておりますほか、警察とし

ても必要な対策を講じているところでもあります」と。こういうことを全体としてやられながら、県下の交通死亡事故は今かなり減少してきたわけではありますが、そういうことから見ますと、実際に県道一宮弥富線の2.5キロがどういう弥富の中で位置を占めているかということをもう少し詳しくお話しさせていただきます。

死亡事故につきましては、弥富の10年間の死亡者はトータルで23名だと思いますが、弥富市の公道は舗装されていない道路が少しありますから、それを除いた舗装されている市道が530キロメートル、県道と国道を合わせて59キロメートルで、したがって通常皆さんが使う公道というのはこの範囲ですが、589キロメートルあります。23人をこの589キロメートルで割りますと、上のほうに、頭のほうに書いてありますが、1キロメートル当たりの交通事故死というのは10年間で0.039人です。ところが、県道一宮弥富線、今問題になっている道路でございますが、2.5キロしかないところで2人亡くなっていますので、10年間、1キロメートル当たりでいくと0.8人亡くなっているということですね。だから、単純に狭い交通量も少ない市道との比較は、それはそれで割り引いて考えていただいてもいいですが、それにしても2.5倍の差があるということが1つ。

もう一つは、人身事故の件数で見ましても12倍を超える、1キロメートル当たりになっております。さらに、実際の死傷者、重傷者、軽傷者を合わせまして、10年間で2.5キロの間で、亡くなったり、けがをした人が178人おりますので、これを12カ月で割りますと、月平均1.48人、約2カ月に3人が亡くなったり、重傷を負ったり、けがをしたりという状態ですから、交通事故の心配をしながら暮らしている。そして、女の人が、私たちの家に来るのは嫌がると、あそこは恐ろしいところだと、ということをおっしゃられた方がおりますが、本当にそのとおりだということを実際の数字があらわしていると思います。

文字どおり、これは本当に限界にきた交通災害ではないかというふうに思いますが、この説明会のときに日本毛織も、それから中心になった説明をしました株式会社MIRIVEの設計を依頼している人の説明では、埼玉本社、深谷市で運営をしております、市街地でやっているけれども、何も問題がないという説明をされました。しかも、実際に道路事情を調べさせていただきましたら、深谷のところは花園インター、高速道路から以前の国道があって、140号線だったと思いますが、今もその以前のほうも国道としてあり、もう一方、名四並みの片側2車線の道路が新たにバイパスでつくられて、その道路沿いに深谷のオークション会場があって、だからその道路から直接オークション会場に入ることもできるし、出ることもできるという立地条件だから、それはそう問題ないと思いますよね。

ただ、実際に今自分たちが計画しているところが、こんな深刻な状態にあるということについては、全くその会場の説明の中で理解していない、全くこのことについては理解していない、またそういう問題を解決することが、県警本部長が言っておるように、交通安全を対

策する県警、あるいは道路管理者、事業者が一体となって解決しなきゃいかん問題だという理解は、私は、残念だけれども、ほとんどない状態で進めていくというふうに見ざるを得ませんでした。

私は、市民の皆さんの生命や安全を守る、そして一番末端の自治体として、またこの状況からいって、あそこはイオンなんかが出てきて、弥富の一般の人たち、あるいは周辺の一般の人たちが、食料品なんかは一番安売りをしますので、非常に条件の悪い人たちが手押し車で来たり、あるいは私もびっくりしたんですが、お年寄りが来る時は自転車に乗って、灯油を買うために18リットル缶を載せて来るんですが、帰りは押してあの海老江の交差点を帰っていくと。要するに乗って帰る自信がないもんで。そういう状況でも利用しているところなんです。

この今申し上げた事故は、弥富の中でも際立ってここが大きい理由は、私は、交通量も多いということもありますが、より根本的には、歩行者と自転車が安心して通ることができないところを大型車両が通ると。ここにこうした事故が発生する、多発する最大の原因があつて、これは当然県警としても、あるいは道路管理者としても責任を持って対応していただき、またここでさらに交通量をふやすということなら当然でありますし、特に日本毛織はイオンも含めたオーナーですよ。弥富の市民の日々の暮らし、あるいは周辺の人たちの日々の暮らしのために大きな役割を果たして、たくさんの方が来るところがそういう状態で置かれているということについて、それなりの責任を感じていただいて、県警なんかとも協力していただいて、この道路を一日も早く歩行者や、それから自転車、そして手押し車を引いてくるような人たちが安心して通れる道路にするために努力をしていただきたいと思いますし、そのことをきちんと県や公安委員会、県警本部に伝えて対応をお願いしていくということは、私は弥富市の行政としての、今、市民に対する、市民の安全のために力を尽くすということであると極めて大切な事業だと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） まず初めに旧155号、いわゆる県道一宮弥富線でございますが、こちらのほうで、先ほど議員のほうからも御説明がありました過去10年間に発生しました2件の死亡事故の概要について御説明いたします。

1件目の平成27年に発生しました死亡事故は、横断歩道ではない箇所を横断中の自転車が普通乗用車に衝突された事故でございます。2件目の平成28年に発生しました死亡事故は、普通乗用車が店舗から県道に進入する際、運転手がアクセルとブレーキを踏み間違え、歩道の歩行者と衝突した事故であり、いずれの事故も道路構造に起因する事故ではございませんでした。

しかし、死亡事故が発生しました箇所においては、道路管理者と警察が現地立ち会いの上、

今後、同様な事故が発生しないための対策を検討し、必要に応じて安全対策を講じております。

県道一宮弥富線において発生した死亡事故につきましては、路面標示設置の安全対策が行われております。議員御指摘の道路整備のおくれや歩車道分離の件でございますが、県道は両側に歩道を設置し、歩車道が分離されております。

また、この歩道を利用する歩行者等のさらなる安全対策として、信号交差点以外にも、県道と市道の交差箇所前後におきましては、ガードパイプの設置を道路管理者であります愛知県が実施している箇所もございます。

今後、オークション会場の設置に伴い、大型車等の交通量の増加が想定されますが、市民の生命と安全な暮らしが損なわれないようにすることは市にとりましても最重要課題でありますので、県道において今後も必要と思われ安全対策を道路管理者及び警察に対しまして要請し、安全なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に補足答弁をさせていただきますけれども、6月の末日及び7月の1日でしたっけ、オートオークション会場が地域の住民の皆様方に説明をされたわけでございますけれども、その大きな項目は渋滞対策をどうしていくんだということが1つであり、あるいは大変広い面積でございますので、その雨水の排水対策をどうしていくんだということが1点ございました。そしてまた、向こうからおっしゃったのは、地域に対してどういう貢献策が事業主としてとれるかというようなことの説明であったかなあとっております。

大変残念ながら、私どもはまだ事業主のMIRIVEさんとは一度も詳細についてお話し合いをさせていただく機会を設けておりません。また、それぞれの項目においての住民、市民の皆様からお寄せいただいた問題に対しては、具体的な回答はまだ得られていないだろうと思っております。過日、地元では、このオートオークション会場に対する協議会が発足されたと聞いておりますけれども、そちらのほうでの協議会でのお話もそんなに進んでいるわけではない。具体的なまだまだ答弁というか協議項目について協議をされたということではないわけでございます。

私たちはこれからMIRIVEさんに対しても、行政、あるいは県、あるいは警察という行政との話し合い、そして事業主に入っていたところでの具体的な協議を進めていかないと何も解決できないというふうに強く思っております。MIRIVEさんだけでは決して解決できない問題も多々あると思っております。そうした状況の中において我々から問い合わせをしていきたい。具体的なこれからの運営についてどうお考えいただく、そしてそれを課題としてあるならばどう解決していくんだということについて、私どもと事業主、そし

て行政間同士の話し合いが必要だろうとっておりますので、そういった地域住民の皆様の安心・安全ということについて、これからも協議を進めていくように、私どもからMIRI VEさんに対しても話し合う機会をつくっていただきたい旨、要望をしていきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、開発部長から死亡事故は道路構造のせいじゃないというお話がありました、確かに狭い意味ではそういうことかもしれません。だけど、もっとあそこを利用する人たちの立場から考えてください。自転車はどこを通るんですか。通るところなんかないよね、自転車。イオンの前だけは自転車が十分通れるようになっていますけど、ほかは本来は自転車が通れない歩道なんですね、あそこは。そこを大型自動車を通る、イオンができて非常に交通量がふえていますよね。

ちょっと前に、与太郎ですから、高速道路よりも奥のほうの弥富地内の交通量の調査でも、車両が1日当たり1万1,000ぐらい通っているんですね。そうすると、イオンの前の海老江の信号なんかは、イオン自身から配送センターの車が出ていくことだとか、そういうことを考えたり、あるいは南から入ってくるイオンに来る人たち、それから福祉センターの隣を通って入ってくる車、こういうものの通行量を考えますと相当たくさんの方が通るから、とても1万1,000とか2,000という状況ではない車両だし、同時にたくさんの方が歩行者や自転車を通るわけですので、そういうことを考えると、あの弥富地内の、要するに川平からさっき申し上げましたように国道1号まで、この間が自転車が安心して通れるところは非常に少ないこと。だから、どうしても無理をするということと、交通量がふえていますので、どうしてもお年寄りやそういう人たちが、本来はちゃんと歩道があるところまで行って横断をしなきゃいかんと思うんですが、なかなか自転車を、何もないときは乗って通るけど、今言った荷物を積んだら押して帰ってくるというような人たちが、そんなに信号交差点まで行ってなんていうことはしないと思うんですよね。

少なくとも、広い意味というか、かなりあの道路の状況を考えたら、私はやっぱり道路構造に、これだけ事故が集中する……、死亡は2人ですから、2人でも少ないところだもんで非常に大きい割合になると思いますが、実際の人身事故の数でいっても12倍ほどありますので。交通量が非常にふえておるといふことと、今言ったようなお年寄りの人たちが安心して自転車で通れるような道路では既になくなっていくという実情、それから大型車と自動車があんな狭い道を一緒に並走するなんていうのは実際できんでしょう。そうすると、歩道を通らなきゃいかんけれども、歩道は人がおれば自転車が入れないですね、あそこの歩道の多くは。そういうことを考えたら、私はこれは道路構造上の問題だと思いますが、いかがですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 議員御指摘のとおり、歩道については旧規格で設置されておりますので、多少狭いというような状況では認識しておりますが、交通状況のところで歩道を通っていただく、または横断歩道を渡っていただくというのは原則でございますので、それを高齢者の方にも十分周知をしていただいで守っていただくというのが、交通安全上大事なかなというふうには感じております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 歩道は人がいないときは通れますが、何人か歩いておるときだと自転車は通れませんよね。押して通れば、通れんことはないんですが。ただ、その狭いを歩道も、実際に自転車が通れないぐらいの幅しかないところが何カ所かありますよね。

そういうことを考えると、ましてや今のあそこに配送センターや何かができて、たくさん大型車両が通るようになったというのは、日本毛織の開発行為によって発生したものですからね。そういう状況の中で自転車が安心して通れるような状況だとか、どんどん高齢化が進む中で、足元が不自由な人たちがたくさん出てくる中で、そういう歩道に改良しなければ、あそこはあの道路構造がこういう事故の大きい原因になっているということについて、市側としてはそういう理解はないでしょうか。道路構造に問題があるというお考えはないですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 道路構造上の問題というのはあるというところもあると思いますので、そこら辺につきましては、また今後、県のほうの道路管理者等とも協議をさせていただき、用地の関係もございますので、そこら辺、県のほうとも検討させていただくように協議をさせていただきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今も私、読み上げましたが、その部分というか開発と交通安全問題についての質問の全文は既に市側にお渡ししてありますので、確認していただいで、県警本部長が言っておることは、地域の方たちの不安を解消するために、交通量や交通の流れが変化するとき、だから実際に安心して通れないような状況があるような場合は、先行的に事業者と道路管理者に県警が対応することを求めている、現にやってくるということをおっしゃるので、ましてや先ほど申し上げましたように、1カ月に1人半、2カ月に3人がここで死亡事故、重傷事故、軽傷を含めて人身事故という状態が10年も続いておるとか、それから弥富全体の死亡事故……、ほかの県道も、佐古木の県道だってそういう意味でいうと非常に問題がありますよね。そういうこの中核的な道路が整備をされていない。全体に交通事故が減っていった大きい原因は、三河だとかそういうところは非常に道路整備がされておりますよね。そのことに比べたら、この尾張のほうの私たちのまちも含めて、道路整備がおくれておることが、県がどんどん減っておるのに、かえってふえておる背景にもなってお

りますのと、もう一方で高齢化があると思いますので、そういう問題として市長、対応をいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） イオンタウンの前の道路は、その間だけを捉えて論ずるわけにはいかないだろうとっております。それは、1号線からの尾張大橋の交差点から愛西市のつなぎのところまで、しっかりと前後を見ていかなきゃならないというふうにも思っております。そうした中において、1号線からイオンタウンの入り口のところまでにおきましては、片道1車線というような状況で、なおかつ非常に混雑すると、また渋滞するというようなことが慢性的でございます。こういったところで、例えば1号線の交差点改良をどのような形でしていくかということについては、これはMIRIVEさんも地元の協議会では検討するというようなことをおっしゃっているようだけれども、なかなかできるものではないだろうとっております。

そういうような状況の中において、我々行政と県の行政、そしてまた県の行政と事業主がしっかりと話し合うことが大事だろうとっております。そして、その話し合いのもとにおいて、地域住民の安心・安全をしっかりと担保していかなきゃならないということがこれからますます必要になってくると思いますので、道路構造上の問題は、その前後を見ていかなないといけないとっております。イオンタウンの前だけを見ておって、あそこはなかなか現状を大きく改良するということはできないかなとっております。イオンタウンができたときに中へ入り込む1車線を、イオンさんの御理解と、そしてまた、私どもの地元、その当時の議員の皆さんの大変な御努力によって入り口のほうへ入りやすくなっているものですから、それがまだ功を奏しているなあとっております。

そういうような状況というものをこれからどう考えていくかということは、大変重要な問題であります。一度私どもは事業主に対して、私どもの行政と、そしてまた県の行政との話し合いを地域の安心のためにどうしてもやっていかなきゃならないとっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 沿道の皆さんというのは大変な心配しながら暮らしているということが、私もこの数字を見て、おっしゃっていることがまさにそのとおりだと。しかも県警本部長は、交通量が増加したり、渋滞したり、あるいは交通の流れが変わるときにさらに負担がかかるから、先行的に対応していくと。だから、私はあれだけの人が通る場所だったら、本来イオンができるときに、今、市長がおっしゃられたように、少なくとも愛西市から1号線までの間の道路整備をどうしていくかということは、本格的に県警も道路管理者の愛知県も考えていただかなきゃいけない問題だったような気がしますので、そういう問題を未解決

にして、一応民間だから何をやってもいいという話には私はならないと思いますので、市民の皆さんの命と安全を守る、日々の暮らしを守るということで、県警の本部長が本議会で述べた立場で指導していただくように強く要請していただくことを求めて、次の質問に移ります。

実はつい先日、キャラバンで県下の市町村にお邪魔しておりますところが母体になりまして、愛知県の介護保険担当課と相談をして出前講座をやっていただきました。私もそこに出席をして、県の担当者の説明や皆さんのお話もお伺いしてきましたわけですが、その中で、既に愛知県内でも介護認定のための診断書が、1カ月以内に出さなきゃいかんのですが、なかなか書いてもらえないようなところがふえてきていると。医師不足だとか、高齢化だとか、そういうことが全国的にも全県的にも広がっておって、私が前に申しあげました身体障害者手帳をなかなか書いていただけないという問題。ただ、身体障害者手帳を書くことができる人はごく限られた人ですよ、今の状態からいいますと。しかも、弥富の場合は、手足だとか体幹だとかという肢体でいうと3分の2が海南病院の先生で、しかも指定を受けている方がそんなに直接にかかわっていない方も何人もいるというような状況のもとで、実際に現場の人たちが、あそこの駐車場から歩いてこられるような人には診断書を出すような状況にはありませんということを言われて、診断書を書いていただくことを求めても、なかなか書いてもらえないというようなことが発生をしておりますし、つい最近では、これほど精神病が広がって大きい社会問題にもなっている中で、海南病院の精神科外来を廃止するということが、市長たちも知らない間に実際に実行に移されていたというようなことがあって、今、地域の皆さんの安全のための介護や医療の土台が大きく壊されております。

そこで私、直接申し上げたのは、今、人生80年時代、退職した後で障がい者になっても10年や15年、場合によっては20年も重い障がいを抱えたまま生きる人がいる中で、県が平成20年度に重度の障がい者の手当、当時、月額7,000円であったんですが、これを廃止されたり。県は、それまでに元気だった人は十分な蓄えがあるというんですが、国民年金だけの人だとか、国民年金も満額もらえないような人たちの老老介護やひとり暮らしの人たちがどんな思いをして暮らしているか、ぜひ私は介護担当の者としても、例えば弥富市は今、1,600人を超える介護認定を受けてサービスを受けている人がおりますが、950人ほどが身体障害者手帳を持っていない。介護認定の認知症のない人の基準は、家の中を伝い歩きすることができて、トイレに行って、食事はスプーンでも何でもいいから自分で食べられたら自立というのが基準ですので、少なくとも身体障害の場合によっては2級の人も自立、病気によっては心臓なんかだと1級でも自立になるわけですが、しかし実際に肢体不自由で2級の人でも要支援1だとか2というような状況でありますので、こういう人たちが障害者としてのサービスが受けられるかどうかは、医療費無料の問題だとか、あるいは県や市の手当だとか、そう

いうことを考えると、きちんと本来、障害者基本法に定められた権利をこの人たちがちゃんと保障される仕組み、そしてそのための診断書もなかなか書いてもらえないという状態というのは極めて異常なことで、医師不足や、介護や医療の土台が大きく崩れてきておる。ここに大きな原因があり、解消しないと、しかも国が医療も介護も在宅が基本という立場をとっておりますので、本来は初期から専門的な介護が受けられ、悪化の防止と地域医療の充実で、方針や介護、身体障害者手帳のための診断書などが保障される体制を確立されることを求めているけれども、この土台が崩れていると。

実際に私たちのまちでも、在宅基本なんて、往診してくださるドクターがどれだけおるか、どれだけ対応できるか考えたら暗たんたる思いですという話をしたら、会場の皆さんも実際にそうだよねということをおっしゃって、県としても大きな課題があるということをおっしゃっておられるわけでありましたが。ドイツを基本として、軽度の人たちを悪くならないようにするということを主眼にした介護保険制度はドイツをモデルにして始めて、ドイツはそういう方向でぐっと進んでおるんですが、日本は軽度の人には介護から卒業してもらえようという方向で進んで、しかもサービスも専門的なサービスどんどん切り離していくというふうになっておりますので、こういう状態を解消するために、ぜひ私は国に対しても、あるいは市としても、そういう努力をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） まず、身体障害者手帳の交付につきましては、市社会福祉事務所に、市の福祉事務所のほうに申請をしていただきまして、市のほうから愛知県の方へ進達をしております。その後で県で審査をされ、障がいに関与される方に手帳が交付をされております。

障害者手帳の申請につきましては、年齢や症状に関係なく、あくまでも申請主義でございますので、御本人や家族の方の意思に基づくものとして、市としては強く勧めるものではないと考えております。

市では手帳をとられる可能性のある方につきましては、介護高齢課の障害者控除認定書発送時に周知をさせていただいております。

本市としましては、市関係部局を初め、包括支援センターや社会福祉協議会などとの連携を図り、対応を今後ともとってまいりたいと考えております。

次に、在宅医療の御質問をいただきました。

地域医療の往診と介護につきましては、平成30年度から、4月1日からでございますけれども、関係機関の切れ目のない連携を実現するため、海部医療圏在宅医療・介護連携支援センターを4市2町1村で運営を開始いたしましたところでございます。そのセンターの規約の中の在宅医療・介護連携に関する相談支援に関することとして、往診していただける病院、診

療所に関する情報提供をさせていただいております。センターとしまして、高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療及び介護を一体的に提供する体制を構築してまいります。

また、身体障害者手帳等の申請の際に添付する診断書の作成につきましては、県が指定する指定医療制度となっております。市といたしましては、過日、県の担当者に直接会って、診断書の作成に当たって、指定医師間で見解の相違や指定医師間での基準のずれが生じないよう要望をさせていただきました。今後も、市民の皆様にも不利益が生じないように、県の担当課のほうに要望してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 実際に、じゃあ弥富で今、往診に参加してくださるドクターが何人おって、どれぐらいの訪問ができるかということがまず1つ。

それからもう一つは、さっき申し上げましたように、海南病院の実際に現場で診断している整形の先生たちは、全員とは言いませんが、診断書を要望しても、あそこの駐車場からせいぜい数百メートルですね、歩いてきた人は対象にならない。ところが、県や国の基準は、つえだとか補助具なしで1キロ以上歩けない人については身体障害者手帳の4級が出るようになっておりますし、片足立ちができない人については3級の診断ができることになっておりますよね。

そういうことを考えたら、実際に弥富の指定医の3分の2を占める海南病院がそういう対応をされたら、ほとんど診断書を書いてもらう機会は弥富の市民はなくなってしまいますね。しかも、海南病院は公的な病院だということで、建物の建設だとか、現在は運営費まで市が負担をしている中で、こういう対応をされておっても現実に解決できないというのが実際の状況じゃないですか。

だから、幾ら言ったって、今、医師不足だとかいろんな条件で、そう簡単に解決できない状況になっております。県も私どもに対しても、これは国がやらしてもらわないと解決できないことだといって、県が言ったって、例えば講習をやると言ったって来てくれるかどうかわからんということを県の担当者が言う時代ですから、要望したってなかなか解決できない。障がい者の権利を保障する土台のところで壊れているということで、そういう問題として市も対応して改善を早急に求めていただきたいということと、今、申し上げましたように、実際に弥富で往診に対応できる人が何人おって、日常的に大体どれぐらいの往診ができるというふうに考えておられるか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 現在、往診にどれだけ対応できるのかという御質問でございますけれども、この部分について私どもが把握している数はございません。ただ

し、こういうことがおくれておるからこそ、30年4月1日から海部医療圏の在宅医療・介護連携支援センターを立ち上げまして、この中で在宅医療に関する情報提供をさせていただき、対応をとっていただきたいということが、この協議会の役目でございます。

また、手帳の交付に関しましては、あくまでも県が指定する指定医制度となっておりますので、これについて市が何かできるわけでもございません。ただ、指をくわえて見ているわけにもいきませんので、私どもとしてできることは、直接県の担当者の方にお会いをして、診断書の作成に当たっては指定医師間での見解の相違がないようにしてください、指定医師間で基準のずれが生じないようにしてくださいと要望するのみでございますけれども、今後このことは続けてまいりたいと思っております。

また、介護高齢課では、介護認定をもとに確定申告等に利用していただくために、障害者控除対象者の方に弥富市要介護認定者等に係る障害者控除対象者認定書を送付しております。この際の案内文書に、障害者手帳が取得できる可能性がある旨を記載させていただき、今後も周知に努めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 障害者基本法には、障がい者を発見することも、そしてその人に手帳がとれるようにサポートすることも、そしてそれに基づいてきちんとサービスを受けて、要するにそういう助成できるようにすることも、市町村の責務だというふうに書いてありますよね。手帳を書けていただけないと困っておるのに、私どもとしては県に要請することしかできませんと言ったら、結局、難しい問題はありますが、ここは行政として絶対、そういう状態を打開するという方向をしっかりと刻んでいただかないと、仕方ありませんと言っておったら地方自治の役割はなくなりますので、ぜひ市長のほうからも。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にいろいろとお話をいただくのは今回限りではなく、例えば身体障がい者に対する手帳の発行等においては従前からお話をいただいているところでございます。一度問題をしっかりと、私ども行政のほうも勉強不足の点があるかと思っておりますので、別途時間を設けさせていただきますので、三宮さんの思いと、私たちの行政の違いとか受け取り方、あるいは県に対する考え方、そしてまた海南病院等病院に対する三宮さんの思い、そういったことを一度きちっと整理しながら協議していかないと、何か交わる場所がないというようにも思いますので、ぜひそんな時間をとっていただければなあと思っております。

私どもといたしましても、4市2町1村で在宅医療に対する制度を発足したばかりでございます。そういったようなことに対しても、まだまだ議員の思いと、その制度に対する考え方が一致しないだ、そういうことは多々あるかと思っておりますけれども、一度問題点を整理す

るために別途協議をさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思  
います。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 例えば防災訓練でも、歯科医の方は参加していただけますが、内科  
医の人たち、あるいは開業している一般のドクターというのはほとんど参加できないんです  
ね。大きい理由は、診療所を開いておたつてここに住んでいないんですよ。大体名古屋  
の東部だとか、四日市や、そういう水害の心配のないところにお住まいになっておる関係も  
ありまして、だから余計、往診できる先生がいない。診療所がない。しかも、どんどん医療  
の需要が高くなっていますので、ある病院では予約もできないような状態だとか、ある病院  
では待合室がいっぱいになっちゃって、何とかもう一つ、病院をふやしてもらわんと私たち  
行くところがないというような悲鳴が出てくるような状況がありますので、こういう事態の  
中で起こっている問題ということをお理解いただいて、そういう中で介護も医療も在宅とい  
うことが、かけ声だけ進められていって、しわ寄せは全部、末端の市町と住民が背負いとい  
うことではたまりませんので、ここは腹をくくった対応を、ぜひ今、市長がおっしゃって  
くださったような格好で、私も一度、総合的にお話しさせていただきたいと思いますので、そ  
ういう機会をつくっていただきたいということを要望して、もうそんなに時間がありません  
ので、あと最後の問題についてお尋ねします。

市長は先日、市の高齢者のお祝いの席で、高齢者対策として免許証返納への助成を表明さ  
れて今後も議会に諮っていきたいということをおっしゃられましたが、ぜひその際には、車  
を持たない人や乗れない人への対応もあわせて実施をしていただきたいと思います。

というのは、さっきもちょっと申し上げましたけど、自転車に乗れなくなったら、そうい  
う人たち、買い物にも行けない、医者にも行けないという深刻な状態があります。ただ、車  
に乗れる人は、4級でも6級でも自動車税が免除になって、必要ならその体に合わせて車を  
運転できる改造の支援していただくという仕組みがあります。ところが、お金がなくて、税  
金の控除証明をもらったって実際に何のメリットがない人たちで、足が悪くて自転車にも乗  
れない、そういう人たちですね。こういう高齢者や障がいの人たちを、市長がおっしゃられ  
た運転免許証返納、これも交通安全対策の一環だと思うんですが、もう一步、今言ったよう  
な人たちをきちんと処遇することも交通安全対策の大きなものになりますし、高齢者や障が  
い者福祉の市町村の責任という面からも大事なことだと思いますので、ぜひこの問題も今後、  
高齢者に対する免許証の返納に対する助成をしていくということの御検討の一環として、同  
じ条件、もっと悪い条件の人たちをちゃんと行政として対応する問題として御検討いただ  
きたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大変交通事故がことしも多いわけでございます。残念ながら、愛知県は今のところワーストワンを返上できないというような状況で今推移しておるわけでございます。埼玉、千葉県を上回る状況で交通事故が発生しておるわけでございますけれども、よく言われるように、その亡くなる人の半数以上が高齢者であるというような状況でございます。弥富市におきましても、過去5年間で、大変残念ながら、交通事故でとうとい命をなくされた方が11名お見えになります。そのうちの6名の方が70歳以上の高齢者であるという状況でございます。これは、全国的な推移と全く同様の流れであろうと思っております。

その原因というのが、皆さんも御承知のように、横断歩道でないところを無理に横断しようとしたマナー、ルールということに対する問題であるとか、2つ目はブレーキとアクセルを踏み間違えるという誤作動、こういったことが、いわば運転ミスが交通事故の死亡者という形になっているというような状況でもあります。

私どもの市民の皆さんが蟹江警察署のほうに免許証を返還された方が、平成28年で80人お見えになります。そして、平成29年、去年は120名の方が免許証を返納されたわけでございます。これは、家族の思いということもあるでしょうし、また御本人の御判断ということもあるでしょうけれども、いずれにしても免許証を返納する方が大変多くなってきているというのも事実であります。

こういう方たちに対して大変不便を感じてみえるのではないかとということを容易に想像するわけでございますけれども、そういった人に対して私は補助制度、いわゆるタクシーチケットの助成制度を考えていきたいと思っておるわけでございます。お迎いの料金と初乗りの料金という形のセットで、あとは御負担をしていただくというような状況でございますけれども、そういった形で、現在運転をしてみえる方が免許証を返納された場合において助成制度を設けていきたいというのが原則でございます。三宮議員がおっしゃるように、車をお持ちでない方も、その対象として考えていただきたいというお話でございますけれども、これは少し詳細について私どもとしては考え方を含めてしっかりと詰めていきたいと思っておるところでございます。

いずれにしても、自発的に免許証を返納していただくということにつきましては、絶対的に交通死亡者をなくしていくことだろうというふうにも思っておりますので、ぜひこの助成制度をお認めいただきたいと思っております。しっかりと内容について精査をし、来年度からの当初予算というような状況の中で私どもとしては皆様方に御提案申し上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

いずれにいたしましても、交通死亡事故をなくしていくということ、減らしていくということが我々の最大の責務でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 交通権は人権とも言われておりますが、現に車に乗れる人については、今申し上げましたように、若い人でも年寄りの人でもそうですが、身障手帳の6級から4級の人でも自動車税が免除になって、これはメリットが大きいですね。ところが、乗れない人、それはお金がなかったり、いろんな条件が悪くて乗れない人たちについては……、市税も減免しているわけね、今の車の乗れる人については。そういう歩行や移動に困難がある人に対して、自転車でも骨折したりすると、本人も乗らなくなるし、家族も乗ってもらったら困ると言うんですが、運転免許を返すのも大変なんです、この人たちが自転車に乗らなくなるというのはもっと大変なんです。そのために地域支援事業という形で、そういう人たちに対する個別、あるいは集団的に交通を保障ということが定められておりますので、免許を断念していただくことも交通事故をなくするために大事なことなんです、そういう無理して自転車に乗ったりしなきゃならん人をそのままにする、あるいはきちんと税法上で車に乗れる人は市や県の支援が受けられるのに、そういうお金がなかったり条件が悪いと、もっとひどい状態でも支援が受けられないままというのは私は公平性に欠けると思いますので、一遍その辺はよくまた御検討いただいてということをお願いして、質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は3時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時12分 休憩

午後3時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の朝日議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に配付いたしましたので、よろしくお願ひします。

次に朝日将貴議員、お願ひいたします。

朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 1番 朝日将貴でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思ひます。

産業観光ツアー実現に向けてと、2点目はニッケゴルフ場跡地の進捗状況、この2点について質問をさせていただきたいと思ひます。

早速、産業観光ツアー実現に向けてでございますけれども、まず1点目、観光課題。

弥富市で観光を考えたときに課題は何か。その一つは、どうやって弥富市に来てもらえるか。これは6月議会でも述べさせていただきました。名古屋競馬場内に金魚アクアリウムをつくるなど新しく観光資源をつくること、また今あるものをさらに磨くといったことがさら

に大事なことだと思えます。例えば、早川議員が一般質問されておられました三ツ又池公園の整備計画、これを今後お示しいただけるとは思いますが、芝桜を代表とする四季を通じたフラワー観光、これも魅力的でございます。

もう一つが、今回のテーマとなります。幾ら弥富市にお客を招いたとしても、名古屋市周辺に宿泊・食事などで消費をしてしまうところにあると思えます。それでは、弥富市の飲食業やサービス業は何もメリットがありません。この課題をクリアし、弥富市内で消費してもらうための環境整備が必要であると考えますが、市の見解はいかがですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） お答えいたします。

本市におけます観光資源の主なものは、地場産業であります金魚、三ツ又池公園の芝桜でございます。弥富金魚や芝桜などの地名度は高まってきていると思われていますが、年間を通じて観光に来ていただける状況ではございません。

市としましては、三ツ又池公園の整備など現在あるものを充実し、魅力を向上させるとともに、春まつり、芝桜まつりなどの三花まつりや県内外さまざまなイベントにおいて弥富金魚や芝桜のPRや観光情報の発信を行い、市の魅力や知名度の向上を図り、より多くの方々に本市を訪れていただけるよう努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） さきの6月議会でも申し上げましたが、名古屋競馬場内に金魚アクアリウム、それから道の駅、この2つを私としては何としてもつくっていただきたいと考えております。インバウンドに対応する必要性からも、ランドマーク、目印となる施設があるとないとでは大きく差が開いてしまうと思えます。そうならないためにも市長のお力が必要であります。よろしく願いいたします。

さて、弥富市は移転してくる名古屋競馬場隣接エリアをにぎわいどころとするお考えでございますが、進捗状況があれば、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 名古屋競馬場移転に伴います愛知県競馬組合への要望につきましては、前回の議会のときに御説明させていただいたところから、特に今のところ進展はございません。

にぎわい面におきましては、競馬場のテーマパーク的なデザインの導入、各種イベントに利用できる常設ステージの設置、イベント時に必要な電源、照明等の各施設への設置、ポニー乗馬体験に伴うコース利用、金魚アクアリウム開催のための施設利用及び展示場所の確保、以上5点を要望しているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） それでは、名古屋競馬場にかかわる団体と申しますか、そういったのはどのようなところがありますか、教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） いよいよ名古屋競馬場が弥富のトレセンのほうには平成34年の4月に竣工するというので、具体的な計画が今進められているところでございます。大変おもしろい競馬場にしていきたいという形で、大村知事を初め関係者はお話をいただいているところでありまして。臨場感あふれる競馬場になるのではないかと申すという形で、私どもも大変楽しみにしております。

また、そういったイベントというようなことに対して、開催を弥富市としていろんなお話を持っていきたいということで、先ほど話をさせていただいたところでございます。

そのような形で、名古屋競馬場にかかわる団体はどのようなところがあるかということでございますが、名古屋競馬場は、その構成自治体といたしましては、愛知県、そして名古屋市、そして豊明市で競馬場の組合を構成されております。そして、新たに私ども弥富市が加わるわけでございますけれども、それぞれの議会において、この組合の加入の件につきましては、愛知県は愛知県の議会、そして名古屋市は名古屋市の議会、豊明市は豊明市の議会、そして弥富市ももちろんのこと議会での議決が必要になってまいります。そうしたことを踏まえながら、組合加入ということについても考えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ぜひその折には、弥富市議会としても全力で応援すべきだと思います。

それと、今言われた構成自治体はもちろんです、できればそういった諸団体と弥富市、それから弥富市議会を交えて、競馬場が来る前に一度意見交換会というのができればいいんじゃないのかなというふうには私は考えます。各自治体の議会の皆さんを交えるというのはハードルが少し高いのかなというふうにも思いますので、例えば競馬組合の職員の皆さんと弥富市、弥富市議会の3者などでも構いませんが、そういった意見交換会の場をつくっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほども御答弁申し上げましたように、名古屋競馬組合の加入をしてからでないと、愛知県、あるいは名古屋市、豊明市という状況の中で意見交換を開催することは基本的には不可能だろうと思っております。そうした状況の中において、先ほども申し上げましたように、私ども弥富市が名古屋競馬場の組合に加入するという意思表示をしっかりと相手に対してあらわしていかないといけないだろうというふうに思っております。

そうした状況の中において、それぞれの議会で議決をいただければ、先ほども申し上げましたように、防災面の問題であるとか、にぎわい性の問題であるとか、さまざまな私ども弥富市が考えていることも、その場として協議することができるだろうと思っております。しっかりと私どもも今の名古屋競馬場組合と、加入に対する条件はどういうものが必要なんだということもしっかりと詰めていかなきゃならない。それに対してはもう少し時間がかかります。先回も一度、この組合のほうと話をさせていただきました。具体的なスケジュールを教えていただきました。組合の加入に参加するためには、こういうことをクリアしていかないとできませんよということも教えていただきましたので、この下期においてしっかりと担当のほうで詰めていきたい。そして、愛知県、名古屋市、豊明市という形の中でお話を持っていくって、それからさまざまな協議ということについてお話をさせていただこうと思っております。

そうした状況の中では、私どもがリーダーシップをとって先方のほうにお話し合いをさせていただく機会を設けられればというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 理解いたしました。まずは議決をするという意思表示をまず固めるということ、それからスケジュールがお示しされているということでございますが、市長にリーダーシップを発揮していただいて、我々議会にもまた御報告、また意見を求める機会をおつくりいただければと思います。

続きまして、観光課の役割と題しまして、先回の私の質問で市長から、今は商工観光課であります。観光課をつくるというような発言がございました。そして、それは民間の力を利用しなければというような内容だったかと思いますが、これは現在の商工観光課とはどのような違いを持つものなのか、市長のお考えがあれば伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

今現在、私どもの組織の中には、商工観光課という形で、産業分野と、それから観光分野というものを一緒にしながら、その組織運営をしているところでございます。今、弥富市はGDP、いわゆる総生産額として2,500億近くになってまいりました。そのトップが工業生産における西部臨海工業地帯における工業生産額が非常にふえてきている。もちろん、市民の皆様の御商売であるとか、農業であるとか、いろんな産業はありますけれども、一番大きくなっているのが、そういう西部臨海工業地帯を中心とする産業でございます。この問題については、我々、将来に対して弥富市の税収をいかに高めていくかということにおいては大変重要な問題であります。そういう状況の中において、商工観光課という形の中で一つの分

野では大変難しくなっている。もう一方では、観光を深く掘り下げていくことが、今、朝日議員がおっしゃるように大変重要になってまいりました。4市2町1村の海部地域における現況をどうしていくんだ、県との観光事業に対してどうしていくんだということをしっかりと我々自身が深掘りをしていかないと話にならない。そういう状況の中で、私は商工観光課を2つの課に分けていきたい、これが私の今、構想としているところでございます。時期的には、新庁舎が開庁した状況で考えていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 新庁舎をめどに観光課を商工観光課から分割してつくっていただいて、観光のことを深掘りしていただけるというような御発言だったかと思いますが、人をまた分散させれば、人件費もかかってくるでしょうし、課題も多いと思いますが、観光を前に進めるという意志だけを強く持っていただいて進めていただければと思います。

続きまして、今の質問にもつながりますが、民間の力という意味でいくなれば、先ほども、これは繰り返しになってしまうかもしれませんが、観光協会も民間の力を使うという意味では同じだと思いますが、その後の進捗状況を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 前回の議会におきまして、観光協会役員に幅広い民間の方の加入を含め、近隣の他市町村を参考に研究していきたいと答弁のほうをさせていただきました。

進捗状況といたしましては、近隣の他市町村を参考に、現在、研究を始めているところでございます。その途中でございますが、海部地域の観光協会の役員名簿や規約を取り寄せましたところ、役員構成については団体の長や民間の事業所からなっておりますが、市町村によってその構成比はまちまちとなっております。観光協会への民間の方の加入については、来年12月の役員改選時に向け、研究を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ぜひ、観光を進めたいと思っておられる市民の方が既に見えると思いますし、そういった方々の力をおかりしながら観光を前に進めていきたいと思えます。

続きまして、産業観光についての環境整備に向けて、目的及び手段について伺っていききたいと思います。

まず1つ目は、観光も一般的に言われます観光というのは民間人を対象といたしますが、一方で法人を対象とする観光を今回は考えたいと思っております。目的は市内にお金を落としてもらおうこと、この1点に尽きると思えます。食事、お土産、宿泊等がこれに当たりますが、現在の弥富市でこのようにお金を落としてもらえ、そういった環境が整っているでしょうか。市の現状認識をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 本市では、観光資源も少なく、企業視察等で多数の法人の方が観光で訪れていただいたとしても、対応できる飲食店は少なく、お土産店や宿泊できる施設についてはございません。お金を消費していただく環境は、現在、整っていないというような状況でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 私も全く同じ認識であります。まだまだそういった現状ではない。ただ、このまま手をこまねいていてもしょうがありませんので、今後の名古屋競馬場移転、これはすごくいい機会になります。こういったところを拠点に、一つ一つを結びつけて、一つ一つが弱くても結びつけてだんだんと大きくしていく、そんな形をとっていけばいいんじゃないのかなというふうに思います。

弥富市では、産業観光が私は一つの武器になっていくのではないのかなというふうに考えます。観光というならば、見るもの、それから食べる、それからお土産を買う、先ほども申しましたが、こんなところが主に必要であるというふうに考えます。その中で見るもの、行く目的ですよね、そういう視点に注目しますと、企業を訪問することを観光の資源とするということでありましたら、弥富市もその一翼を担う十分な資質が既に備わっているものと思います。既に国内外から視察を受け入れている企業も、もしかするとあるのではないのでしょうか。そのような企業、また学校を見るものとして弥富市を訪れていただく契機にできるのではないのでしょうか。この産業観光、市の認識を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 議員の申されます産業観光とは、その地域特有の産業や歴史的・文化的価値ある産業文化財、生産現場及び産業製品を観光資源としまして、それらの工場や工程を見学することで、ものづくりの心に触れ、見聞を広げる観光のことでございます。

法人の視察を受け入れる企業につきましては、安全の確保、見学コースの整備、案内ガイドの確保、企業秘密の問題等の対策が必要となっております。学校についても、視察を受け入れるには、それ相応の準備や人員等が必要でございます。

法人を対象とします観光につきましては、企業や学校等の意向や協力が必要不可欠なものであると考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） それで、お配りした資料をごらんいただきたいと思うんですけども、これは週刊東洋経済オンラインという記事をコピーしたものであります。少し読み上げをさせていただきますと思うんですが、これは三重県の桑名市の産業観光についての記事でございます。

思わぬところにインバウンドの需要があった。三重県桑名市が産業観光に取り組んだのははわけがあった。桑名市の人口は14万2,805人、大きく減少していることはない。しかし、財政の硬直度を示す経常収支比率は97から98%、毎年の必要な経費を辛うじて自分で賄っているような状態だ。地域おこし、まちおこしは各地方都市が頭を痛めているアジェンダだが、桑名市もそうした喫緊の課題に直面しているのは間違いない。2016年5月に開催された伊勢志摩サミット。その際、各国の中・高生が集まり、世界の課題について話し合うジュニア・サミットが桑名市で開催され、この桑名市に覚醒を促すことになった。

海外から年間2,000人超えが訪れる工場というのがありまして、2行目、当社の工場には、海外からの視察客が数多く訪問しており、年々増加するばかりだ。海外客は工場を視察した後、東京や名古屋、大阪などに移動して観光しているというような発言がございました。発言の主は、トヨタ自動車系の精密部品をつくっている工場であります。中小企業ですが、次のページ、海外から年間2,000人超えが視察に訪れるというようなエイベックスさんという会社がありました。これは、トヨタ生産方式に関する視察の受け入れということでありませう。

4行目の後ろのかぎ括弧ですけれども、海外からの多くの顧客が訪れるエイベックス多度工場というコンテンツがあるのはわかったが、バスで視察して終わったらすぐほかの都市に移動していく、桑名にはお金がほとんど落ちないという課題を桑名市が持ったのがこのときでした。

続きまして、まちぐるみのコンテンツを用意。海外からの視察客を取り込むには、宿泊、消費につなげていく仕組みをつくることで桑名市の滞在時間を延ばすしかない。そんな思いから、インバウンドに対応するまちづくりのための観光協議会が地域の産官学で立ち上げられ、2016年9月から産業観光ツアーが開始された。いろいろな色彩のコンテンツがあれば楽しいということなら協力は惜しまないと、市内にあるショッピングセンター・イオンモール桑名など、この拠点を置く企業が参加。政府の地方創生戦略による地方創生加速化交付金3,300万円も産業観光ツアー立ち上げに投入された。2016年度、産業観光ツアーは、年度半ばの9月からだったが、中国、台湾、カザフスタン、ドイツ、フランス、アラブ首長国連邦など、15回、365人の視察を迎え入れた。桑名市での消費金額は1,100万円という経済効果が生み出された。テストも兼ねてのスタートだったが、結果は上々と言えるものだった。

写真の下ですが、工場にはアジアやヨーロッパ諸国など、幅広い国々から視察客が訪れる。コンテンツとしては、エイベックス多度工場を筆頭にイオンモール桑名、こちらが多度町に工場があるNTN、百五銀行、さらに小・中学校、介護施設、市役所まで、視察する海外のお客の要望に応じてコンテンツになるものは全て視察対象にした。

次のページですが、工場でのカイゼンや生産方式に加えて、イオンモール桑名では、サー

ビス産業の物流、安全・安心、快適・清潔への取り組み、モールでのイベントなどをコンテンツにしている。それだけではない。小・中学校では、片づけ、掃除、給食などを通じてのしつけや教育などの日本人の考え方を見学してもらっている。市役所では、職員の目標管理や市民サービスなどの意識、業務の考え方、介護施設では高齢化社会への対応といったところ。そうしたところを視察したいという要望に対応しているそうです。

2017年度の実績は36回、717人、消費金額は968万円。消費金額は前年度を下回ったが、これは前年度の地方創生加速化交付金による宿泊などの援助がなくなったためだ。課題は、海外からのお客様の桑名市での滞在時間だ。産業観光コンテンツ、さらに産業以外の観光コンテンツ、宿泊施設の改善・充実などが滞在時間の延長の鍵を握ることになる。桑名市としては、この2018年度は50回、1,000人、2,500万円の消費金額を目標にしている。

桑名市を産業観光に走らせたのは、エイベックス多度工場の突出した視察客受け入れだった。エイベックス多度工場に海外からの視察客が頻繁に訪れるようになったのは2008年からだ。韓国の鉄鋼メーカー、ポスコが従業員を順繰りに送り込んできた。カイゼン、人材育成などの日本型経営を学ぶということで、余りに多数の視察だったが対応したというような内容の記事でございます。

そういった先進的にやっておられる桑名市は、こうした新しいコンテンツを広げるために、現在の協議会を広域化しようとされておられます。私が直接、担当課のほうに足を運んでお聞きしてきました。桑名市のコンテンツも、これで3年やるわけですが、何度も何度も同じことの繰り返しになってしまうので、これを広げて、この産業観光ツアーをもっと広げていきたいということでありました。

ぜひこの流れに弥富市もともに力を尽くして、相乗効果を上げていければいいのではないかと思います。市の見解はいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） ただいま議員から御紹介のありました桑名市の産業まちづくり協議会は、地域企業と行政が連携して産業教育観光を行い、昨年度の産業まちづくり大賞を受賞した団体でございます。

本市では、法人の視察を受け入れている企業について現在のところ把握できていない状況でございます。先ほどお答えいたしましたとおり、法人視察等で多数の方がお見えになられても対応できる環境は整っておりません。まずは桑名市の産業まちづくり協議会のほうにお話をお聞きし、本市で取り組めることがあるかないかをまた研究してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ぜひ桑名市とも連携していただいて、県は違いますけど、お隣でござ

いますので、どんどん弥富市を境に、またさらに違う地域までどんどん広げていけばいいのではないのかなというふうに思います。

さて、海外の方は何を学びに日本へ研修しに来るのでしょうか。それは多種多様に存在いたします。感じたことは1つ。私たち日本人が普通にやっていること、これが実は外国人にとっては驚きであり勉強になるということです。さきにも申し上げましたが、現在、弥富市内にある企業、それから学校などは、それぞれの魅力や視察すべきポイントが潜在していると思います。しかしながら、受け入れをお願いすると、技術が盗まれる、そんなことをして何のメリットがあるといった声が当然出てくると思います。その壁を突破し、受け入れ企業を一定数集め、外国人向け産業観光ツアーを弥富市でも実施できる、もしくは桑名市の産業観光ツアーに弥富市も参加してやっていく、このような状態までできれば、産業観光は実現し、市内で飲食してもらえようツアー内で働きかけ、弥富市内でも消費してくれることになると思います。お金を落とさせる市内の環境整備に向け、将来像やお考えがあれば、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 市内でお金を消費していただけるような環境整備をということでございますが、観光資源も少なく、対応できる飲食店が少なく、土産物店や宿泊できる施設はないという現在の本市の状況でございます。現在整っていない宿泊、また飲食店、お土産物店等の環境整備を市の行政が行うというのは困難でございます。今後、名古屋競馬場が本市に建設された際には、多くの人が集まりお金を消費していただけるような施設が整備されていくのではないかと現在は考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ですから、見るところ、金魚のアクアリウムだったり、お土産を買うところ、道の駅だったりが必要になってくるということでもあります。

受け入れる体制づくりとしまして、観光マスタープラン作成へと題しまして、受け入れ体制をつくと一言で言っても、何から始めて、どこへ向かうかということを決めることは簡単ではありません。当然、人も金も必要になってまいります。将来像をしっかりと見据えなければ、目の前の一步は踏み出しにくいと考えます。

そこで、観光マスタープラン5年計画というのを作成していただいて、計画的に将来のインバウンドに備える体制をつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。また、他市でこのような取り組みがあれば、御紹介ください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） ただいま御説明のありました観光マスタープランでございますが、観光マスタープランとは、総合計画の分野別計画の1つとして、観光事業について長期的な

展望で施策を計画的に推進するために策定されるものであります。

本市のように有力な観光資源がなく、観光産業に依存度が低い本市では、観光計画が策定されておらず、今のところ計画を策定する予定はございませんが、今後、観光を取り巻く状況に大きな変化があった際には、必要に応じて計画策定を考えていきたいと考えております。

また、他市の取り組みについては、本市を含めた海部地区において、観光マスタープラン、観光計画を策定しているところはありません。もう少し広く西尾張地区ということで見ますと、稲沢市が観光まちづくりビジョンという観光計画のほうを策定しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 行政の皆さんの大得意わざであるでしょうし、こうしたマスタープラン、見通しですよ、ビジョンでも結構ですが、そういったものをつくっていただいて、その路線に乗りながら進めていくということは大切なことではないかなと思います。

そして、実はさきにも申し上げた産業観光の中に、教育現場の視察も有効的であるとのことでした。しかし、桑名市でも公立での受け入れはしておらず、私立で受け入れをされているそうです。掃除や給食、授業の風景などを熱心に視察され、ここに日本人の真面目さや決まりを守る精神などが培われているなど、ふだんの私たちには当たり前なことを外国の方は望んで視察されているとのことでした。

弥富市にも幼稚園や高校でしたら対象になれる可能性があると思いますし、むしろ公立の小学校を見ていただいたほうがよりよいとも考えます。産業観光の一部としてお考えいただければと思いますが、教育長のお考えをお聞きします。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 御答弁申し上げます。

観光のインバウンドではありませんが、海外の学校とは国際交流として毎年視察等を受け入れています。2017年は日中国交正常化45周年、2018年は日中友好平和条約締結40周年の年で、昨年、中国大連市から大連中学校の修学旅行の生徒さん約100人が、同じ企業の工場が弥富市にもあるという縁で弥富中学校を訪れ、生徒同士の交流をいたしました。

また、毎年、黎明高校の国際交流で、オーストラリアの大学生、アメリカの高校生が弥富市の小・中学校を訪れて交流しています。

国内では、各地から市内小・中学校の教育視察を毎年受け入れています。桜小学校では、道徳教育の研究校でしたので、東京都立川市の校長会から視察に見えました。また、北海道から、弥富北中学校で実施された、そして教育効果を上げている自問清掃を視察に見えた教育関係者が見えました。

産業観光としての可能性ならば、弥富市学校給食の品質の高さと、それに伴う食育、日の

出小、弥富中の学校施設、その他道徳教育、防災教育等、各学校の特色ある教育を前面に押し出すことはできます。ただし、これらの行事が児童・生徒並びに多忙な教職員の負担増とならないことが肝要かと思えます。教育を産業観光の一部として取り入れることは、十分な議論の要るところであると思えます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 教育長、たくさん既にお越しいただいている海外の方が見えますと言いますが、その方々はどこに宿泊されるのでしょうか。やっぱり名古屋でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 大連の修学旅行については名古屋だと思います。それから、あとの黎明高校の教育視察については、ホームステイということでございます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 教育長、ありがとうございました。

最後に、この産業観光というのに向けて、市長の総括をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

私は昨年7月に、愛知県市長会の研修会という形でASEAN各国を訪問させていただきました。基本的には、マレーシア、そしてインドネシア、シンガポール、この3国を訪問させていただいたところでございます。そして、これは愛知県市長会が今後10年間しっかりと継続していこうということで計画をされているものでございますけれども、御承知のように、2026年、名古屋市でアジア大会が開催をされるわけでございます。ことしはインドネシアのジャカルタで開催をされました。そして、次の次回は中国の広州で開催をされ、その次のアジア大会が愛知県と名古屋市の共同開催ということであるわけでございます。

そういう状況の中において、愛知県38市のそれぞれのメリットというか産業であるとか、そういったようなものを打ち出していこうじゃないかという形で、この研修会がこれからも続くわけでございますけれども、ASEAN各国のそれぞれの国の旅行者、これは民間を中心とするわけでございますけれども、お話を聞いていると、それぞれの国の皆さんの国民の所得が相当上がってきている、あるいは経済も非常に大きく成長してきているというのは、皆さんも行かれて御存じのとおりでございます。そうした方が日本には数回お見えになっておるわけでございますけれども、次の段階で日本に何を求めてくるかというのが、いわゆる産業観光ということだろうと言われております。

1つは、ものづくりに対して自分たちも参加したいというような状況の中において観光地を定めていく。あるいは、日本の伝統的な文化であるとか価値のあるものに対して、自分たちもそういったものづくりに対して参加したいというようなことがアジア各国に芽生えてい

るというように思っております。また、日本のジェトロ（貿易振興機構）というのも、日本からそれぞれの国に何を紹介していったらいいかということに対しては、今では非常に付加価値の高いもの、あるいはそういう生産ができる工場を現地に御紹介申し上げていくというような状況になってきているということでございます。

だから、観光地をめぐる観光ということについては、もちろんあるわけですが、どんどん観光者がシフトしている。ものづくりに参加するとか、あるいは自分たちが誘致をするようなものに対して勉強したいとか、特に今言われているのは医療ツーリズムと言われてまして、医療、介護、福祉の段階においてアジア各国も、その次の段階では日本と同じような高齢化社会が目の前に来ていると。そういう状況に対してしっかり勉強もしたいということがよく言われております。そういった形の中で、これからはそういう参加型であるとか、業態型の研修を兼ねての観光者がふえてくるだろうと思っております。

そうした意味においては、先ほど開発部長が言いましたように、日本の産業というか企業をもっと門戸を広げていかないと、なかなか受け入れがたいというふうに思っているわけでございます。国際化、あるいはインターナショナルということが言われるわけでございますけれども、まだまだそういう状況には至っていない。朝日議員のおっしゃることはよくわかりますけれども、まだまだそういう状況の中において我々は努力していかなくちゃならない、計画をつくっていかなくちゃならないことがたくさんあるなあと思っておりますので、そういった産業観光については、しっかりと時間をとりながら、我々のあり方、海部津島のあり方というものについて考えていきたいと思っておるところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 市長からいろいろと御意見をいただきました。中でも、医療ツーリズムというのは、私もニュース等では聞いておりましたが、そういうのもあったなと気づかされたところでもありました。

桑名市の観光に携わる課の課長さんが言うには、海外のそういった産業観光やデベロッパーの方が見えて、そういった方はホームページでどんなコンテンツがあるのかというのを探してみたいなんですね。今、これが人気があるというのがあれば、そこにぼんと申し込みに来ると。だから、ホームページで上げているだけで、勝手に受け入れの申し込みが来るんだよというような話もお聞きしました。

2027年にはリニアが開通をする予定であります。これは、東京、それから中部圏にリニアを目的とした方々が来る可能性が高い。かの有名な片山さつき先生なんかは、このリニアインパクトのときに、何かした地域と、それから何もしない地域では大きく差がつくよというふうにもいろいろとおっしゃって見えました。根拠としては、例えば成田でおきた、リニアに乗る、そして名古屋でおきてセントレアから帰るだとか、そういった流れがこれから

は頻発してくるんだらうというような根拠なんじゃないかなというふうには感じました。ぜひそういったニアの2027に向けて、一つのきっかけとして目標を定めてやっていければいいのではないのかなというふうに思います。

それでは、次の大きな2点目、ニッケゴルフ場跡地の進捗状況について質問、また御報告をさせていただきたいなと思っております。

6月29日、30日、7月1日、ニッケゴルフ場跡地の地元説明会が開催をされました。私も3日間とも会場に足を運びました。地権者、事業者から一定の説明を受け、市民側からさまざまな質問が出ました。会場内の空気は、反対一色のムードだったと思います。

そこで、自分なりに分析をするため各区長さんなどに意見を求めた結果、大きく2つ意見があるのではないかなというふうに理解をしました。その1つは、オークション会場が来ることをそもそも許さないといったような声。もう一つは、来ることは避けられないだろう。しかし、地元の要望は聞いてもらいたい。聞いてもらえないなら反対と言わざるを得ないというようなことだったのかなというふうに思います。

そこで、私は地元の代表の方々からの要請もありまして、地元の意見の足並みをそろえるために協議会を立ち上げることにいたしました。メンバーは、小島・弥生台、海老江、五明、五之三の各地域の代表者と、それから私であります。目的は、協議した結果、地元の意見も一本化して、地元の要望をしっかり聞いてもらうこと。そして、その後もオークション業者との対話ができる環境を構築することとしました。そして、説明会で出た質問に対し、この協議会に対し回答書を要求する。第1回目の協議会を7月28日に開催し、大きくこの2つを決議いたしました。

第2回は8月25日に行い、説明会の回答書を相手側からいただき、その回答書に対し、議論し、意見を集約いたしました。回答書の内容、これは基本的にある程度好感触な内容でした。詳細の一部を紹介しますと、渋滞対策においては、交通量調査をイオンの特売日も含め4カ所で3日間行うこと。それから、営業時間外の車両は、道路待機とならないよう陸送業者へ指導するということ。雨水対策においては、法定貯水量より1,000立米多く設定し、現在のニッケゴルフ場の状態より雨水を流さないということ。それから、油水分離浄化槽を設置し、農業用水を汚染することのないよう配慮されるということ。

また、地元貢献としては、川崎重工の弥富寮へのアクセスをよくするための緊急避難通路の提供。それから、災害時屋上を避難場所として開放。そして、基準値以上の調整池の設置。地元雇用の創出。排水路の既存水門2カ所を手動から自動化へ。最後に、尾張大橋東交差点渋滞解消に向け、企業として何ができるかを検討するということ。

これらの内容は、実はまだ未確定なものもたくさんあります。しかし、やらないというような後ろ向きな回答はありませんでした。今後もこの協議会を通じて、引き続き目標達成に

向け尽力をしてまいります。

この協議会について弁護士に相談をしましたところ、アドバイスを2点いただきました。1つは、違法性がないのなら共存の道を選ぶこと。2つ目は、事業が始まってからも協議会を持続して、その後の対応をしていくこと。その理由は、想定では相手側に損害賠償というのは求められないであろうということと、逆に騒音や事後に起きたことを相手に要求する窓口を残しておくべきではというようなことでございます。

この2点を勧められましたので、協議会に諮りましたところ、満場一致で、事業が始まってからも協議会を継続していくことといたしました。弥富市にも御協力をお願いすることも出てくると思いますので、サポートしていただけますようお願いしたいと思いますが、市の見解をお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） お答えいたします。

先ほど三宮議員の質問に対しての市長の答弁と重複するところもございますが、市は6月に事業者に対し、オートオークション会場の事業計画について確認したい旨、依頼文を提出いたしました。市に対する回答がなく、事業者により6月29日から7月1日にかけて3カ所で地元住民を対象とした事業説明会が開催されました。

事業者の代理人からは、市道からオークション会場事業地への車両の乗り入れ地について御相談がございました。しかし、現時点でそれ以外に事業者から市に対して何もお話がない状態でございます。しかし、地元の住環境を守ることに关しましては、市としてできる範囲でサポートをさせていただきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 朝日議員に御答弁申し上げます。

今、都市計画課長が話したとおりでございますけれども、6月末、あるいは7月上旬に地元の地域の皆様方にさまざまな形で説明会が開催されたわけでございます。そのときは、先ほども三宮議員に申し上げましたけれども、渋滞対策をどうするんだ、あるいは雨水というような状況の中での排水対策をどうしていくんだ、あるいは地域における貢献策というものについてどうしていくんだということが主な協議内容ではなかったかなと思っております。

残念ながら、具体的な事業運営につきましての話は市側にないわけでございますが、何もないというわけに、いつまでも放っておくわけにはまいりません。そうした状況の中において、私どもは、今、地元の協議会の皆様方がさまざまな形で御要望されている点ということについての御回答であったり、あるいは行政間同士、例えば愛知県と一緒にこの問題について協議をした結果、こういうのが課題だよというようなことを事業者に対して私たちは報告していかなくちゃならないということも含めて、私どものほうから事業主に対して一連の

運営状況についてしっかりと話し合いをさせていただきたい旨を要求申し上げていく、要望申し上げていくというふうに思っております。下期に入りましたら、早い時期に事業者を交えながら、行政間同士も含めていろんな課題について話し合いをしていかなきゃならない。このことが地域住民の安心・安全を守っていく最大の道だろうと思っておりますので、これからも、先ほども担当者が話ししましたように、最大限地元の皆様方の御要望というか安心・安全ということに対してしっかりと図っていきたい、一緒に協議会の皆様方とも連携をとりながら進めていきたいと思っておりますので、近いうちに御要望を申し上げたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 市長おっしゃるとおり、例えば目の前の県道、それから海老江の交差点を入れていけば市道でございます。県、それから市、行政間のやりとり、または信号のことがありますので公安委員会、そういったところが話し合いを進めて連携していかなくてはならない、おっしゃるとおりだと思います。ですので、協議会からの要望等もございましたけれども、一つでも要望がかなえられるように、協議会もしっかりと要望事項もいたしますし、それが市民の皆さんへ納得してもらおう、100点はとれないかもしれないけれども、一つでも皆さんが納得していただけるように私たちは努力していかなければならないものだというふうに感じながら協議会を進めてまいりたいと思っておりますので、引き続き御支援もよろしくお願いしたいと思えます。

最後に、今回の最終日に、私、紹介議員となりまして請願書を提出いたしております。また、提案理由は最終日に述べますけれども、そもそもの根本的な渋滞緩和、こういったこと、先ほど三宮議員が言われた交通安全も一つかと思っておりますので、そういったところをしっかりと県、または公安委員会にも訴えていく、そういった活動もあわせて行っていることも御報告いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（堀岡敏喜君） 本日はこの程度にとどめ、明日に継続議会を開き、引き続き一般質問を行いたいと思えます。

本日の会議はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時15分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀岡敏喜

同 議員 江 崎 貴 大

同 議員 加 藤 克 之

平成30年9月12日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 朝 日 将 貴 | 2番 | 江 崎 貴 大 |
| 3番 | 加 藤 克 之 | 4番 | 高 橋 八重典 |
| 5番 | 永 井 利 明 | 6番 | 鈴 木 みどり |
| 7番 | 那 須 英 二 | 8番 | 三 宮 十五郎 |
| 9番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|----|---------|----|---------|
| 4番 | 高 橋 八重典 | 5番 | 永 井 利 明 |
|----|---------|----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

| | | | |
|---|---------|------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 奥 山 巧 | 総 務 部 長 | 渡 邊 秀 樹 |
| 民生部長兼
福祉事務所長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長 | 安 井 耕 史 |
| 教 育 部 長 | 立 松 則 明 | 総務部次長兼
庁舎建設室長 | 伊 藤 重 行 |
| 民生部次長兼
福祉課長 | 山 下 正 巳 | 開 発 部 次 長 兼
土 木 課 長 | 伊 藤 仁 史 |
| 開 発 部 次 長 兼
都市計画課長 | 大 野 勝 貴 | 会 計 管 理 者 | 山 田 淳 |
| 教 育 部 次 長 兼
生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長 | 安 井 文 雄 | 教 育 部 次 長 兼
図 書 館 長 | 横 山 和 久 |
| 監 査 委 員
事 務 局 長 | 羽 飼 和 彦 | 総 務 課 長 | 佐 藤 文 彦 |
| 財 政 課 長 | 佐 藤 雅 人 | 秘 書 企 画 課 長 | 安 井 幹 雄 |
| 危 機 管 理 課 長 | 伊 藤 淳 人 | 税 務 課 長 | 佐 野 智 雄 |
| 収 納 課 長 | 服 部 朋 夫 | 市 民 課 長 | 梅 田 英 明 |
| 保 險 年 金 課 長 | 服 部 利 恵 | 環 境 課 長 | 柴 田 寿 文 |

| | | | |
|--------------------------------------|-------|--------|--------|
| 健康推進課長 | 飯田宏基 | 介護高齢課長 | 藤井清和 |
| 児童課長 | 大木弘己 | 十四山支所長 | 鈴木博貴 |
| 総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長 | 村瀬修 | 農政課長 | 小笠原己喜雄 |
| 商工観光課長 | 横江兼光 | 下水道課長 | 水谷繁樹 |
| 会計課長 | 伊藤えい子 | 学校教育課長 | 渡邊一弘 |
| 歴史民俗資料館長 | 伊藤隆彦 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 石田裕幸 | 書記 | 鷺尾里恵 |
| 書記 | 伊藤国幸 | | |

6. 議事日程

| | |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問 |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、高橋八重典議員と永井利明議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず炭竈ふく代議員、お願いします。

○13番（炭竈ふく代君） 皆様、おはようございます。13番 炭竈ふく代でございます。

一般質問に入ります前に、この夏は大阪府の地震、西日本豪雨、台風21号、そして北海道の大地震に伴う大規模な災害がありました。災害でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたします。また、被害を受けられた皆様に対して、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

通告に従いまして、1点目に、学校における働き方改革と教員への支援の取り組みについて質問をさせていただきます。

いわゆる教員の多忙化解消、負担軽減につきましては、29年6月議会において質問をさせていただきました。また、同じく12月議会においても、永井議員より教職員の業務改革についての質問がございましたが、30年度になり、多忙化解消への取り組みの効果と、本年度より文科省が実施をしているスクール・サポート・スタッフについてお伺いをいたします。

まず教職員の勤務実態ですが、以前の御答弁では、市内の小・中学校の実態は、中学校において在校時間が100時間を超える割合が多くなっているとのことでした。また、本年度は部活指導員の派遣もされていると思いますが、現状をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） おはようございます。

市内小・中学校教職員の在校時間の実態と部活動指導員の現状についての御質問でございますが、平成30年度の教職員の在校時間については、6月に調査を行いました。それによりますと、平成29年6月と比較したときに、小学校では、全体的に在校時間の縮減が見られました。中学校においては、100時間を超える教職員について減少しておりますが、依然とし

ているのが実態でございます。

本年度は、御指摘の部活動指導員を全中学校に導入していますが、よりよい運用の仕方を試しながら進めておりますので、勤務時間の大幅な縮減には今のところつながっていないのが現状でございます。しかしながら、顧問の教員にかわって生徒を試合会場に引率できることが部活動指導員の職務として認められております。試合当日には審判も務めることとなる教員にとって、部活動指導員の存在は大いに助かっているとの意見を学校からいただいております。

また、本年度より部活動の時間の目安を設定いたしました。平日2時間、休日3時間程度というものでございます。短時間で効果的な練習方法を工夫する必要がありますが、今後、在校時間の縮減につながっていくものではないかと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 次に、取り組みの効果についてお聞きをいたします。

教員の負担軽減について、校務支援ソフトの導入やさまざまな支援員の配置、そして学校事務の共同実施など、取り組みについての答弁がされていたかと思いますが、それらの効果は出ているのでしょうか、教育委員会の認識をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 教員の負担軽減への取り組みの効果と、その認識についての御質問でございますが、校務支援ソフトの導入は画期的なことであり、教職員の負担の軽減につながっていると考えております。正確に記録も残り、年度がかわっても必要に応じて知りたい情報を見つけることも容易になっております。

また、支援員については、例えば特別支援教育支援員の存在は学校の大きな力となっていると考えております。さまざまな特性を持った子供たちの指導を担当のサポートをしながら行い、一人一人に対してきめ細かい指導が可能となっております。

さらに、事務職員が行う共同事務についても、それぞれが事務の分担を決め、それに特化して事務処理を行うので、無駄が省け効果的な動きができていると考えています。これらそれぞれの取り組みが教職員の負担軽減と、弥富市の教育の質の向上に寄与していると考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） それと、教員が担うべき業務を精査し、教員の業務量の軽減を図る必要があるとのことでございましたが、そのあたりの精査内容につきましてお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 教員の業務量軽減への業務の精査の内容についての御質問ござ

いますが、登下校に関する対応として、スクールガード、放課後や夜間の児童・生徒の見回り対応として青色パトロール隊など、地域ボランティア活動をなさる多くの方々と連携することにより業務が改善されています。

また、さきにも御答弁しましたが、部活動指導員の導入は大きな変化でございます。加えて、校内での業務において説明させていただきます。

事務職員の担当業務範囲の拡大に伴い、教科書給付事務を事務職員が行うようになってきました。従来は、なれない教員担当者が行っていましたが、大きな変化と捉えております。学校が職務分担を見直して、教員の負担軽減を図る動きも近年工夫されつつあります。校内における業務改善のよい例だと捉えております。

今後も引き続き業務改善に心がけ、教員の多忙化解消に努めてまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 次に伺います。

学校の閉庁日についてでございますが、県教育委員会の指導もあり、8月のお盆前後の3日から5日間ほどを海部地区そろえて閉校にする案が、海部地区教育長会等で協議をされているとのことだったように記憶をしておりますが、実施の有無はどのようになっていますか。また、保護者の方々への周知はどのように実施されたのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 学校閉校日の実施の有無と保護者への周知についての御質問でございますが、本市を含め、平成30年度より海部地区市町村で学校閉校日を設けることといたしました。閉校日の期間は3日から5日の間で各市教委が定めることとし、本市の場合は、8月10日金曜日から8月16日木曜日までの5日間とさせていただきました。

実施に当たりましては、本年度4月と7月の2回、保護者宛ての周知文書を出させていただきました。また、閉校日の期間中の連絡先となっております教育委員会には、転出入に関するお問い合わせが2件ございました。その他大きな動きはなく、問題なく実施初年度を終えることができました。また、教員の方々にもゆっくりと休暇をとっていただくことができましたと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 御答弁いただきました。いずれにいたしましても、学校現場を取り巻く環境の変化や教育の複雑化、困難化により、教職員の長時間労働が大きな社会問題となっております。教員の勤務時間が増加し、国が示す過労死ラインに達する週20時間以上の残業をした教員が多いことが明らかとなっております。

そうした長時間勤務のせいで、教育の質の確保、向上や、教員自身の自己研さんの充実が

思うように図れず、学校教育の根幹が揺らぎつつある現実を重く受けとめるべきであり、学校における働き方改革を早急に進めていく必要があるのではないのでしょうか。

市では、先ほども申し上げました教員の長時間勤務の一因に上げられる部活動の負担軽減に向けて、部活動指導員配置促進事業が新規事業として盛り込まれるようになりました。また、文科省は、2018年から教員の事務作業を代行するスクール・サポート・スタッフを全国の公立小・中学校に順次配置する事業へ予算化したようであります。

スクール・サポート・スタッフとは、教員のかわりに学習プリントなどの印刷、テストの採点補助、授業で行うパソコンなどの準備であったり、学校行事の準備や後片づけ、名簿の作成、また掲示物の作成や掲示などの事務作業を行うもので、多忙な教員の負担軽減を図る目的としています。

既に全国に先駆けて支援員を導入している岡山県や横浜市などでは、先生方へのアンケートを行い、その結果でございますが、本来の教員の仕事に集中できるようになり、本当に助かっていますであったり、子供たちと直接かかわる機会がふえましたとか、退勤時間が短縮されましたなどと、効果は明らかに負担軽減につながっているとの回答が寄せられていました。

そこで、お尋ねをいたします。

本市におかれましても、今後、スクール・サポート・スタッフ事業に対してどう取り組みをされていかれるのか、お考えをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 今後、市のスクールサポート事業への取り組みについての御質問でございますが、スクール・サポート・スタッフについては、教職員の負担軽減への先進的な取り組みの一つであり、先進地での肯定的な声がよく聞かれております。

その職に当たる方は、教育への理解があり、かつ子供たちの成長を陰で支えることをいとわない方が適任だと考えております。そして、そういった縁の下の力持ちといった人材を発掘することは何よりも大切なことであると思います。まずは中学校3校に対して、来年度から導入できるよう対応してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま部長より御答弁をいただきましたスクール・サポート・スタッフ事業への取り組みについては、来年度よりまず中学校3校に導入できるよう対応していただけるということで、本当に前向きな御答弁をいただきました。どうか、教職員が実感できる負担軽減のための指導員導入の推進を切にお願いをいたします。

教職員の長時間労働という働き方を改善することは、単に教職員だけの問題ではなく、未来を支える子供たちの健全な育成のために取り組むべき重要かつ喫緊の課題であると言えま

す。今後、教職員の健康管理や管理職が専門的な助言や指導ができる体制づくり、またメンタル面に関する相談やストレスチェックの実施など、県教育委員会との連携で進めていただくことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

2点目です。2点目は、学校生活と熱中症対策について質問をさせていただきます。

本年、列島各地で猛烈な暑さが続き、学校現場においても児童や生徒が熱中症と見られる症状を訴え、病院に搬送される事例が相次いで報告されました。

7月17日には、豊田市で校外学習に参加した小学1年生の男子児童が、教室に戻った後に意識を失って救急搬送され、重度の熱中症である熱射病で亡くなりました。子供は体温の調節機能が発達しておらず、熱中症になりやすいと言われます。今回、このような痛ましい事故を二度と起こさないためにも、炎天下での屋外活動は原則中止にするなど、賢明な判断が必要だと考えます。

事故があった当日、愛知県には高温注意情報が出されており、豊田市では校外学習が行われた午前10時以降、環境省が発表する暑さ指数が最も高い「危険」となっていました。同指数の「危険」と「厳重警戒」は、全ての生活活動で熱中症になる危険性があるとされるレベルであり、学校側は校外学習を中止しなかったことについて、判断が甘かったとしましたが、同様の事故は全国のどの学校でも起こり得るものと思います。

そこで、文科省は、学校での熱中症対策を徹底するよう通知をされましたとありますが、このような事態を受け、本市といたしまして、教育委員会の認識をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 熱中症対策への教育委員会の認識についての御質問でございますが、熱中症は、高温多湿の場所に長時間いることで体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能が低下して発症いたします。目まいや頭痛、手足のしびれ、吐き気などが起き、重症化すれば生命を脅かすこととなります。児童・生徒の命を守ることは、学校が教育活動を行う上で最も大切にしなければならないことです。どんなに大きな教育効果も、子供たちの命に勝るものはございません。そして、近年、地球温暖化に伴う気温の上昇は、熱中症の脅威をますます増大させています。教育委員会といたしましては、子供たちを熱中症事故から守ることに最大限の努力をしなければならないと考えております。

本年の7月中旬から8月上旬にかけての酷暑に際しては、学校に対し、熱中症事故防止に関する通知、指導を何度も繰り返し行ってまいりました。また、学校も校長の指示のもと、各教職員が事故防止に努めてまいりました。そのかいあってか、幸い現在のところ大きな事故は起こっておりません。

今後も、子供たちはまだまだ体温調節機能が未熟であることを十分認識し、まず守るべきは子供たちの命という考えのもと、学校と連携し、子供たちの安全な学校生活の維持に努め

てまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま部長より御答弁いただきました。児童・生徒の命を守ることを第一に対策をしていただいたかと思えます。今後も安全な学校生活の維持に努めていかれるということで理解をさせていただきました。

そこで、お尋ねをいたします。

運動を行う部活動や屋外での学校行事のあり方、また水分・塩分の補給環境など、熱中症を予防する体制について、きめ細かい情報提供を初め、改めて検討、見直し等が必要かと考えますが、本市はどのように対応されましたでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） この夏の学校における熱中症への対応についての御質問でございますが、熱中症への対策として、大きく3つ上げさせていただきます。

初めに、授業への対応として、授業の途中でも水分補給の時間を設けることや、パソコン教室、図書室等エアコン設置教室等の活用に加え、気温35度を超えたときの部活動の中断・中止をお願いいたしました。

次に、夏休み中の対応として、7月27日以降のプール開放、指導の中止、また出校日の在校時間の短縮を実施いたしました。

最後に、このほかの対応として、集団下校のとき、全校生徒の整列後ではなく、地域、グループごとに集合後、下校を開始することとし、少しでも早く下校できるように対応させていただきました。

また、保護者の方には、児童・生徒に対し、朝食や睡眠をしっかりとり体調を整えることや、登校時には水分を多く保たせることなどを御対応いただくようお願いさせていただきました。このように、家庭・学校が連携しながら熱中症への対応を行いました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいまは、この夏の熱中症への対応としての御答弁をいただきました。さまざまな視点から早急な対応がなされていることがわかりました。保護者の皆様も、また子供たちも安心されているかと思えます。

次に、小・中学校へのエアコン導入につきまして質問通告をさせていただいておりますが、エアコン設置につきましては、昨日の加藤議員の一般質問と重複いたしますので、この件に関しましては、質問を割愛させていただきます。

それでは、最後に1点、お伺いをいたします。

ミストシャワーの導入についてでございます。

ミストシャワーは水道水を霧状に噴射し、その気化熱で周辺温度を2度から3度下げられるもので、体熱温度が下がるなどの効果があるとされています。

以前、熱中症予防策の一つとして、小学校へのミストシャワーの導入について質問をさせていただきました。市は早々に弥生小学校と桜小学校へ試験的に導入をしていただきました。その結果、運動後や長目の休憩時間など、汗をかいた後に利用することで体温を下げる効果があると先生や児童からの好評を得ることができ、その後、全ての小学校にミストシャワーを設置していただきました。ことしも猛烈な暑さが続き、災害とも言われるこの暑さの中で、ミストシャワーの利用回数もふえたのではないのでしょうか。

そこで、子供たちの熱中症予防の対策の一つとして、ミストシャワーは小学校だけではなく、保育所や中学校にも設置が必要であると考えますが、いかがでしょうか。市の御見解をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

炭竈議員に御答弁申し上げたいと思います。

先ほど来、この夏の暑さ、猛暑ということに対して、大変熱中症が心配されたわけでございます。それぞれの学校も校長の指示のもと、教育委員会と連携をとりながら対応をさせていただいたところでございます。

それでも、一般市民の皆様方のこの7月、8月の熱中症による救急搬送は、例年の5倍というような状況でございました。しかし、残念ながら1名の方が、民間の企業の方でございませけれども、熱中症が原因でお亡くなりになったというような状況もございます。それぐらい厳しい暑さであったわけでございます。

その関連といたしましては、学校環境の整備という形で、私たちは日ごろから教育委員会、あるいは父兄の皆様方から御意見を伺いながらその環境整備に努めておるわけでございますけれども、中学校3校へのエアコンの導入は、この9月から導入させていただきました。今、そういった意味では、生徒がよりすばらしい環境で勉強をしてくれているというふうに思っております。まだまだ残暑厳しいときもあろうかなあと思っておりますので、利用をしていただきたい。

また、小学校へのエアコンの導入につきましては、今9月定例議会で設計費を認めていただき、昨日も、私、話をさせていただきましたけれども、できれば来期の6月ごろには導入できるようにできないかということで、国の補正予算等も注視しながらやっていきたい。そのためには12月、もしくは3月で約3億5,000万ほどかかるわけでございますけれども、議会のほうで御承認を賜りたいというふうに思っております。そして、3月の春休み、そして5月のゴールデンウィークも集中的な工事期間というような状況に設定いたしまして、何と

か夏前の6月、7月の段階で使用できるようにしていきたいと。そういった意味においては、一括発注ではなく、分割発注というような形で、2校、3校で競争入札をしていくのがいいかなあという今思いでございます。

いずれにしても教育委員会、あるいは学校側の御理解をいただかないと大変厳しい状況の中で工事を進めなければならないものですから、そういったことに対しても、これからしっかりと詰めていきたいというふうに思っておるところでございます。

議員のほうから、保育所あるいは中学校へのミストシャワーの導入についてという御質問でございますけれども、平成26年から27年にかけて、全ての小学校にはミストシャワーを設置させていただきました。

ミストシャワーの効果というのは、先ほど議員のほうからもお話があるように、非常に大きいものがあるだろうということで、来期、これは夏前に全ての9つの保育所でミストシャワーをつけていく。そして中学校におきましては、いわゆる部活動の途中であるとか、あるいはその後に使用していただくのがいいかなあと思っておりますので、2カ所ほど場所を設定しながらミストシャワーをつけていきたいというふうに思っております。そして、子供たちのさまざまな、いわゆる体力の消耗だとか、そういったことに対して熱中症の防止をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

そういうような状況の中で、今後も学校環境の整備を市としては積極的に進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思えます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいまは学校及び教育環境について、市長より大変力強い御答弁をいただきました。来年度には全ての保育所、そして中学校へとミストシャワーを設置していただけるということで、暑さ対策の一つとして、児童・生徒にとっても快適な環境で生活が送れるものと思えます。

どうか子供の命と健康を守ることを最優先に着実に設置を進めていただくことを申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、高橋八重典議員、お願いします。

○4番（高橋八重典君） おはようございます。4番 高橋八重典でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、今回、大きく2題、一般質問をさせていただきます。

最初に、さきの7月に起きた西日本豪雨災害、今回の台風21号、そして翌日の北海道胆振地方の地震、これらの災害で亡くなられました方々には、心より御冥福をお祈り申し上げます。また、被災されました多くの方々にはお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をなされますことをお祈り申し上げます。

さて、ことしだけを見ても自然災害が多発しております。だからこそ、備える大切さを誰もが実感している今、防災はもとより、減災にも取り組んでいかなければならないと強く実感しております。

それでは、1問目の質問に入らせていただきます。

1点目の質問は、命のとりで、市内農業用排水機的能力アップをと題しまして伺ってまいります。

当市は、市内ほぼ海拔マイナスの地形にあることは改めて言うまでもない事実であります。先人たちが今まで水と幾度となく闘ってくださったからこそ、今日この地があります。実際、どれだけの市民が海拔マイナスに住んでいることを認識して住んでみえるのでしょうか。一度災害が起きれば、水のリスクが極めて高くなるということです。

今回の西日本豪雨災害でも、自分のところは大丈夫であると他人事であったために多くの犠牲者が出たと報道で分析されておりました。伊勢湾台風から来年で60年を迎える当市でございしますが、いま一度、自分の住んでいるところの再認識が必要であると強く感じております。

なぜ、農業用排水機が命のとりでなのかと思われる方々も少なくないと思います。今や農業用排水機は農業のためだけにある排水機ではないということです。今回は、農業用排水機の定義などを問うわけではございません。実際、農業のためだけにあるのではなく、一般家庭からの雨水も排水処理していること、農業用排水機の現代社会での必要性を認識していただき、今後の防災・減災に役立てていただきたいからです。

市内を大きく分けると筏川より北の北部地区、南の南部地区、東の旧十四山地区と大きく3つに分かれます。そこで、今申し上げました3つの地区に幾つの排水機があるのか、それぞれ伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○農政課長（小笠原己喜雄君） お答えいたします。排水機の所在箇所ということでお答えさせていただきます。

北部地区には排水機はございません。南部地区に7機場、16基のポンプがございます。十四山地区には5機場、12基のポンプがございます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今、御答弁にあったように、北部地区には一基も排水機がございません。その北部地区は、旧十四山地区にある排水機がほぼ全て担っております。現状でも、近年多発している線状降水帯による集中豪雨、ゲリラ豪雨など、時間当たり50ミリ、時には100ミリを超える雨が局地的にまとまって降るのが珍しくなくなってきております。市内でも毎回冠水する地区があり、その地区の方々は現状認識をされ、毎回対応されていると思い

ます。

しかし、去年10月22日にこの地方を襲った台風21号、衆議院選挙の投票日だったこの日は記憶に新しく、市内各所で冠水が出た災害でございました。このときも、市内の排水機は事前に予備排水が行われていたにもかかわらず、特に南部地区では水田や畑、道路までも冠水した地区がございました。しかし、幸いなことに翌日までには水も引き、大被害にはなりませんでしたが、水田の大豆はほぼ壊滅であったと聞いております。

実際、南部地区は市街化調整区域のため水田が大半を占めております。水田があるおかげで排水できない水を受けてくれたということが最小限の被害で済んだということです。北部地区においては、旧十四山地区の排水機がもし排水容量を超えたと考えると非常に怖くなってきます。

そこで、改めてお聞きします。

当市での排水が可能な許容降雨量は、時間当たりどれくらいを想定されておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○農政課長（小笠原己喜雄君） 農業用の排水機場においては、国の定めた基準に基づき、20年に1回程度発生する3日連続降雨に対し、受益区域内の最低田面標高から30センチ以上の湛水が24時間以内となるよう計画排水量を決定しております。

この20年に1回程度発生する3日連続降雨は、排水機場の所在地や建設時期により異なりますが、本市の区域においては、3日間でおおむね340ミリ程度の雨量を想定して計画されております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ハード面をすぐに整備対応することは難しいことは私も承知しておりますが、昨今、想定外だらけの災害が国内外で起きているのも事実です。しかし、想定外をずうっと続けるわけにもいかないのも事実でございます。そこで、農業用排水機の容量アップをお願いしたいと思います。

いろいろな国・県の方針等がありますが、市民の安心・安全を守るための命のとりでにするため、排水可能な許容量を少しでも上げるために、市側は何か策をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○農政課長（小笠原己喜雄君） 先ほども御説明しましたとおり、排水機の計画排水量については、国の基準に基づき決定されることから、簡単にその量を上げることはできませんが、この計画された排水能力が継続して確実に発揮されることが肝要であると考えております。そのために、国・県及び管理者である土地改良区と連携し、各排水機場のポンプ等の機械設

備の整備・更新を計画的に行うとともに、土地改良区が行う排水機の運転・管理に対する支援を継続して行っていきます。

また、排水路も整備し、良好な状態に管理することにより排水機の能力が活かされますので、そのような取り組みや支援をしっかりと考えていきたいと思えます。そして、排水機場も一定の年数を経過しますと更新しますが、平成21年には孫宝排水機場、平成24年には大神場排水機場、平成26年度には鍋田南部排水機場、平成27年には松名・稲元第2排水機場を能力や規模を向上させて更新しました。

また、今後更新する場合もその能力や規模については、その時点の流域内の土地利用状況や過去の気象条件により改めて決定されていきます。その際には、最近の異常気象による各地で発生する長時間の集中豪雨にも耐えられるような適切な規模決定がなされるよう、関係機関に働きかけを行っていきたくと思えます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 農業用排水機の容量アップのハードルは非常に高いと思えます。しかし、大切な人命・財産と当市の大事な産業の一つでもある農業を守るため、ぜひとも粘り強くお願いしたいと思えます。

しかし、行政にばかりお願いをしてはいけません。近々の災害では対応ができません。私たち市民一人一人ができることは、自分たちで近所住民が協力して行わなければなりません。それは用排水機の維持・管理の一端です。何も難しいことをやろうというわけではございません。以前は自分たちで普通に行っていたことです。側溝・用排水路の掃除やしゅんせつです。

今、行政も限りある厳しい予算の中でやりくりをし、行政サービスを行っております。用排水路が詰まったりすればしゅんせつをしてほしい等の要望が出ます。理想は行政サービスとして行うのが理想ですが、現実、年間どれだけしゅんせつに予算が使えるのでしょうか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○農政課長（小笠原己喜雄君） お答えします。

側溝は174万4,000円で、要望に対し19.8%となります。用排水路は638万円、要望に対し32.6%となります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 要望を出して残った地区はもちろん待ちとなるわけですが、待っている間に台風等の災害が来たらどうすればよいのでしょうか。それは自己防衛、危機管理の観点から、少しでも事前に自分たちで行うしかないのではないのでしょうか。

実例ですが、私が住んでいる地区内で小学校の通学路に指定されている市道がございます。

その市道の一部で、雨が降ると毎回冠水するというところの連絡をいただきました。その市道は、歩道の整備を区長会を通じて市側のほうに陳情させていただいております。まずは、当地区の区長さんと現地を調査した結果、側溝が約200メートル余り完全に埋まっております。区長さんから当地区の自治会に呼びかけていただき、子ども会の親を中心に有志30名ほどに御協力をいただき側溝のしゅんせつを行い、結果、通学路の冠水は解消された実例です。

1人ではなかなか対応できませんが、共助の力で行えたと思います。子供たちの安全、減災につながっていると思います。まずは、できることから取り組むことが大事だと思います。側溝や用排水路が本来の機能をフルに使えば、リスクもその分下がります。行政と市民の分担がこれから特に必要になってくると思いますが、いかがでしょうか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○農政課長（小笠原己喜雄君） お答えします。

排水機や排水路の整備といった施設のハード面につきましては、行政がしっかりと対応していき、防災・減災につなげていきたいと考えます。また、維持管理といったソフト面につきましても、適切に対応していかなければならないと考えますが、末端の排水路などのごみや土砂の堆積等に対する対応については、どうしても行き届かないところがあるかと思えます。

市街化調整区域では、農業者と地域の自治会等が協力して地域の環境を保全する取り組みを行う組織を構成し、その取り組みの一部として、用排水路等の施設について、見回り、点検を行った上で、草刈りや泥上げなどの活動を計画的に行っていただいております。市街化区域でも側溝や水路の清掃など、簡易的なものについては市民の方の力をおかりし、市民の方でできることは、市民の方をお願いもしなければならぬと考えます。

まずは、市民の方も自分たちが住んでいるところの周辺がどのようなになっているのか確認をしていただき、自分たちでできることは何かを相談していただくのも必要ではないかと考えます。みんなが協力し合い、災害に備えることが重要と考えます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 近年の農業用排水機の用途認識とハード面の改善、市民同士の共助でリスクの回避について伺ってまいりました。これらのことを踏まえて、最後に総括を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 高橋議員に御答弁申し上げます。

昨今は全国各地で大きな災害が発生をしております。ことしの夏も、始めのところで高橋

議員もおっしゃったように、本当に大きな災害がこの6月から9月にかけて起きたわけでございます。

この地方としては、幸いにして大きな被害はなかったわけでございますが、台風21号だけは非常に風が強く、いろんな形の中で被害が発生いたしました。幸いなことに雨のほうの量が少なかったということで救われたなあというふうに思っております。

この台風21号におきましては、市民の皆様からビニールハウスが飛んだ、あるいはカーポートが飛んだというような状況で被災証明を発行してほしい、あるいは住宅の一部、瓦が飛んだ、あるいはトタン板が飛んだというような状況での罹災表明を発行してほしいという方が全体で10名ほどお見えになりました。このことは、その風の強さというようなことに物語っているのかなあというふうに思っておるところでございます。

しかし、災害に縁遠いということを思っていると間違いでございまして、平素からいろんな災害に備えていかなきゃならないというのが私たち行政の立場でもあり、また市民の皆さんの立場でもあろうというふうに思っております。

先ほど来、排水機場の問題が出ております。その末端の排水路、用排水路ということがあるわけでございますけれども、私ども弥富市は海拔ゼロメートル、マイナスというような状況の中において、いわゆる高低の中における自然排水、内水面の管理ができません。排水機のみが海のほうへ排水する命綱でございます。日ごろからそういったことに対しては、メンテナンスも含めてしっかりと維持管理をしておるところでございます。

これは国のほう、あるいは県のほうにも要望しておるわけでございますが、先ほど全体では大変な数の28基の排水機があるわけでございますけれども、その維持管理には、例年約7,500万円ほど要します。これはもちろん運転の時間であるとか日数、そういうものに大きく左右されるわけでございますけれども、最近では7,500万から8,000万ほどがこの排水機の維持管理に要する費用となっております。

我々としては、海拔ゼロメートル、マイナスの地域だからこそ、県のほうにももう少し補助率を上げていただきたいというような要望をさせていただいております。今では55対45ぐらいの比率でございますので、少しその助成費をお願いしていきたいというふうに思っておるところでございます。

そういった形の中で、今、要望のあります側溝、あるいは排水路というようなところでございますけれども、側溝に対しても、以前はそれぞれの自治会で掃除をしていただいております。それは我々行政と連携をとりながら、重機であるとか、機材であるとか、車両というものの支援をさせていただきながらしておったわけでございますけれども、今それが途絶えてしまっているというような状況でございます。やはり水の流れというものを潤滑にしていけないとだめだというようなことにおいて、この側溝の清掃についても、今、高橋議員の

ほうから大変いいことを言っていたわけてございますけれども、共助の精神でやたらどうだということでございます。我々としても、そのような形で市民の皆様の御協力をいただきながら、側溝の清掃をしていただければ大変ありがたいなあというふうに思っておりますので、市もしっかりと支援をしていきたい。

また、排水路におきましては、本当にきれいにしていただくということを、今、土地改良区のほうへ、私は要望があったときに口やかましくお願いをしているところでございます。きちっと底張りをするんだったら、いわゆる土が埋まってくるからしゅんせつをしていただきたい。みんなで協力をして流れのいいように、あるいはそういったごみはしっかりと取り除いていただけるようにということでございます。

大型排水機を回しますと、その排水機の中においては除じん機というのがあります。そこにすごくごみがたまるわけでございます。これは日ごろから用排水路をしっかりとメンテしていただければ、そのようなことも少なくなるだろうというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いをしていきたい。

市民の皆様の御協力をいただきまして、共助・公助というような状況の中で、しっかりとその役割を果たしていただければ、我々としても幸いだし、もう少し経費をそちらのほうへ振り向けることもできるだろうというふうに思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 市長、ありがとうございます。力強い答弁をいただきましたので、よろしくお願い申し上げます。1問目はこれで終わらせていただきます。

続きまして、2問目に入らせていただきます。

2問目は、活気ある商店街から活力をと題しまして伺ってまいります。

弥富市の税収は、近隣市町に比べ、西部臨海工業地帯を抱えているために恵まれております。しかし、2021年には合併特例補助金が打ち切られることが決定されており、税収がマイナスになることが予測されております。このことは同会派の平野議員もたびたび質問されておりますので、皆さんもよく御存じだと思います。

市長もこれからは市民に対し、税の配分ではなく、税の負担をお願いしていかなければならないとおっしゃってみえます。国・県からの補助金等は今までのように分配されないため、市自体が稼ぐことを考えていかなければならない時期がやってきたと考えるべきだと思います。

少子・超高齢化が急激に進んでいる今、人口減少に歯どめをかけるためにどの自治体も必至です。人が定住するのに利便性が求められます。当市においては、道路事情、自然環境は非常によいと思います。しかしながら、衣食住の衣食を賄う商店が激減しております。当市

にも大型量販店は数店ございますが、近隣市町の同系列と比較しても衰退感があることは否めません。

「みんなでつくるきらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流空間」のスローガンのもと、各施策に取り組んでいる当市ですが、輝くまちとは活気のあるまちづくり、まずは地元根づいた個人商店の再生からだとは私は考えます。個人商店が再生し元気になれば、商店街も必然的に再生され活気が戻ってくると思います。

当市にも、過去には幾つかの活気ある商店街がありました。私の覚えている限りではございますが、駅前商店街、中六商店街、前ヶ須商店街、銀座商店街、間崎発展会など、皆さんも懐かしい商店街の名前があると思います。しかし、今や若い世代には名前すら知られていないと思います。実際、シャッター商店街になっているところがほとんどで、店舗さえなくなってしまい、駐車場や住宅になっているところもございます。

個人商店、商店街の衰退は、超高齢化が進みつつある今、大きな社会問題となってきました。衰退の原因として経営者の高齢化と後継者難による廃業、活動の担い手不足が原因とされております。高齢者世帯が日々の生活に必要なものが調達できなくなっていること、世間で言う生活難民、買い物弱者対策です。

それでは、個人商店、商店街の現状をお聞きします。

市内で、今現在、商店街として幾つの商店街が継続されているか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

現在、市内で継続されている商店街は2つの商店街でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 商店街が衰退した現状を、市側はどのように捉えられておられますか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

商店街を取り巻く環境は、徒歩から自動車への移動手段の変化などの生活様式の変化、大型商業施設の進出、コンビニエンスストアやインターネット販売の急速な進展等、大きく変化いたしており、全国的に商店街や地域の商店にとっては厳しい環境となっております。本市におきましても、地域の商店が減少し、商店街の組織も減少している状況でございます。

今後も地域の商店や商店街にとりましては、厳しい経営環境が続いていくと思われませんが、少子・高齢化社会が進展していく中、身近で買い物ができる地域の商店の必要性、存在価値が増してくると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 現状に至るまで、当市として何か対策及び支援策を講じられたことがあればお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

市の商店街に対する支援といたしましては、商店街の街路灯の電気料の全額の補助と街路灯の電球切れ修繕料の2分の1の補助を行っております。

商店街を構成いたします小規模事業者に対する支援といたしましては、事業資金の融資を円滑に受けていただけるよう、市と県が協調して市内及び近隣金融機関へ資金の預託を行っております。県の融資制度でございます小規模企業等振興資金の融資の信用保証料に対する補助を行い、融資を受ける際の負担の軽減をいたしております。

平成29年度の小規模企業等振興資金の融資件数は65件で、小規模企業等振興資金融資の信用保証料につきましては、54件の補助をいたしました。また、小規模事業者に対して経営指導・経営相談等の支援や創業支援、事業承継への取り組みを行っております商工会に補助金を交付し、支援をいたしております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 現状で、対策と支援を含めて施策の予定はございますか。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

商店街への施策といたしましては、現在、支援をいたしております街路灯の電気料金の補助、電球切れ修繕料の補助を継続して行っていきたいと考えております。小規模事業者に対する支援につきましても、現在の施策を継続して行ってまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 対策・支援策を講じなければ、今後、衰退化はより一層加速していきます。既に愛知県では2011年から2015年にかけて、げんき商店街推進事業費補助金施策が5年間実行されました。その施策を検証した結果、もっと踏み込んだ施策として「あいち商店街活性化プラン」、サブタイトルが「～地域とともに歩む「持続可能な活力ある商店街」の創出を目指して～」という施策が2016年から2020年までの5年間設けられ、現在実行されております。当市はこの施策を御存じでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

「あいち商店街活性化プラン」は、県が平成23年5月に策定されました新あいち商店街プランの計画期間終了後、平成28年2月に策定されたものでございます。県の産業労働施策の基本方針であります「あいち産業労働ビジョン2016－2020」の個別計画といたしまして、持

続可能な活力ある商店街の創出を目指し、商店街振興の基本的な考え方や具体的な施策などが示されたものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） この施策について、目的や事例等の説明を伺ってまいりました。

県内、ほぼどこの商店街も大半が衰退しているのが現状であるとのこと。その中でも再生できているところは、行政主導ではなく、次世代の経営者が自発的に地域と連携をし取り組みをしているところ。後継者がいないところでも、事業が継続できるように血縁関係抜きで後継者を育て継続しているところなど、再生に成功しているとのこと。個人事業主とその集合体である商店街が自発的に行動し、商工会などを通じて行政も継続性を持って支援していくための県の施策です。

近隣の成功事例では、名古屋の大須商店街、円頓寺商店街があります。この商店街は昔から名古屋の三大商店街の一つと言われていたところがございます。下地もあったこともありますが、特に大須商店街は今や若者に人気スポットとなっております。円頓寺商店街も大須商店街を参考に再生できた成功事例の商店街です。

何が成功のきっかけになったか。それは二、三十年前までのお客さんの大半がお年寄りが占めていたことです。衰退していく現状に対して早くから改革に取り組まれたことが今につながっております。決して簡単なことではなかったと思いますが、決して難しい話ではなかったということです。

後継者をどうするか、事業を廃業ではなく、どう継続していくかでした。結果、若者で商売をしたい人材をどう取り込むかに課題を置き克服されました。わかりやすく言えば、資金面、環境面での協力支援です。資金面でのウエイトが高くなるのが家賃で、家賃と言えばついてくるのが敷金、礼金です。これを商店街組合が間に入り、継続ができない商店と店舗を賃貸契約し、その店舗を商店街組合が借り主となる若者と契約をする。敷金、礼金のハードルを限りなく下げ、そのかわり6カ月や1年という期間を設け、実績で契約の継続判断をするという方法です。結果、今でも約3分の1が入れかわるそうですが、それでも今、希望者は約3年待ちになるほどのことです。

この事例から当市に何か参考になることはないかですが、規模、知名度では全く参考になりません。市民の生活を確保するための商店、商店街再生にヒントとなることは幾つかあると思います。

まず商店街があること。若い世代で商売をしたい人材が市内外にいること。結果、買い物弱者の救済にもつながり、利便性向上につながります。実際、一人でも事業が成功すれば、特に飲食業においての可能性は否めません。それは今の時代、どんな不便なところでもSNS等の活用で商売が成立する時代だからです。皆さんの中には、SNSという何とかわれ

る方もまだ見えるかと思いますが、昨年の流行語大賞にもなった「インスタ映え」は御存じだと思います。いわゆるインスタグラムというアプリを使い、写真を投稿するものです。このインスタ映えで話題になり成功したところが近隣にありました。犬山市の犬山城下町昭和横丁です。一軒の若い事業者が始めた飲食店がきっかけでした。

数年前までは、犬山城の観光客が主で、特に年齢層も高かったそうです。私も報道で取り上げられるまで犬山城をいつ訪れたか記憶にない限りでした。そんな横丁があることすら知りませんでした。今では、お城目当てではなく、昭和横丁の食べ歩き目的の若い人たちが押し寄せているとのこと。結果、相乗効果により、商店街全体がプラスアルファの増収につながり活性化できたということです。

当市の個人商店、商店街の現状を推移するだけでは全く将来性はないため、将来を担う若い人材を発掘し支援することで、将来の可能性を見出していくことが活性化につながっていくと思います。商店街が再生し元気になり、商店街が活性化することにより生活弱者の救済にもつながり市民生活も守れると思います。何より現代の商店街は、交流の場としてコミュニティの一環も担っております。

当市には、まだ可能性のある商店街がありますので、こうした近隣での事例をヒントに、当市も将来へ一步を踏み出した市独自の施策、県の施策を利用し、対策を考えていけないでしょうか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

商店街の支援施策につきましては、県の施策といたしまして、げんき商店街推進事業費補助金補助事業という施策がございます。県の補助事業の対象となる事業につきましては、地域コミュニティ活性化事業、にぎわい創出事業などございますが、いずれにいたしましても、商店街の活性化を計画的に取り組み、目指す事業に対する補助となります。

市内の商店街におきまして、現状といたしましては、商店街としての活動を行っていないような状況でございます。商工会におきましても、県の補助事業を活用するような計画はということで伺っておりますが、計画はないとのことでございます。

市といたしましては、今のところ、県の補助事業を活用した施策を実施する計画はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 先ほども事例を挙げてお聞きし、答弁いただきました。しかし、将来を考えた際、このままで本当によいのでしょうか。問題は、個人商店と商店街のそれぞれの抱える問題点、個人商店の廃業等による空き店舗の増加が商店街の魅力低下につながっていること。外部からの人材に事業継承を検討するなど、シャッターをおろさない取り組みが

必要であること。同時に、行政の支援・対策の仕方の問題点、行政が商店街の支援を実効性のあるものにするために、今策定中の総合計画や、まちづくりビジョン等における各商店街の果たす機能の方向性と商店街の目指すビジョンとの整合性のとれた振興施策の実施が必要と考えます。今申し上げたことを踏まえて、市側の見解を再度伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

市の支援・施策といたしましては、先ほど答弁いたしましたように小規模事業者の経営の安定や経営強化のため、事業資金を円滑に融資できるよう小規模企業等振興資金の預託を行い、融資の際の信用保証料を補助いたしております。

また、小規模事業者の方々の経営相談や経営指導、事業承継、創業の支援などにつきましては、市独自では行っておりませんが、地域の商工業の窓口でございます商工会や、専門的な県のあいち産業振興機構の相談窓口や各種セミナーなどを紹介いたしております。

今後につきましても、現在行っております施策を継続して行ってまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 時間に余裕のない問題です。次世代が将来夢を持ち、安心して住めるまちづくりの課題の一つとしてぜひとも取り組んでいただきたいと思いますので、最後に市長の見解と総括をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 高橋議員に御答弁申し上げます。

商店街、本当に以前の高度成長期には、にぎわいのある商店街が弥富市内にもたくさんございました。私たちも子供心に覚えておりますけれども、そういったところへ友達と出かけることが非常に楽しいというようなことを記憶しているわけですが、残念なことにその背景といたしましては、今、現状としては、シャッターが閉まっているお店が多くなってしまったということがございます。その背景につきましては、先ほど担当部署の課長からお話をさせていただいたとおりでございます。

いわゆる商店街を取り巻く環境というのが、車社会の進展であるとか大型商業施設、あるいはコンビニエンスストアの進出、あるいはインターネット販売というような状況に置きかわってきているという状況でございます。

この10年で弥富市の卸売・小売という状況の中での推移を調べさせていただきました。平成19年には、いわゆる卸売業・小売業の事業所の数が425事業所ございました。そこでお仕事をされている従業員数が3,548名、そして年間販売額が平成19年度は1,200億ございました。そして一番近いところでは、平成28年、事業所の数がまさに卸売・小売業の数が100減って

おります。しかしながら、従業員数は3,482名ということで、ほぼ横ばいの従業員数でございます。しかしながら、年間販売額、いわゆる売り上げのほうにおきましては1,391億ということで、販売額は10年前よりも上回っているというのが現状でございます。

これは、いわゆる卸・小売業が大型化してきて会社組織になってきているということ。そして、その中で従業員の方がお仕事をしてみえる。そしてまた売り上げも、先ほど言いましたように、10年前とは16%伸びているというのが弥富の現状でございます。

しかしながら、あのようにぎわいというか、商店街のにぎわいを今後どのようにつくり出していくかということは、大変難しい話ではございますけれども、先日も市議員の大原議員とお話をしておったところ、名古屋十四山線の両サイドのところについて、商店街をもっと持ってくるといういなあと。あるいは、最初からそういうような計画ということに対してきちっと構想を考えておくとよかったなあというお話を聞きました。なるほどということをおっしゃっております。

現在では、多くのコンビニエンスストアが両サイドに張りついでいただいておりますけれども、いわゆる専門店がない。あるいは、お年寄りが利用できる魚屋さんがございますけど、お肉屋さんとか、あるいは雑貨屋さんとか、そういうような従来商店街にあったお店があつた名古屋十四山線のところにあるといういなあというふうに思っております。まだまだ土地については、そういった形の中で利用できる土地があるのではないかなあというふうに思っておりますので、一度この辺のことについて、我々の市としての助成策というようなことも考えながらやっていきたいなあとも思っております。まだまだ具体的にはなっておりません。しかし、これからのまちづくりというのは、そういうことが必要なんだということでございます。

また、南部地域においても、コンビニがほとんどないという形で幹線道路しかないということでございますので、もう少し近くにコンビニエンスストアがあるといういなあということをよく言われておるわけでございます。そうした形の中においては、市としてもそういったところと関係しながらお話を進めなきゃいけないなあというふうにも思っております。

いずれにしても、元気のあるまちづくりは、商店のにぎわい性が非常に大きいというふうに思っておりますので、いわゆる区画整理事業等においては、今後はしっかりとしたそういうゾーン設定をしていくべきだと思っております。これからも議員各位のお力添えをいただきたいと思っております。

また、現在では、先ほど所管の課長が述べましたように、さまざまな形で商工会を通じて商店街の応援をさせていただいております。そして、その活性化という形の中でスイートハートプロジェクトということ、弥富又八さん主催のもとに今立ち上げていただきました。11店舗の和菓子屋さん、洋菓子屋さんをいろんな形から来ていただいております。今まで

150人の方がこの11店舗をフルに回っていただきました。そういった形の中で、愛知県下、あるいは愛知県以外のところからも、このプロジェクト事業に対して来ていただいております。これをまた来年度に対しても我々としてはどう活性化していくかということについて、このスイートハートプロジェクトを支援していきたいと思っております。そうしたことを一つ一つ着実にやっていくことが商店街の活性化にもつながってくると思っておりますので、議員各位の御理解もいただければと思っております。

大事なのは、名古屋十四山線のところにおける商店街をどう考えていくかということが一つの大きな構想でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

最後に、服部市長には、一般質問の答弁と昨日の進退表明の中にもございました、優しいまちづくりを確実に実行していただくためにも、ぜひとも頑張ってくださいと強くお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は11時25分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時18分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、鈴木みどり議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、先日の台風21号では、弥富市内でもかなりの被害があったと思います。そんな方々にお見舞いを申し上げます。

私の住む地域も停電になってしまい、すぐ回復するかと思ったら、13時間も停電ということで、冷蔵庫の中のものがとても心配になってしまいました。周りはみんなついているのに、私たちの住む地域だけが停電という、何かとても不公平に感じてしまいましたけれども、本当に当たり前に使っている電気がこんなにありがたいものなのかなということは、つくづく身にしみましたし、ライフラインであるその一つが欠けても、本当に私たちは困ってしまう生活をしているということを身にしみました。

それでは、一般質問をしていきたいと思ひます。

今回は2点ですが、まず1点目、いこいの里の運営についてでございます。

現在、弥富市では福祉施設として、保健センターは今回別といたしまして、総合福祉セン

ターと十四山福祉センター、そして南部にはいこいの里と3カ所あります。それぞれの施設の特徴もあり、サービスの内容も異なります。

調べてみますと、どの施設も共通しているのは、利用時間の午前9時から午後5時までです。休館日についても、日曜日、月曜日、祝日、年末年始となっています。ホームページを見てみますと、センター内の施設によって開館時間や休館日が異なると書いてありますが、それはどんなときでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬いこいの里所長。

○総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（村瀬 修君） お答えをいたします。

開館時間については、先ほど議員がおっしゃられましたように9時から5時ということで共通はしておりますが、施設内のお風呂、カラオケについて3施設それぞれ違っております。

あと、休館日が異なるということでございますが、十四山総合福祉センターと、あと弥富市総合福祉センターにつきましては老人福祉センターでございます。28年度から休館日が3日連続続く場合は、1日を午後3時までお風呂が利用できるようにということで休館日を臨時開館ということにしております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 細かいところを言っていたと思いますけれども、私なりに理解しましたのは、総合福祉センターでは、祝日、今度も11月3日に金婚式とか、いろいろある大きな行事なんか、そんなときなんかでも休館日であるけれども、そういう行事があつて開催される、そういう条件があるときなのかなとも思いました。細かい説明をありがとうございます。

今回お聞きしたいことは、いこいの里についてお伺いしたいと思います。

6月議会の厚生文教委員会で三浦議員からも少し質問がありました。正直なところ、私もボランティア活動で総合福祉センターや十四山福祉センターにはちょくちょく行くのですが、いこいの里については、この施設ができたときに一度竣工式に行ったことがあります。何十年も前のことでしたけれども、大きくはなかったのですが、露天風呂があるということで、その露天風呂に使用している石が温泉効果をもたらすとかで、とてもそれを自慢というのか、売り物に説明を受けた覚えもあります。そして、また八穂クリーンセンターの焼却の熱を利用して温泉ができていたということもお聞きした記憶があるのですが、今でもそれに変わりはないでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬いこいの里所長。

○総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（村瀬 修君） 現状も竣工当時と変わってございません。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） それは、ほかの施設と違うのは、ホームページにも書いてありますように、露天風呂が楽しめるという浴室を中心に、カラオケ、マッサージなどの各種サービスが利用できるということだと思います。さらには、弥富市民であれば、利用証の提示で60歳以上でなくてもその施設が利用できる、当然お風呂も入れるわけですよね。ということですけれども、いこいの里に利用証をつくりに来られる方は、年間どのくらい人が来られますか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬いこいの里所長。

○総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（村瀬 修君） いこいの里に利用証をつくりに来られる方は年間どのくらいかとの御質問でございますが、平成25年度72名、平成26年度68名、平成27年度50名、平成28年度86名、平成29年度56名、平成30年度は8月25日現在20名でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） ちょっと済みません。関連としてお聞きしたいんですけど、この利用証というのは、何歳から発行をしていただけるんですか。

例えば、福祉センターとかは60歳以上ですよね。でもこれ、誰でも利用証があればということであれば、利用証を発行する年齢というのは決まっているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬いこいの里所長。

○総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（村瀬 修君） 特に利用証の発行について年齢制限というのはございません。身分照会ができる形で利用証を発行させていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） これは、子供さんでも利用できるというときは、子供さんも利用証はつくらなきゃ入れないということでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬いこいの里所長。

○総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（村瀬 修君） よっぽど小さい幼児さんですとか、そういうことについては保護者同伴が原則になりますので、そういう場合は利用証は必要ありませんが、小学生以上については、利用証はつくっていくというふうで考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 年齢制限がないということですから、そういう意味での、今お聞きした人数ですと、正直、私思ったよりもかなり多い利用証の発行だったと思います。平成30年度は8月25日現在で20名ということは、これからふえる可能性もありますし、ことしの場

合はすごく猛暑だという原因もあるのではないかと思いますけれども、弥富市街からいこいの里までは結構距離があるので、皆さん、いこいの里の証明書はたくさん取りに来られても、利用率がちょっと低いのではないかと考えていらっしゃる方もいるわけです。

それは、遠い場所につくったということは初めからわかっていることですから、この施設を利用するに当たり、何を特徴としてきたかということなんですね。それを市民の方にちゃんとPRして運営をしてきたのかなと思います、市としてのお考えをお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬いこいの里所長。

○総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（村瀬 修君） いこいの里は、平成14年9月に人とお湯と緑との豊かな触れ合いと交流を得られる場を目的に建設されました。市民の皆様が交流でき、健康づくりや入浴、余暇活動等に利用していただく福祉センターと、多目的施設として機能を有する芝生広場が設けられております。

施設の特徴を市民にPRしてきたかとの御質問でございますが、いこいの里運用開始時に広報、ホームページで周知した後は、ホームページの変更に合わせて修正をしております。いこいの里は、特にイベントなどを開催する施設でもございませんので、ややPR不足かもしれないかもしれません。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 誰でも利用できるという割には、時間がほかの福祉センターと同じということは、ちょっと疑問に思うわけです。若い人、いろんな世代の方がいこいの場所を利用しようと思っても、やっぱりその利用時間帯では、ちょっとなかなか行きづらい時間帯じゃないのかなと思います。

私も、竣工式以来行っていないのは、そこにも原因があったのではないかと思います。働いている時間帯にちょうど合わせてしまいますし、日曜日休み、月曜日休みということですし、祝日もお休みということなので、なかなか、一度行ってみようかなと思っても行けない。私の今の年齢になってやっと思えるかなという、そんなところではございますけれども、今後、使用時間や休館日を市として変更していくという考えはございませんか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬いこいの里所長。

○総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（村瀬 修君） 使用時間、休館日を変更しないかとの御質問でございますけれども、現在のところ、施設管理運営上、利用時間、休館日の変更は考えてございません。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 変更は考えていないという冷たい返答をいただきました。

人とお湯と緑の豊かな触れ合いと交流を得られる場、また余暇活動等に利用していただくことを目的とし、また若い人や子供さんにも利用していただくという思いがあるのなら、

それこそいこいの里は、私、6月議会でもちょっと言いましたけれども、これこそ多世代交流の場所としてニーズに合った場所になるのではないかと、成り立つのではないかと思います。

イベントなどを開催する施設でもないということですが、内容によってはできるかもしれません。今のままで満足とお考えならば、それ以上発展はありません。ぜひリニューアルも含めて真剣に考えていただくことを強く要望して、次の質問に移りたいと思います。

続きましては、きんちゃんバス無料乗車券についてお伺いしていきたいと思います。

7月に第8回無料お試し券が各家庭に配付されました。そして8月の広報「やとみ」に、特集で「きんちゃんバスに乗って出かけよう」と楽しそうな案内が出ていました。バスの運行路線と市内の見どころも掲載されており、宣伝効果もアップされたと思います。ちょっと乗ってみようかなと思った市民の方もたくさんお見えになったのではないかと思います。

しかし、ことしの夏は猛暑続きで外に出るのも危険な毎日でした。広報を見て弥富市の観光スポットが載っていましたが、この暑さではとても出かける気にはならなかったのではないのでしょうか。ことしの利用者数はまだ出ていないとは思いますが、これまでの無料乗車券の実績数をよろしくお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

平成23年度以降、毎年、無料お試し乗車券を配付しております。今年度の利用者実績枚数はまだ集計できておりませんが、過去3年間の実績を申し上げますと、平成27年度1,012枚、うち初めての方が85人お見えになります。平成28年度は995枚、うち初めての方が84人お見えになります。平成29年度は956枚、うち初めての方が95人お見えになります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） また、乗車券の裏を見ますとアンケートのお願いが書いてあります。

そのアンケート結果はどのような状況ですか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

この無料お試し乗車券のアンケートは、初めて利用した人がどの程度いたのかを把握し、乗車人員の推移とあわせて検証することで、無料お試し乗車券の効果を検証しております。

平成29年度のアンケート結果のうち、無料お試し乗車券の利用回数を見ると、1回目、初めての方が最も多くなっており、8月の乗車人数も各路線とも増加傾向であることや、新規利用者においては、「今後利用したいと思う」が最も多くなっており、無料お試し乗車券の配付につきましては、一定の効果があつたと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） このアンケートの結果を踏まえて、何か改善した点とかはありますか、  
でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

無料お試し乗車券のアンケート検証につきましては、利用者実態調査、乗車人員調査、乗車バス停から降車バス停の調査でありますOD調査、モニタリング調査等とともに、地域公共交通活性化協議会におきまして、きんちゃんバスのデータとして運行改善を目的に利用しているものでございます。

そうした調査の積み重ねによりまして、利用者の特性を把握し、ニーズに即したダイヤの見直し、イオンタウン、海南病院への全ての路線の乗り入れができるようになるなど、運行改善につながっております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） この無料乗車券を発行する目的は、きんちゃんバスのPRが主なものと理解していますが、利用可能期間が8月に設定しているのは、夏休みを利用して使用してもらうという意味からでしょうか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

利用可能期間を8月の夏休み期間としておりますのは、平成26年度より配付対象に小学生を加え、学校から小学生にも配付をしまして、夏休み期間にすることで、親子での利用を通じてバス利用への抵抗感を軽減し、将来の利用のきっかけを創出するとともに、親への波及的な利用機会の創出を図るためでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） この乗車券は全戸配布ということですので、多くの市民の方にもっと利用していただくには、夏は私は適してないかと思えます。野鳥公園や三ツ又池公園等にお弁当を持って家族で出かけよう、ちょっとピクニック気分で行かけるにも8月は暑過ぎますと思いませんか。買い物に出かけるのも、ちょっと生物は買えないですね。

より多くの市民の方に周知していただくためにも、無料乗車券の期間を行楽に適した期間に変更することはできませんか。また、子供を対象にと今おっしゃられましたけれども、その8月を挟んでの期間を延長するとか、そのような市のお考えをお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

無料お試し乗車券の実施時期や期間につきましては、新規利用者促進を目的とし、どのよ

うな方々をターゲットとするのか明確にする必要性がありますので、地域公共交通活性化協議会におきまして、アンケートの項目に実施時期・期間についても盛り込むなどの提案をいたしまして協議をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） コミュニティバスにつきましては、いろいろと試行錯誤をしながら現在の運行に来ておるわけでございますけれども、まだまだ改善を加えていかなきゃならないというような状況の中で、無料お試し乗車券というのも発行させていただき、市民の皆様コミュニティバスを御理解いただきたいという趣旨でございます。

きょういただいた御意見につきましては、先ほども担当部長が述べましたように、地域公共交通活性化協議会という中で御意見として上げさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 気候のよい行楽シーズンなどに設定していただけると、市民の方ももっと利用されるかと思えます。一度御検討のほどをお願いしますし、私としても、このきんちゃんバスの利用者が少ないだとか、いろんなことで今までも一般質問で、ほかの議員の方からも御指摘がありましたけれども、きんちゃんバスが弥富市内を元気よく泳ぐように走っていただくことを私は期待しております。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後1時ちょうどといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、武田正樹議員、お願いします。

○15番（武田正樹君） 15番 武田正樹です。

質問をさせていただくのは2年9カ月ぶりだと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

通告に従いまして、大きく1点について質問させていただきます。

まず最初に、西日本豪雨、そして北海道地震で亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、台風21号で改めて大きく被災された方々にお見舞いを申し上げます。

さて、ことしの夏の甲子園では秋田県立金足農業高校が活躍し、準優勝をなし遂げました。

惜しくも優勝は逃したものの、全国の農業高校が脚光を浴びることとなりました。地域の農業高校から地域を支える人が育ち、地域を維持していく。地域で一定数の人が安定した仕事につくということは、その地域社会の持続には必要不可欠なことではないかと思えます。

さて、本年も弥富市南部の早場米の産地の稲刈りもほぼ終了しました。あいにく猛暑の影響で品質はいま一つの状態だったと伺っております。そうした中における弥富市の農業の現状と将来についてお伺いしたいと思います。

現在、人手不足が全国的にさまざまな分野で重要な問題になっております。生産年齢人口が1995年をピークに減少の一途をたどって、多くの業種で深刻な人手不足が発生しております。特に物流を担う配送・運送業、保育士、医師、看護師、介護現場における介護士、そして長年言われている農業における担い手、後継者の不足であります。そのほか多くの分野で深刻な問題となっております。特に今後、近くに迫ってきている2025年の問題は、団塊の世代が高齢となり、ますます人手不足が深刻さを増すこととなると言われております。こうした中であって、政府が5月22日に2017年度の食料・農業・農村白書を閣議決定し公表いたしました。

今回の白書では、農業のけん引役として49歳以下の担い手や後継者のいる経営体では、特に稲作では、2015年までの10年間の1戸当たりの経営規模が、若手農家以外ではほぼ横ばいだったのに対して、若手農家では1.5倍の7.1ヘクタールとなっています。10アール当たりの労働時間も水田作では、2013年から2015年の3カ年平均が34時間で、担い手以外と比べると6割という水準になるなど、効率化も進んでいる状況を示しております。

49歳以下の農業主や法人役員らを対象としたアンケートによると、「現在の経営課題は」、複数回答で聞いたところによると、「労働力の不足」が最多の47.3%で、次に多い「品質に見合わない売価」の34.8%などを大きく引き離しており、人手の確保が喫緊の課題であるとしています。その上で効率的な経営の育成、規模拡大など、若手農家が先行する取り組みを強力に進めていく必要があると指摘しています。

白書では、2016年の農業産出額の前年比4.6%増の9兆2,000億円で、2年連続でふえ、16年ぶりに9兆円台を回復したとしています。海外の食料需要がふえる見通しで、国内の農家が輸出に取り組む好機だとしております。

一方で、産出額の上昇には、米価の回復に加え、肉用牛の頭数減少、天候不順による野菜の生産減少で価格が上昇したことも影響しています。

日本とEUの経済連携協定（EPA）交渉の妥結などにより、今後、市場開放が一層進む中、農業産出額を抜本的に回復基調に乗せるには、生産基盤への強化が必要であるとしています。農業の過渡期に若い新規就農者の増加は、現場としては好ましい変化として捉えるべきではあります。一方で、70歳以上が全体の3分の1以上の50万人に上り、膨大な離農現象

が進んでいることも現実であります。

農業が今直面している最大の問題は、歯どめがかからない生産基盤の縮小にあると言えます。高齢化と人口減少は中山間地域だけではなくなっています。生産の縮小による農産物価格の上昇が生産農業所得を1999年以来、最高に押し上げています。価格の上昇は生産者側からすれば、長い間続いてきた農業デフレからの脱却であり励みとなります。しかし、産地の縮小によって実現しているのも現実であります。

生産基盤縮小の要因で見過ごせないのが雇用労働力の不足であります。規模拡大が進むと、法人経営でも、個別経営でも、栽培管理、収穫、出荷調整で雇用労働力が欠かせません。ところが、露地野菜、園芸も含め人手の確保に困り、規模拡大の障がいにならなっております。生産労働力人口の減少に伴い、人手不足は全産業に共通し、ますます深刻になりそうであります。

そこでお伺いしたいのが、市内の農業の現状についてであります。

まず最初に、市内の販売農家数の推移はどのような状態になっているのか。減少傾向にはなっていないのか。

次に、農業者の年齢は高齢化していないのか。白書によれば49歳以下の新規就農者数は3年連続で2万人を超過しているとあります。市内における49歳以下の若手農業者数は増加しているのか、新規就農者数はどうか、増加しているのか。

また、白書によれば、農業総産出額は米の消費の減退による産出額の減少などを要因として、2014年まで長期的減少が続いております。直近2年間は増加が続き、2016年は米や野菜などの需要に応じた生産の進展などから、2000年以来、16年ぶりに9兆円台を回復しているとしています。本市の農業所得は本当に増加しているのでしょうか。

さらに、もう一点伺いたいと思います。

国は全農地の2割に相当する相続未登記農地などの貸借を進めやすくなるよう、相続人の一人が簡易な手続で農地中間管理機構に最長20年間の利用権設定を可能とするための法案を国会に提出しました。現在、市内の農地で相続未登記農地はあるのでしょうか。あればわかる範囲内でいいので、どの程度あるのか教えてください。

また、これから先、相続未登記農地がふえる中でどのような指導をしていかれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 御質問に、農林業センサスの数値をもとにしてお答えさせていただきます。

販売農家数につきましては、調査年ごとに減少しているという状況でございます。

次に、農業者の年齢についてでございますが、平均年齢を見ますと60代後半となっております。

高齢化していると考えられます。そのため、49歳以下の若手農業者は反対に減少傾向にあると考えられます。

次に、農業所得については、白書によりますと、近年、減少傾向から増加傾向に転じていますが、本市全体の農業所得の傾向も同じような傾向を示しております。

次に、農業生産力についてでございますが、比較できる指標としまして、農林水産統計年報での本市の農業産出額で判断をいたしますと、産出額は増加をしてきておりますので、弱体化はしていないと考えております。

次に、相続未登記農地の問題でございますが、農地の登記名義人が死亡しているのに相続登記が行われていない農地というものにつきましては、本市においてもございます。しかし、面積につきましては、現状把握ができておりません。そのような農地につきましては、農地中間管理事業などの相談がありました折に相続手続を行っていただくように個別にお願いしておる現状でございます。

また、市民課の窓口におきましては、死亡届の手続の際にお渡ししております死亡届に伴う市役所での諸手続についてという案内文書の中で、農地所有者の方の場合におきましては、農業委員会において届け出手続を行っていただくように案内しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 武田議員。

○15番（武田正樹君） わかりました。

先ほどの農業白書とほぼ弥富市内の農業についても現実と同じだというお話ですので、私もこれから先、ちょっとお願いしたいことがあります。

例えば最近、南部地区、そして北部地区、東部地区それぞれの地域で農業をやってみえる若い方を結構拝見することができます。そういう方たちがこれから先、さらに農地をある程度維持するために、さまざまな角度でいろんな形で農地、そして農業についてやっていただくためにも、この傾向というのを続けていただきたいなあと考えております。どうか、これから先もそういう御指導のほうをよろしくお願いしたいと思っております。

そして農業者の高齢化、これは私を含めて相当進んでいる状態になっております。このことについても、どうかこれから先、高齢者の方が安心して農業ができる仕組み、そして農地を守る仕組み、いろいろな形でこれからも検討していただきたいと思っております。

それでは、もう一点だけお伺いしたいことがあります。

これは通告外ですので、もしわかればわかる範囲内でお答え願いたいと思っておりますけれども、今、農地でいろいろな形で太陽光発電がなされる地域の申請が出ていると伺っております。この弥富市内でも結構ふえているという話を伺っております。こういう形の中で、現在、買い上げ価格が1キロ当たり18円だったのが、本日の新聞で、平成35年には1キロ当たり7円

から8円となるようになっておるそうです。地主さんがこれから先、この単価で果たして売電価格が成立するかどうか、このことについて、市として指導していただきたいことが1点あります。

それについては、先ほど他の議員からも要望がありましたけれども、一応、公証役場という形に登録しておけば、それがある程度認められる。地上権が設定されていても、その貸したものを補償でしてもらえるとという話を伺いました。この辺について、市としてそういう形のことの指導ができるかどうか。そして、指導をお願いすることができるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 今、御質問にございました公証役場の手続については、何分ちよっと市役所の管轄外でございますので、詳しいことは、私どもも承知いたしておりません。

御質問にありました営農を前提とした上での太陽光発電の設備の設置という申請は、現在、農業委員会のほうにも数件出ておまして、実際に市内でこれから得られるという方もございます。売電価格が現在下がっておるといようなこともお話を聞いておりますので、実際にそれを設置された場合の設備費と売電価格による利益等を鑑みて、どちらが利益として上がっていくのかいうところは、私どももちょっと詳しくはわかりませんが、今後、よくそこら辺を承知の上でやられないと、設置費のほうが高くなってしまいうんではないかというような懸念もしております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 武田議員。

○15番（武田正樹君） 突然の通告外で申しわけありません。

ただ、これから先、そういう形の太陽光発電というのをやられる方がふえてくるのではないかと私は思っております。先ほど部長のほうからお話がありましたように、後継者の方が農地を維持するために、これから先、現在の状態ですと相当持ち出す状態になっております。その辺で後継者の方が、先ほど話をさせていただきました相続未登記の農地がふえ、そういう不良農地がふえることによって市内の農業が活性化できなくなってしまうということがあると思いますので、どうか、これから先も農政課のほうをもって指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問をさせていただきます。

農業・農村の抱える大きな課題として農業生産力の弱体化が言われておりますが、本市の農業生産力はどのような状態になっているのか、実際、弱体化してきてはいないのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○農政課長（小笠原己喜雄君） 本市の農業生産力ですけれども、農業生産力については、

比較できる指標として農林水産統計年報により本市の農業産出額で判断しますと、産出額は増加しておりますので、弱体化はしていないと考えられます。

○議長（堀岡敏喜君） 武田議員。

○15番（武田正樹君） 私の想像していた回答とは、少しいいほうに言っているような気がして申しわけありませんけれども、実際のところ、農村の大きな抱える課題の中に農業生産力の弱体化というのは、農地が非常に転用されつつあるということと、農地として残っていても、そのまま放棄地になりつつある農地がふえていることではないかと思っております。

このことについて、実際、私が想像していたことよりも、今、回答ですとそんなに弱体化していないという話ですので、これから先も期待して農政課のほうでよろしく御指導のほうをお願いしたいと思います。

続いて、もう一点お願いしたいのは、現在の弥富市の農業の現状をどのように分析してみえるのか。現在置かれている弥富市内の農業の状態がどうあるのか、市としてどう判断してみえるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 武田議員に御答弁申し上げていきたいというふうに思っております。

日本の農業を取り巻く環境は、大変厳しいと一言で言えるというふうに思っております。過去40年、50年、半世紀を振り返ってみても、本当に日本の農業というのが一つの国策として、農業を育てるといような観点に立って、国のほうはしっかりとやってきていただきたらどうかというようなことを疑問に思わざるを得ないと思っております。

私どもは昭和34年、あの未曾有の災害でございました伊勢湾台風というのを経験しておるわけでございますけれども、それ以来、いわゆる土地の基盤整備事業であるとか、あるいは木曾川用水事業等によって整備され、そしてさまざまな農業生産基盤が確立をしてきたわけでございます。そして県下でも有数な稲作を中心とした米、あるいは麦、大豆というもの、そして畜産、あるいは野菜においてはトマト、ナス、あるいは細かくはミツバ、イチジクというようなもの、そして切り花も弥富市の農家としては盛んにとり行われてきたわけでございます。

名古屋の大きな消費地という形の背後として夢もありました。そして農業振興地域としての自負もありました。これからしっかりやっていくぞという形で愛知県濃尾平野というような状況の中での位置づけがあったと思います。

そこに追い打ちをかけてきたのが長期にわたる米価の低迷、もう今では米価が1俵当たり1万2,000円とか3,000円。当時はこの倍ぐらいの単価でありました。そして、もう米があり余っているというような状況の中で、もっと農業政策に、農家の方たちに追い打ちをかけたのが生産調整であつたらうというふうに思っております。もう米はつくらなくてもいいよ

と。そのかわり1反当たり幾ら幾らの補助金を出しますよというような政策に変わってきた。これは各国の農業を見ても余り例がないことではないかなあというふうに思っておるところでございます。また、輸入農産物との厳しい競争というものがだんだん激化してきたというのが、昭和50年、60年の状況であったのではないかなあというふうに思っております。

そして、近年ではTPPの参加、関税の撤廃による貿易の自由化ということがさらに拍車をかけてきた。これが今に実行されようとしているというような状況で、本当に農業をやっている飯が食えるんだろうかというのが、今現在の多くの方の農業従事者の気持ち、考え方ではないだろうかというふうに思っております。

であるならばということで、東海農政局、あるいはJAあいち海部、農協等々が、私どもの指導機関として農地の中間管理機構という制度をつくろうじゃないかというふうにおっしゃった。いわゆる農地を集約して、個人農業ではなかなか成り立たないものですから、そういう制度で、今、農地の中間管理機構で担い手というような形に大きく変わってきているわけでございます。

誰も担い手にやっていただくなんてことは、当初から農業従事者は思っていないんですよ。だけど、その前の段階での国の施策が余りにも一貫性がないというようなこと、本当に農業を育てていくんだというようなことに欠如、そういうことがいわゆる高齢化、後継者不足というような形になってきたから担い手にやっていただかなきゃならないというような今は状況であろうというふうに思っております。

そういう状況の中においても、農地は保全、守っていかなきゃならないというのが農業従事者の基本的な大きな力強い考え方であろうと思っております。そうした状況の中において、やはり農業振興地域の新しいあり方ということについて、我々は農家の方が考えてみえること、あるいは国や県がどういうふうにシフトしていけば新しい時代の農業を助成していただけるかということ、もう少し積極的に言っていただきたいというふうに思っております。

農産物の生産性の向上がこれからますます求められるでしょうし、あるいは高品質の農産物というか、そういったものも求められる。そういう形でシフトしていくために、担い手であつたり、まだまだ農業ということに対して自分としては頑張っていくんだという人たちに對して、国・県は助成をすべきであろうというふうに思っております。

我々市としても、新しい農業のあり方は生産性の向上であり、高品質化であり、あるいはもっと言うならば、他の企業に参入していただいても農地を守っていく、生産物を守っていくというような状況をこれからはしっかりと協力していかなきゃならないだろうというふうに思っております。

一方、農業委員会等でいろいろと毎月毎月開催をしていただきながら、農地の保全のあり方、あるいは農地の利用のあり方ということについてもお考えをいただいているところでご

ございます。こういう時代にあつて、農地をどのように転換していくということに対しても、大変重要な問題だろうというふうに思っております。そういった意味では、農地の利活用ということについては、より生産性が上がることにシフトしていくのもやむを得ないことではないかなというふうにも思っております。

そうした形の中で、弥富市としては水田面積160ヘクタール強ございますけれども、この農地を保全すると同時に、どう利活用していくかということが大きく求められてきているなあというふうに思っておりますので、さまざまな機関と連携をとりながら協議を進めてまいりたいと、そんなところが現状の私ども弥富市の農業ではないかなあというふうに思っておりますのでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 武田議員。

○15番（武田正樹君） 市長のほうからの的確な現在の弥富市内の農業についてのお話を伺いました。私のほうからも1点だけ、市長と同じ考え方のところを少しお話しさせていただきたいと思えます。

今、白書に載っていることなんですけれども、食料の潜在生産能力をあらわす食料自給力指標というものが、全国的に農地面積の減少や単収の伸び悩みなどで低下傾向に推移していると言われております。このことについては私も認める限りで、先ほど課長のほうから話がありました、実際、市内では低下傾向にないという、これは弥富市独特のある程度、線ではないかと思っておりますけれども、ただ、これから先、可能性としては全国と同じ傾向が見られるのではないかと思っております。どうかその中で、これから先も現在の状態を維持するためにも、ぜひともいろんな形で国・県なりに要望等を出していただきたいなあと思っております。

生産者の一人として、私からも1つだけお話しさせていただきたいのは、国・県から出ているいろいろな形の産地を支援する補助制度があります。ただ、これについては、それぞれ面積要件だの、人数要件だのということは大きな制約をいただいております。そのために、生産者としては非常に使いづらい制度となっております。この辺をくれぐれもこれから先、市としてもいろんな形で要望していただいて、県・国なりに、そういう生産者にとって使いやすい補助制度を組み立てていただけるように要望したいと思っております。

どうかこれについては、くれぐれもこれから農業者にとって使いやすい制度、これから農地を維持する、そして生産者がこれから元気に、若手農家がこれから先もふえていく農業であるためにも補助制度をぜひとも、何とか現場に合った補助制度につくりかえていただくように要望をお願いしたいと思います。

その要望をお願いしまして、引き続いて、次の質問に移りたいと思えます。

2025年の地域農業の姿が把握できる地域農業情報として愛知県弥富市版が農研機構中央農

業研究センターから公表されております。この地域農業情報は、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の改善など、地域農業の将来ビジョンの策定に向けた合意形成を促すことを目的に、地域に存在する農業生産要素の利用状況や担い手経営の特徴とともに、担い手経営体数などの2025年までの予測値が示されております。

地域農業の基本的生産要素である農業経営体数、農地面積、農地利用状況、作物別作付面積などが示されており、担い手経営の農地の集積状況などの確認ができます。地域の農業就業人口、家族経営体数、離農に伴う供給農地面積の推移と2025年までの予測値が示されております。

地域の担い手経営、農地面積が5ヘクタール以上の家族経営体、または法人組織経営体の動向を常時雇用の有無、営農型類型別に示しており、農地面積の増加している営農類型とその経営規模などを把握できるとあり、また担い手経営体数、地域の農地を維持するために期待される担い手経営の経営面積、担い手経営を農地シェアの予測値を2025年まで示されております。

この情報により、2025年の地域農業の姿を農業就業人口や家族経営体数、担い手として想定すべき経営体像、営農類型、経営面積、農地シェアの観点から把握することが可能になり、地域農業の将来ビジョン策定などに向けた合意形成を行う際の参考にできるようになっています。この情報は、農林業センサスのアンケートにより集計予測されたものであり、一つの参考として捉えていただき、このことを踏まえて、今後の本市の農業の将来ビジョンをどう考えてみえるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げますけれども、農業の将来ビジョン、先ほども少しお話をさせていただきましたけれども、私見かもしれませんけれども、やはり国がどのようにかかわってくるか、あるいは県・市、我々の行政もどうかかわっていかなくやならないのかということが大変重要なポイントだろうというふうに思っております。

そういうことで安定的な農業経営ができるというような状況をつくり出さないと誰もやらなくなるというようなことが、今、第一次産業の農業ではないかなあというふうに思うところでございます。

しかしながら、ビジョンとして考えていかなくやならないのは、今は私どもとしても30名近い担い手の方が農業に従事をしていただいております。これから農地の中間管理機構の農地の集約化において、60%強が弥富市の農地は集約されていく。そしてその担い手の方が担っていくというような状況がもう見えているわけですね。

そういう状況にあったら、その担い手の方もきちっとした利益を上げられるような、もちろん御本人の努力も要るでしょうけれども、そういうことがなければ弥富市の農地は守られ

ない、守っていかれない、そういうようなことが前提としてあるわけです。だから、担い手に対するしっかりとした経営安定策をお示しいただきたいし、そうすることが耕作放棄地であるとか、あるいは農地の荒れるというような状況から少しずつ解放していくんだらうというふうに思っております。

それから2つ目は、これからTPPが導入されてきますと、やはり日本の農業の生産物が高品質化していかないとだめだろうと。アジアの中で闘っていく、あるいはオーストラリアとか、そういう先進国とも闘っていかなくゃならないその加盟国ということに対して、日本ならではの品質、そういうものが私は勝負になってくるだろうというふうに思っております。

また、よく言われるように環境保全型の農業にどう促進をしていくかというようなことでございます。食の安心・安全、あるいは消費者に対する信頼確保、そういったようなことに対する天然農薬での栽培であるとか、そういったことに対する各農業生産物の関連のものについて、しっかりとした環境保全型の農業に移行すべきだろうと。それがいろんな国で求められる大きな商品であらうというふうに思っております。

そのほか、6次産業化ということもますます進められるでしょう。いわゆる一つの材料にして最終製品まで持っていく、そういうようなことに対してどう商品開発をしていくかということもますます求められるわけでございます。そういった努力も必要となってまいります。

そういった形の中で、それぞれ分野はありましたけれども、それぞれのビジョンを持ちながら農業経営に携わっていかれる人に対して、弥富市としても最大限の努力をしていただくと同時に、最大限の支援をしていくというようなことをしっかりとその施策の中に置きたいというふうに思っておりますので、議会議員の皆様方にも御賛同をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 武田議員。

○15番（武田正樹君） ありがとうございます。市長から今後の弥富市の農業についての思いを語っていただきました。

私も市長と考え方を同じにすることがあります。それは、農業全ての方に対して国・県・市の支援は大変大事だと思っております。ただ、生産者、農業者もそれなりの努力はしなくてはならないと、これは私も同感です。今、見ていると、農業者の中に努力される方も見えます。中にはいま一つの方も見えます。こういう形でこれから先、農業者が努力しながら、そして先ほどお話がありましたように、もうかる農業、利益を上げていける農業というのをこれから先も続けていただければ、若い人もこれから就農していただけるんじゃないかと思っております。どうか今後とも、市のほうもそのための御指導のほうよろしくお願ひしたいと思っております。

そして、最後に1点だけ。

これは国のほうの話になるかもしれませんが、今、食料自給率、先ほど安心した安全な食料を供給する農業の役目の一つにあります食料自給率というのがありますけれども、現在のところ、2016年度のカロリーベースで38%まで落ち込んでおります。通常、しばらく前ですと40%だったとっております、私は、38%まで落ち込んでいるということは、これから先、さらに落ち込む可能性もありますけれども、これから伸びる可能性もあります。国は2025年度におよそ45%まで引き上げたいとしております。その中で農業者だけが努力するのではなくて、消費者の方にも努力していただきたいことが、国の農水省が示している一つのプランがあります。これを御紹介して私の質問を終わりたいと思います。

食料自給率を1%向上するために、今すぐ消費税者が始められることとして上げられております。御飯を1日につきもう一口多く食べること、そして国産大豆100%使用の豆腐を月にもう2丁食べること、そして国産米粉パンを月にもう6枚多く食べること、国産小麦100%使用のうどんを月にもう2玉多く食べること。

ただ、これは余分に多く食べるばかりではありません。これは皆さんが今食べているものが国産のものであればそれで十分だと思います。ただ、外国産の小麦であった場合について、できるだけ国産のものを使用していただければ、これから先、食料自給率1%が上がってくると思っております。どうか皆さんの、これから消費者の方にとってそういうことも意識しながら、食料を維持していただくことを御期待申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は1時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時38分 休憩

午後1時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、江崎貴大議員、お願いします。

○2番（江崎貴大君） 2番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、大きく2点質問をさせていただきます。

まず初めに、職員の人事評価制度と業務改善運動について質問をさせていただきます。

今後行っていくであろう大きな行政改革を進めていくためには、職員のモチベーションを高く維持する、身近な改革から始めていく、この2つの両輪がかみ合っていくことが重要だと考えています。前者は人事評価制度でありますし、後者は業務改善運動でございます。昨年同様に質問をさせていただきましたが、引き続きこのテーマで質問させていただきます。

近年、どこの自治体も厳しい財政状況を抱えており、そのような状況は今後も続くと考えられています。また、地方分権により住民に最も身近な基礎自治体が対応すべき行政課題が今後も増大すると見込まれ、これまで以上に効率的な行政運営が求められています。

自治体にとって職員は極めて重要な行政資源であります。対応すべき地域社会の課題が多様化、複雑化する一方で、職員の増員を望むことができないこの状況下において、職員の能力を最大限に引き出し、有効に活用していくことが不可欠です。

昨年の9月議会で人事評価システムを活用して、28年度、29年度の評価結果を30年度から昇格に反映させるとの答弁がありました。今年度における昇格・昇給はどのようにされたのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

平成30年4月1日における昇格につきましては、平成28年度及び平成29年度の人事評価結果に基づき行っております。また、昇給につきましては、平成29年度の人事評価結果に基づき行っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） それでは、何人の職員が対象となられたのでしょうか。また、部ごとの人数がもしわかりましたら、そちらもあわせてお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

今御質問の具体的な人数ということでございますが、こちらにつきましては非公表としておりますので、お答えを差し控えさせていただきます。御理解いただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 人事評価制度は、職員のやる気を高め、個人の能力を最大限に引き出すことで全体としての組織力を高め、効率的な行政運営に役立てることができると考えています。来年度31年度以降は、今後の人事評価システムをどのように活用していくのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

公正な人事管理と組織の活性化を図るため、職員の勤務成績を適正に評価する仕組みを構築していくことが重要であることから、必要に応じて評価結果を分析し、継続的に見直しを行って活用していきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 来年度以降も昇給・昇格に反映させるということによろしいでしょう

か。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

こちらにつきましては、毎年度、評価結果をもとにそのような昇格・昇給を考えてまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 続きまして、弥富市では、平成26年度より職員提案制度を実施しております。その効果や実績については、以前質問をさせていただきましたが、昨年度より職員提案制度の問題点を解決する方向で形を少し変えて業務改善運動として、より行政効果の向上、事務の能率化及び職員の資質の向上を図っていこうとする動きをしています。昨年度の業務改善運動の成果、分析はどのように見ておられるでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本市では、常日ごろから業務を改善し、市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、平成29年度より業務改善運動、通称G-1グランプリと申しておりますが、こちらを開始いたしております。

業務改善運動の目的は4つございまして、1つ目は、全職員の参加による業務改善運動を通じた職員の意識向上、2つ目は、改善・改革を歓迎する職場風土づくりの推進、3つ目は、取り組み実績の共有、横展開を通じたさらなる改善運動への発展、4つ目は、チームでの取り組みを通じて職場内のコミュニケーションの向上でございます。

昨年度の成果といたしましては、若手職員有志のチームを含む15チームの参加があり、優秀な取り組みについては、全職員の投票により上位3チームを3月の朝礼において表彰をいたしております。優秀な取り組みの選定に当たりましては、職員投票をすることで参加チームの取り組みが情報共有できることと、業務改善に対する職員の意識向上につながると考えております。

昨年度最優秀賞に輝いた取り組みの事例といたしましては、20代の若手職員有志のチームが新人向けマニュアルの作成を行いました。チームとして得られた成果といたしましては、マニュアルを作成する過程でパソコンのスキルや自分が取り組んだことのない事務、他の部署の業務などを新たに知ることができたことや、同期の交流が深まり、それぞれの個性や能力を知ることができたといったことが上げられております。また、その成果品として完成した新人向けマニュアルにつきましては、この4月に新規採用職員に配付したところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 若手職員のチームは部署間も超えて、仕事外でもいろいろと相談をしたりして連携のとれているいいチームワークが発揮できたものだなと思って、昨年から見させてもらってました。そのような形がこれからも進んでいくことをすごく期待しております。

それで、ことしで2回目となりますが、ことしの業務改善運動の浸透度はどのようになっていますか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本年度の業務改善運動の浸透度についてでございますが、参加チーム数も昨年度より1チームふえて16チームの参加もあり、また運動も2年目でございますので、運動の趣旨は浸透してきていると思いますが、より参加チームがふえるように取り組んでいく必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 以前の職員提案制度の際、応募する職員が毎年同じような職員で、全職員に制度の趣旨・目的が広く理解されていないことが課題の一つとして上がっておりました。また、昨年の業務改善運動を実施時には、この輪を庁内全課、全グループに広げていくことが目標と伺いました。今回は提案する部署に偏りはあったのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本年度は、全体で16チームの参加がございまして、そのうち総務部から10チーム、民生部から3チーム、部をまたぐ合同チームから3チームで、総務部が多くなっているのが現状でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 職員の皆さんが自分たちの仕事、自分たちの職場の改善を日々考え、実行することが行政改革の第一歩だと考えております。また、身近な改善や成功体験が積み重なって向上心や新たな気づきにつながっていくものだと思っております。この業務改善運動を今のように偏っているものじゃなく、庁内全課、全グループに広げていくことによって行政効果の向上、事務の能率化及び職員の意識向上につながっていくと思っております。今後どのように展開していくのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

この運動の目的につきましては、職員自身が業務に関する問題点を見つけ、課題解決するスキルを養う人材育成の目的もございまして、極力、自発的参加を促す手法を継続し、少し時

間はかかっても、数年後には活発な運動に成長させていきたいと考えております。

参加チーム数の目標といたしましては、最低でも課で1チーム以上の参加が理想でございますが、課を離れたグループごとの参加もふえてくれば、連携がとりやすい職場になるのではないかと考えております。

そのため、参加チーム数が低迷している原因を把握するため、8月に全職員を対象に業務改善運動についてのアンケート調査を実施したところでございます。年内に職員の業務改善運動に対する意向を把握、結果分析することで、来年度の業務改善運動の参加チーム増加につなげていきたいと考えております。

また、この業務改善運動で優秀な取り組みを行ったチームの成果につきましては、全職員の前で発表する機会を設けることで、業務改善運動に対するモチベーションを上げ、庁内で盛り上げてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 一つ一つ課題を乗り越えて全庁的に盛り上がっていくことを期待しております。

それでは、最後に市長の総括をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 江崎議員に御答弁申し上げます。

まず最初にお断りいたしますけれども、人事評価につきましては、私が直接それぞれの職員を評価するということはありません。一つの制度に基づいて課長、あるいは部長という中で、その所管の中でまず基本的な評価をしていただくということになっておりますので、誤解のないようにしていただきたい。

ただ、私としては、市役所とはという中で、市民のために役に立つところという形で、私は市内最大のサービス業であるというふうに職員に申し上げております。そうした形の中において、しっかりと複雑化・多様化する今の住民のニーズというものを的確に捉えていただきたいというふうにも思いますし、あるいはそれが個人、あるいは組織としてしっかりと対応していかなくやならないという形で、ある意味ではしっかりと勉強していただいて、高い能力を持ち合わせていただかなくやならないということでございます。そうしたことが窓口業務においても、自信を持ってそれぞれが市民、住民の皆様に接することができるんだろうというふうに思っております。

そういうためにも、やはりさまざまな形で計画的に職員を育成していかなくやならないと思っております。そういった意味で人事評価制度というのは、職員の一つの育てていく上において必要不可欠であろうというふうに思っております。

また、業務改善運動についても、毎年毎年そういった形の中で職員の提案型から少しずつ

改善をさせていただいておりますけれども、それは行財政改革ということに基づきながら最少の費用で最大の効果を上げていく、あるいはより高い専門性や多様性のある能力が必要になってくるから、そういった形の中で業務改善をしていこうというふうにお話をさせていただいているところでございます。

そして、その業務改善運動で培った現場の職員の意識であるとか、そういったことが個人としてやればできる、あるいはチームワークでしっかりと対応できるという、ある意味では自信というようなものにつないでいただければいいかなあというふうに思っております。

そうした形の中では、業務改善運動を取り組むときにおいて、やはり大事なのは職員一人一人が自分を変えるという意識が大変大事であろうというふうに思っております。職員において大きな能力の差があるとは思っておりません。しかし、そこで頑張った人たちがリーダーになっていくだろうというふうに思っておりますので、今後も人事の評価制度、あるいは業務改善をつなげて、職員の育成に努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 職員の方々がモチベーションを高く持って、さらなる改善、効率化、ひいては行政改革につながっていくことを期待しまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、本市における障がい者雇用について質問させていただきます。

一昨年、28年の9月議会でも同様の質問をさせていただきました。官公庁を中心に障がい者の法定雇用率が水増しされてきたことが社会問題化しています。厚生労働省が公表した調査結果では、約8割の中央省庁で水増しなどが確認されました。

私が一昨年に質問した際には、身体障がいの方3名、知的障がいの方1名の計4名を採用しており、重度の方のダブルカウントもあり、計6名の計算で法定雇用率が達成されているとの答弁をいただいております、問題なく運用されていると確信しております。

共生社会の実現に向け、28年4月から改正障害者雇用促進法が施行され、ことしの4月より精神障がい者が算定基礎に追加されることになりました。また、法定雇用率が従前の2.3%から2.5%へ0.2%引き上げられることになりました。

現在の弥富市役所においては、障がい者雇用の現状はどのようになっているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

平成30年度に一般事務職で1名を採用し、平成30年6月1日現在において、国へ報告した本市の実雇用率は2.32%でございます。そこで、地方公共団体に定められた法定雇用率は2.5%となっておりますが、法定雇用率から算出した雇用が必要な障がい者数は10名となり、実際の本市の実雇用数は10名でありますので、現在のところ、不足する雇用人数はございま

せん。このような場合は、法定雇用率を達成しているものとして取り扱うこととなっておりますので、本市においては問題ないと考えております。

なお、法定雇用率の対象となっている障がい者につきましては、障がい者手帳にて確認を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 念のため伺いますが、皆さん、週30時間以上の常用労働者ということによろしいでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えします。

常用雇用者と2分の1カウントの勤務時間数の少ない雇用者も入っております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 2分の1カウントも含めて10人という計算によろしいでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 28年の法改正により、30年度からの法定雇用率の引き上げが示されてきました。そのときからこの2年間、どのように対応してきたのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えします。

平成30年4月1日に地方公共団体の法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上げられ、さらに3年以内には2.6%引き上げとなります。このような状況を踏まえ、平成29年度及び平成30年度におきましても、一般事務職の障がい者募集を行い、引き続き法定雇用率達成・維持に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） どの事業主も、今、障がい者雇用への理解はふえてきているものの、応募がなかなかないとのことで苦労されています。私が先日、話を聞いた事業主さんが言っていたのは、やってもらいたい仕事はいっぱいあるけど、ハローワークに求人を出しても大手に流れて行って全然集まらない、誰かいい人はいないですかと相談をされました。

障がい者雇用につなげるという意味で、仕事をする上での技術や社会性を身につける訓練をしている就労移行支援がありますが、そことの連携はあるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

現在、就労移行支援との連携はしておりませんが、今後は障がい者の方の採用を予定する際は、そうした就労移行支援を行ってみえます指定事業所のお話もお聞きしたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 以前質問した際、精神障がい者の受け入れの環境整備には難色を示していましたが、30年度の法定雇用率の引き上げに合わせて障がい者の特性に合うような業務を検討し、新たな雇用の創出に向けて取り組んでいくとの意気込みを伺いました。その後の知的障がい者、もしくは精神障がい者の雇用、受け入れに対する対応はどのようなことをされてきたのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

障がい者とともに働くことが当たり前の社会となる中で、共生社会実現のために障がい者に対する適切な理解や配慮が必要となります。そのため、本年度は「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」と題して、津島公共職業安定所の方を講師にお招きし、市職員の雇用、受け入れに対する理解を深める予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 職員の方の理解が深まれば、ますます働きやすい環境になっていくのではと思います。ここ2年、障がい者の方を先ほども述べられたように積極的に採用しようとしているのは見受けられます。広報「やとみ」の職員募集の記事でも目にしました。しかし、その中で市職員の募集を身体障がい者に限っているのですが、それはどのような理由からでしょうか。また、知的・精神障がい者の方が採用される方法はあるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

過去には、知的障がい者の方のみを対象として職員を公募し、採用もいたしております。知的・精神障がい者の方の採用につきましては、過去にも御答弁させていただきましたが、受け入れ体制の整備、障がいの特性に合う業務を選定して募集する必要もございます。そのようなことを総合的に判断しながら、知的・精神障がい者の方の採用を考えてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今後、新しい業務、また障がい者の特性に合うような業務を検討していきながら、また職場の環境も整えていきながら、近いうちにそういう方々も採用に結びつくような、皆さんの活動をしていただけるようお願い申し上げます。

最後に、市長に総括をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 江崎議員に御答弁申し上げます。

昨今、国あるいは県等において、障がい者の雇用率という問題が大変大きくクローズアップされておるところでございます。いわゆる水増し問題というところでございます。

我々が思うのは、国という機関が我々地方の自治体という形の中で、範を示していただかなきゃならないというところがそのような状況であっては、全く問題外だと言わざるを得ないというふうに思っております。そうした形の中においては、国としても、これは真摯に反省をしていただき、早急に障がい者の雇用ということに対してお願いをしていかなきゃならないというふうに思っておるところでございます。

やはり我々といたしましても、率先垂範して障がい者雇用、あるいは障がい者の雇用率を達成・維持していこうというふうに国のほうからそういう指針があるからこそ、あるいはみずからがそういうような状況の中で障がい者と一緒に生活をする、仕事をするということを我々が考えていかなきゃならない時代ですので、そのようにさせていただいておるところでございます。

本市におきましても、引き続き適正に法定雇用率を遵守し、またしっかりと維持していかなきゃならないというふうに思っております。先ほど江崎議員からも御質問がございましたように、今、来期の採用計画についても準備をしているところでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 全ての方が自分が必要とされていることを認識できるような社会になるためにも、今後も環境整備と理解を進めていただくことをお願いし、私の今回の質問を終えさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時17分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 高 橋 八重典

同 議員 永 井 利 明

| | | | |
|--------------------------|-------|--------|--------|
| 保険年金課長 | 服部利恵 | 環境課長 | 柴田寿文 |
| 健康推進課長 | 飯田宏基 | 介護高齢課長 | 藤井清和 |
| 児童課長 | 大木弘己 | 十四山支所長 | 鈴木博貴 |
| 総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長 | 村瀬修 | 農政課長 | 小笠原己喜雄 |
| 商工観光課長 | 横江兼光 | 下水道課長 | 水谷繁樹 |
| 会計課長 | 伊藤えい子 | 学校教育課長 | 渡邊一弘 |
| 歴史民俗資料館長 | 伊藤隆彦 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 石田裕幸 | 書記 | 鷺尾里恵 |
| 書記 | 伊藤国幸 | | |

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第52号 新たに土地が生じたことの確認について
- 日程第3 議案第53号 公有水面の埋立てに伴う町の区域の変更について
- 日程第4 議案第54号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第55号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第56号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第7 議案第57号 弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第58号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第59号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第60号 平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第61号 平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 認定第1号 平成29年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第2号 平成29年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第3号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第4号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第5号 平成29年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第6号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第7号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時02分 開議

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

なお、大原議員より欠席の届け出がありましたので、これを認め、欠席とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、鈴木みどり議員と那須英二議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第52号 新たに土地が生じたことの確認について

日程第3 議案第53号 公有水面の埋立てに伴う町の区域の変更について

日程第4 議案第54号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第55号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第6 議案第56号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第7 議案第57号 弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

日程第8 議案第58号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第59号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第60号 平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第61号 平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 認定第1号 平成29年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第2号 平成29年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第3号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第4号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第5号 平成29年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第6号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

日程第18 認定第7号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第2、議案第52号から日程第18、認定第7号まで、以上17件を一括議題とします。

本案17件は既に提案をされていますので、これより質疑に入ります。

まず那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず初めに、議案第55号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正ということでございますけれども、まず、現在、市でどれぐらいこの家庭的保育事業が行われているのかお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） おはようございます。

御答弁を申し上げます。

家庭的保育事業は、ゼロ歳から2歳児を対象とした認可定員が5人以下の保育事業所でありまして、現在市内には対象となる事業所はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市のほうでは、公立保育がしっかりと整っておるものですから、こうした家庭的保育事業は市内には今存在していないということでした。

今回の規制がどのように緩和されて、またこれが今後どのような影響があるか、またこうした家庭的保育事業所が参入してくる可能性はあるのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 今回の条例改正の改正点は大きく3点ございまして、1点目は、家庭的保育事業等では、連携施設、これは保育所、認定こども園、幼稚園に限りませんが、この連携施設を確保しなければなりません、代替保育、これは家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、その家庭的保育事業者等にかわって提供する保育をいいますが、これに限っては、連携先を小規模保育事業A型、B型、または事業所内保育事業から確保することが可能とする緩和の基準を定めることとしました。

2点目といたしまして、既存の家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理の原則の適用の猶予期間を5年から10年に延長することとしました。

3点目としまして、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業の利用乳幼児に対する食事の提供については、自園調理の原則がございしますが、外部搬入施設を拡大す

ることといたしました。

本市には、家庭的保育事業所は、先ほど申しましたとおり現在ございませんので影響はありませんが、国の基準に沿って基準を改正するためには、条例整備が必要なため、このたび改正議案を上程しております。

今後のことに関しましては、現在そのような申し出は出ておりませんので、影響についてはわかっておりません。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 緩和の対象としまして、今までの代替保育の枠が広がるということで、事業所内保育等も拡大していくということでございます。

そして、自園調理が原則ということで、延長期間が5年から10年ということで、ほかの保育所で使っているよその搬入口からも仕入れすることが可能ということでございますけれども、こうして、昨今、事業所内保育も大きく拡大している中で、また弥富市ではないんですけれども、ほかの保育園、幼稚園等が定員が満杯ということで、国からの措置でございまして、しかし、こうした保育をどんどん緩和して、乳幼児の教育として、私はやはり捉えていくべきだと思います。緩和ばかりではなくて、しっかりと人材を守るという観点で、今後こうした制度が守られていくほうが、私は望ましいかなと思っておりますので、一言意見を添えさせていただいて、次の議題に移ります。

次は、議案第57号弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例ということでございますけれども、まず、これにつきまして、今、指定地域密着型介護老人福祉施設の定員というものは、現在何名でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長（藤井清和君） おはようございます。

国の基準については、サービス提供上必要な場合は、2名まで可能となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今の現行2名から4名に拡大するというところでございますが、これはどのような配慮によって改正されるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長（藤井清和君） 特別養護老人ホームの居室の定員については、従前は4人以下とされていましたが、第1次一括法により介護保険が改正され、それを受けた省令である指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準において、国の個室・ユニットケアの推進の流れを受け、原則1人とし、例外的に2人と基準が改正されました。

この基準は、参酌すべき基準とされたことから、議案第57号弥富市指定地域密着型サービ

ス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正を上程し、市長が必要と認めるときは、指定地域密着型介護老人福祉施設の1の居室の定員を4人以下とすることができると決めました。

現在、当市の介護保険料の所得段階別被保険者等の状況は、第1段階から第3段階に当たる全員非課税世帯は、全体の19.8%を占めます。

また、生活保護世帯も高齢化しており、65歳以上の受給者は全体の41%を占めております。このような状況から、低所得者の費用負担に配慮するため、ユニット型より利用者負担の低い4人居室、多床室を整備していくこととしました。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 介護保険料がどんどん値上がる中で、コストダウンを図るということで、1人部屋より4人部屋ということで対応ということでございます。

そこで1点お尋ねしたいんですけども、今現在この弥富市で、特養の待機者というのはどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 大変申しわけございません。資料を持ち合わせておりませんが、幾つもの施設に申請をされておるといふことでもありますので、また後ほど、その辺を精査しながらお答えをさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げますけれども、特別養護老人ホームの待機者ということでございますが、二、三年前は非常に多くの方がお待ちをいただいていたというような状況の中で、3桁というような状況で100人以上の方がお待ちになっていたわけですが、有料老人ホームであるとか他の施設へ行くことが大変充実をしまして、今、特別養護老人ホームのほうにおきましては、例えば輪中の郷であるとか長寿の里がその対象になるわけでございますけれども、私が先回伺ったのは、比較的待ち時間が二、三カ月で入っていただけるといふようなレベルまでなっているという状況でございました。今までのように半年、一年以上というような状況から随分緩和されてきたというふうに思っております。具体的な数字はまた後ほどお話をさせていただきますけれども、全体的にはそういう傾向であるということをお理解いただければと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） こうして1人から4人部屋ということで、ふえていくことによってコストダウンということと、もう一つは入れる人員が、近年は入りやすくなってきているということでございましたけど、こうした方向にあることは私としてはよい方向なのかなと思っ

たりしますので、それにつきましてはまた精査しまして、採決に臨みたいと思います。

続きまして、議案第58号ですが、小学校管理運営事業についてでございます。

簡単に説明しますと、エアコンということでございますので、前回、一般質問にて加藤議員の質問がございましたので、あらかじめその中で答弁いただいた部分に関しては、避けて聞きたいと思っておりますけれども、市長は、この早期取りつけということで大変力強いお言葉でいただいております。その方向でぜひ進んでいただきたいと思っておりますので、また一つ、例えばその準備が整った段階で、例えば1月ぐらいにその準備が整うということで、次の3月議会に上程というふうに、流れとしては通常なるかと思っておりますけれども、その1月に仮にもし準備が整ったとなれば、臨時議会を開いてでも早急に取りつけていただきたいと思っております。

また、冬休みに間に合えば冬休み、また教室ローテーションというふうにお答えいただいておりますけれども、土・日等も活用しながらぜひ一刻も早い段階でつけていただきたいと思っております。

これはやはり全国的に、一斉に今の補正予算待ちでエアコンを導入してくるということになると、取りつけ企業のほうもやはり争いになってくると思われまますので、そういう形でスタートダッシュが早ければ早いほどいいと思っておりますので、ぜひ臨時会等も視野に入れていただいてスケジュールをお願いいたします。

続いてもう一つは、体育館にもということで、加藤議員、質問されておりました。

体育館のほう、市長が32年度までに緊急防災事業債が切れるということで、これの延長を考えながら、その後、期待しながら考えていくという回答でございましたけれども、やはり西日本豪雨の際に高齢者の熱中症等が大問題になりました。やはり体育館にエアコンというのは喫緊の課題だと私は考えておりますので、その際に、起債100%で補助率が70%ということで現在あるということでございますので、起債ができるということであれば、今やるなら、本当に早く今やるべきだと私は考えておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） エアコンにつきましてはの小学校への早期導入ということでございますが、私どもといたしましては、今回この定例会のほうで設計費ということに対して上程をさせていただき、議案の議決をいただきたいというふうに思っております。できましたら、12月もしくは1月というような状況の中で、その設計が完了するように努力をしていきたいというふうに思っておりますけれども、分割方式で発注する場合は、議会の議決が必要ではないというふうにも思っておりますので、そういった形の中においてお話をさせていただきますけれども、早急に対応できるように、ちょっと冬休みは無理かもしれませんが、春休み、そしてゴールデンウィーク等において、工事が集中的に行われるような形でしてい

たい。そして、一般質問でも御答弁申し上げましたように、暑くなる、そういったようなシーズンに、同時に工事が完了し使用できるという状況が望ましいだろうというふうに思っておりますので、そういった形の中で議会の皆様方にも御報告を申し上げながら、教育委員会等と頑張ってもらいたいというふうに思っております。

また、体育館の設置につきましては、緊急防災減災事業債というのが利用できるわけでございますけれども、これ、いずれにいたしましても、起債100%ということで大きな起債を起こすわけでございます。設置型においても、1つの体育館で10基は要するだろうというふうにも思っております。また、機械室を設けてダクト型にすれば非常に高額になるということで、その起債額も非常に大きくなるわけでございます。

財政の硬直化は、私たちは避けていかなきゃならないというふうに思っておりますので、これは慎重に対応せざるを得ないということを十分御理解いただき、まずは、小学生の児童のために、そういった形の中において、学びの環境を整備するということを優先していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員に申し上げますけど、議案質疑の場でございますので、要望の場ではないので、その分だけ御理解ください。

那須議員。

○7番（那須英二君） 小学校管理費、運営事業についての質問でございますので、その辺は議長にも御理解いただきたいと思っております。

また、今、市長のほうは、エアコンの早期対応については頑張っていくということでございます。また、体育館については慎重にということでございますが、将来的にコストを考えたときに、やはり消費税も上がる可能性がある、これからこの緊急防災事業債は、延長を期待しておりますけれども、どうなっていくかわからないということであれば、今、有利な条件のうちに使っておいたほうが、将来的なコストとしては安くなるかなと思っておりますので、ぜひその辺は検討いただいております。これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 8番 三宮でございます。

最初に私は、総務部関係の質問をさせていただきたいと思っております。

市全体の問題として、いろんな行政改革の課題がありますが、やっぱり建築や土木の工事発注だとか、それからコンサルタントへの委託、あるいは物品の購入、役務の提供を受ける、こういう支出は、市の中で相当な位置を占めておりますので、これが適切に行われるということについては、行財政運営の中で大きな位置を占めておると思っておりますが、もともとこの問題が弥富の議会で本格的に問題になったのは、バブル崩壊後、国の方針としても、当時の公共事業単価の値上がりというのは不適切だということで、地方に対しても、設計によって節

約をする10%以上の節約と、それからもう一つは、競争入札が適正に行われることを通じて、10%以上のということでもやられてきて、弥富町はこの地域の中では割方精力的にそういう問題に取り組んでまいりましたし、とりわけ教育委員会などが、デジタル機器の導入に当たりましては、非常に当時の市場価格だとかそういうのも調査をされて、効果的な入札が行われて参りました。

ただ、最近では、この29年度決算で先日この決算審議に当たりまして、27、28、29の3年度の入札の結果についての情報の提供を求めましたが、それを見ましても、建築・土木、いわゆる建設工事の発注につきましては、例えばこの29年度におきましても、庁舎の90.65%があつてトータルで平均93.66%でございますので、もしこの入札がなければ、95%をかなり上回る90%台の後半という状態、これもこの3年間を見ましても大体そういう傾向が続いておりますが、まず、こういう問題について、少なくとも入札問題について、国や地方が行っております、要するに競争制度の有効な活用によって10%以上を目標にするという方針は、弥富市の方針として、この29年度決算の中でも貫かれてきたのか、そして割方ここは、要するに高値安定というとおかしいんですけど、上方に売れている理由については、どのようにお考えになっているか、まず御答弁いただきたいと思ひます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤雅人君） 御答弁申し上げます。

本市におきます建設工事関係の過去3年度の平均落札率につきましては、平成27年度94.67%、平成28年度94.57%、平成29年度93.66%と下がつてきております。物品、役務関係につきましては、過去3年度の平均落札率につきましては、平成27年度89.22%、平成28年度86.91%、平成29年度87.36%となり、平成28年度より0.45ポイントふえました。コンサルタント関係の過去3年度の平均落札率につきましては、平成27年度93.87%、平成28年度92.81%、平成29年度87.77%と下がつてきております。

また、第3次行政改革実施計画に基づきまして、入札制度の見直し、工事成績評価制度の導入を実施し、入札、契約の公平性、透明性、客観性及び競争性の向上を図り、工事の効率的執行と技術水準の向上に努めてまいりました。

予算の執行に当たりましては、設計段階で必要なものに優先順位をつけ、無駄なものを省き、コスト意識を持ちながら経費削減ができないかなど精査していくとともに、競争性の確保の観点から、入札方法につきましては、指名競争入札、事後審査方式制限つき一般競争入札の採用及び先進自治体の状況も踏まえながら、歳出の削減に取り組んでいるところでございます。

しかし、入札に関しましては、設計書、仕様書等に基づき、各業者の方が利益等も考えながら積算し、入札額を決めているものでございます。市といたしましては、少しでも安く落

札していただければありがたいことですが、その入札に関しましては、各業者の方が企業努力で決めていることと考えますので、その入札額や落札額に対しまして、市として意見を述べるものではありませんが、より適正な競争をしていただけるよう、引き続き調査・研究をしてみたいと考えております。御理解願いたいと思います。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、私申し上げましたように、29年度につきましては57億近い予定価格の庁舎建設の発注があって、今のレベルに下がっておるわけですが、それがなかったら、かなり90%台後半という状態が、特に建築関係で言うと、多分業者不足だとか、いろんなことが重なって発生している問題だと思いますが、同時に、やっぱりそういうときでも、私は発注側としては可能な限り競争入札へ機能するような努力を払っていくということについては、いつも念頭に置いてやっていく必要があると思いますが、そういう基本的な方向については、きちんとした方向を持っておられるかどうか、まず確認したいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

ただいま議員のほうからも御指摘いただきましたように、可能な限り落札価格を、今高どまりしているというお話もございましたので、できるだけ低くなるような努力は引き続き続けてまいりたいと思っております。

そうした意味におきまして、いろいろ入札の方式等についても、研究しながらやっておるところでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） これにつきましては、要するに市場価格やそういうものをきちんと見るとか、いろんなことが努力されてやられておって、それなりの成果は上がっていると思いますが、根本的には、競争入札の機能を発揮できる仕組みを絶えず追求していくと。しかも、予定価格につきましては、以前は歩切りだとかそういうものもありましたが、現在は、利益も含めて一定の、多分標準的な定価だとかそういうものを対象にして発注がされていると思いますので、そこの辺はありますし、電気機械設備関係などがかなり低くなっているのは、メーカー希望価格と実際の市場価格の間に大きな差があることがこういう差になってあらわれてきておると思いますし、コンサル料なんかで言いますと、以前は鉄筋コンクリートの建物の構造計算なんかは相当手間がかかったんですが、今はコンピューターが発達して、ソフトを入れれば割方簡単につくれるというようなことにもなっております、かなり値崩れが起こっていますよね。そういう状況の中で、ぜひ適切な、同時にまた安全な仕上がりができるような運用をしていくことを求めて、次の質問に移ります。

先日、不納欠損と滞納処分停止についての資料を要請していただきましたが、それを見

ますと、不納欠損の一覧表で、29年度は総額が3,187万3,763円ということですが、その内訳は、滞納処分の停止によるもので、3年期間満了のものが353万5,495円、即時欠損処分、これは多分、死亡だとか行方不明だとか手の打ちようがないと、欠損にして当たり前だということ、即時欠損をするものが1,046万3,529円、納期前5年時効のもので、滞納処分の停止と合わせてやって、その期間に時効が来たものが749万8,610円、5年時効で不納欠損となったものが1,037万6,129円というふうに資料をいただいております。

では最近の滞納処分の停止実績ということでもいただいた資料を見ますと、29年度は市県民税で60人、616万654円、それから固定資産税が11人で587万5,913円、あと一番多いのは国民健康保険で36人で712万3,168円と、停止額の合計が2,063万713円、28年度は1,580万、27年度は1,138万8,100円と、年々幾らかはふえておりますが、実際に政府のほうの調査によりましても、実際に国民健康保険税だとかそういうものを負担している人たちの中には、一番低い所得で負担されているのは国民健康保険税だと思いますが、大体、生活保護世帯の四、五倍の人たちが生活保護と同等か、あるいはそれより低い状態で生活しているという状況に比べると、収納のほうは非常に頑張られて市民税なんか98%を超えるような勢いになっておりますから、そういう意味でいうと納税者のほとんどにかなり手が行き届いておると思うんですが、収納するということ、そういう努力はされておりますが、同時に、やっぱり生活保護基準を下回るか同等のような人たちに対しては、やっぱり滞納の長期化を避ける、そして延滞利息をどんどんふやして苦しめるということをしないように、市の権限によって調査をした上で、滞納処分の停止を行って、そういう延滞金の発生なんかを防いでいくと。そして、3年間改善されなければ、営業を続けていたり、あるいは一定の収入があっても、それが一定の基準にいかない状態が続いた場合は停止、要するに不納欠損にしていくという法律に定められた制度がありますので、それから見ると、まだかなり、私は弥富の不納欠損の扱いは、今の市民の暮らしの状態に比べると低いというふうに考えておりますが、その辺についてはどのようにお考えになっているか、御答弁いただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 服部収納課長。

○収納課長（服部朋夫君） 御答弁させていただきます。

滞納処分の執行の要件は、1. 滞納処分をすることができる財産がないとき、2. 滞納処分をすることによって、その生活が著しく窮迫されるおそれがあるとき、3. その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときのいずれかとなっております。

滞納処分の執行を行うに当たっては、滞納者の将来を含めた現在の生活状況の把握が重要となってまいります。市では、催告書に期限は定めさせていただきますが、全額納付が困難な方については、納税相談に応じる旨を記載するなどして、早期の来庁、連絡をお待ちして、御本人に現在の状況を確認しております。同時に、租税負担の公平性を実現する立場か

ら、広く財産調査を行った後に、慎重に判断し適正に停止処分を行っております。適正に行った結果が滞納処分の執行停止の件数となっておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 調査をしなければできないわけでありますから、ただ、実際に職員の数だとか、いろんな状況でなかなか調査が行き届かないとか、先日も、私もある方と一緒に行ってお話しさせていただいたように、自分の申告そのものが間違っておることに気づいていない人だとか、なかなか税金の問題というのは難しいものですから、立ち入ってやっぱり調査をしないとよくわからないということがあったりして、そこになかなか踏み込んでいくだけの体制が弱いということが一つあるんじゃないかということと、もう一つは、この財産の問題ですね。要するに住むだけの住居、要するに大きい住居じゃなくて、せいぜい分譲住宅の、分譲住宅でもきょうび立派なものもありますが、平均を下回るような分譲住宅のような住居の人たちに対する対応というのも、市としては余りはっきりした対応を持っていないと思います、いかがですか。

○議長（堀岡敏喜君） 服部収納課長。

○収納課長（服部朋夫君） お答えさせていただきます。

滞納処分の停止は、市の財産を放棄することにもつながりますので、より慎重に判断して行わせていただきます。地方税法において、差し押さえ禁止財産の中に、住まいというものは含まれていないということもございまして、その辺も含めて、先ほど議員がおっしゃられたとおりに、税のことがなかなか理解されずに間違った課税ではなくて、正しく申告がされているようなこともありますので、なるべく早期に折衝の機会を持つことに努めさせていただきまして、より正確な将来も含めた現在の生活環境を把握することに努めさせていただき、慎重な対応、処理をさせていただこうと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員に申し上げますけれども、一般会計決算認定について、幅が広い議案ですけれども、1議案については3回までの質問になっていきますので、その辺をお守りください。

三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） また詳細は、決算特別委員会でお尋ねをすることにしまして、この問題についてはその程度にさせていただきます。

次に、開発部関係で、公共下水道と集落排水についてお尋ねいたします。

集落排水につきましては、実際の処理場ごとの資料も見せていただいて、前から私は見せていただいておりますが、今回、4年分をずっと見せていただいた中で、ちょっとやっぱりこれは工夫しなきゃいかんというふうに思った点がございまして、お尋ねします。

まず、収入に対する費用の内訳であります。保守委託事業と云って、運転管理は事実上全面的に委託しておるわけですね。この費用が、総収入の大体6割弱ぐらい、55から6割ちょっと超えるぐらいというのがそうなんです。そのほかに、汚泥の抜き取り、要するに清掃委託が20%弱から多いところは30%ちょっと超えるぐらい、また電気料が少ないところでも22.4%、多いところでは、特殊なところを除いて32.4%というのが29年度2つありますが、もうそれで料金収入は全部超えています。そのほかに、支払利息だとかという、本来料金で負担する部分がありますが、それは全部市が負担をする、それから施設の改良の費用も結局一般会計で負担をするという状態がずっと続いております。

この背景と原因につきましては、設計をされるときに、例えば北西部、要するに荷之上、五之三地区であります。計画人口が1,760人ということで設定されて、当然、流入人口もあるということですが、それにしましても、1日当たりの平均水量を475トンとして設定をしております。当然その設定がそういう料金が得られるという前提で決められるわけですが、実際の28年の3月時点での1日当たりの平均水量は244トン、大体50%ちょっと、6割まではいかないというのは、ほとんど共通しておるんですね。それも90%以上の接続率のところですので、もう普遍的に赤字が発生し続けると。しかも、当然改修に必要な準備などは、とても料金では全然できないという仕組みになっております。最初のボタンをかけ間違えたことがこういう結果になっているわけですね。実際よりも利用者や利用水量が設定した平均の見込みよりも55%かそれを切るぐらいの状態、当然収入もそういうふうになってくるわけですから、やっぱりこういう状況を考えると、今回も国の支援をいただいて改修をしていくということで、これからどんどん電気機械設備の更新が始まっていくわけですが、国や県に必要な支援をお願いすると同時に、もう一方で、この保守点検だとか、それからその費用についても見直しをしていくような必要があるのではないかと。

例えば、電気料も相当高いわけですが、こういうものについては、実際に検討していただく課題としては、例えば太陽光発電を利用して一定を賄うことがプラスになるのか、そんなに効果がないものなら、とんとんぐらいならやらんほうがいいと思いますし、そういうことも含めて、この経費をどう減らしていくかということについては真剣に考えないと、私は、つくった経緯から、あるいは現状から見て大変な状態になるんじゃないかというふうに思っておりますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） おはようございます。御答弁させていただきます。

先ほど議員が御指摘ございましたように、現在、収入金額とそれに伴います保守委託金額を差し引きますと、集落排水事業につきましては赤字というような状況でございます。それを改善する一つの方法としては、接続率をふやすというのが一つございます。また、議員が

申されましたとおり、今現在使っております保守委託、清掃委託、電気料等、いかに安く済むように金額を下げるかということも一つの改善策だと思っておりますので、そこら辺を今後、いかに安くしていけるかというようなことを検討させていただきまして、収入と保守委託金額等が見合うような形で今後進められればというふうに考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 公共下水道のほうで見ますと、集落排水は古いところは90%以上で、8割を割っているところは比較的新しいところという状況ですが、公共下水道につきましては、やっぱり実際にうちが古くなっておるとか、年寄りだけでも、いつこのうちは住まなくなるかわからんとか、こんな人たちも少なくないこともあったり、あるいは宅内配管の負担がちょっと今の私のうちの事情ではなかなかできないというようなこともありまして、初期に開通して、だから平成22年だとか23年に供用が開始されたところで、一番高いところが66.5%で、やっと50%だとか、あるいはそういう状況でなかなか思うように接続が進まないということがあることもあって、実際にかなり市の負担がふえ続けていくということが心配されるわけでありまして。

そうかといって、そう簡単に料金を上げることはできませんので、この辺の、しかも弥富市としては、管路の事故とかそういうふぐあいもあって、改めてまた負担をするというようなことがありますので、やっぱり、もともとこの事業を始めるときには、当時は自治省だったかな、今の総務省の前身だったというふうに思いますが、この事業を始めるときに、全国の今から着手する市町村の市町村長と議長宛てに将来負担をきちんと設定して明らかにして、ここまでは行政が負担をする、ここからは住民の皆さんが負担をするということを確認して、実現可能なものにしてほしいと、こういう要請がされたんですが、当時、愛知県や弥富市の対応は、これは自治省が言っておるだけだから、国土交通省や県は計画どおり進めると言っておるからということで、実際の議論をせずに着手をしたという経緯があって、なかなか費用的にも大変な問題も発生しておりますし、現実こういう問題が発生しております。

ぜひ、この面についてはやっぱり、もっともっと国や県の支援をいただくということと、もう一つは、私どもの今住んでいるエリアも、今回の10カ年計画には入っていないエリアでございますので、そういうところ、調整区域あるいは合併浄化槽ができるようなところにつきましては、私は可能な限り合併浄化槽によって負担を減らしていく、新年度の予算編成方針で環境省は、これまでは浄化槽の本体だけの補助だったけれども、風呂やお勝手につなぐ管路についても助成するという方向で今予算要求をしているというふうに言っておりますので、そういうことができれば、やっぱり市が出す補助や負担を考えても、合併浄化槽で整備

をしたほうが、私はコストはかなり安くなっていくと思いますので、そういうことができるところはそういう形で進めていくということを通じて、全体の今の10カ年計画の中でどうするかという問題もあると思いますが、コストを下げていく努力をしないと、ちょっとここは将来負担が大変になっていくと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） かねてから三宮議員のほうからの御指摘というか、公共下水道に対する考え方はいろいろと伺っておるわけですが、21世紀の環境衛生をしっかりと守っていくということにつきましては、行政の大きな役割であろうというふうに思っております。

この公共下水道事業も、供用開始をいたしましてから7年、8年というような状況で推移をしてきているわけですが、そうした形の中で、これは私どもの弥富市の条例に定めさせていただきまして、今後は公共下水道事業を普及していくんだということで、今現在、御理解をいただきながら進めさせていただいておるわけですが。

そういう状況の中において、平成28年に国のほうから、いわゆる10年改正の重点アクションプランというのが示されました。この事業を前倒しして、平成37年が10年度の一番末でございますけれども、ここまでにできる限りのことの、宅内配管を含めまして公共下水道事業の供用をしっかりと進めるようにということでございます。

しかしながら、37年という状況の中に全てができるかということ、それは前倒しをしても大変厳しい状況であることは、もう今までもお話をさせていただいているところでございます。そういった形の中において、我々としては、今、農業集落排水事業及びこれから公共下水道事業を基本的には進めさせていただくわけですが、そういうような状況の中で、平成37年度までには70%近くの、いわゆる公共下水あるいは農業集落排水事業という形の中での供用を開始していく、普及率を進めていくというふうに今考えておるところでございます。

御承知のように、公共下水道事業は、国の負担が2分の1、そして市の負担が2分の1という形の中で事業を進めるわけですが、これは平成37年度の10年概成のアクションプランまでには、きちっとそういうような状況で進めさせていただきます。前倒しができれば前倒しをしながらでも進めていくわけですが、私は、今の状況の中において、平成37年度の状況のときに、いま一度しっかりと、今後、将来についてどうしていくんだと、下水道事業をどうしていくんだということをしっかりと考える必要もあるというふうに思っております。議員各位と協議をしながら、今後の下水道事業についてどうしていくんだということを考えなきゃならないというふうに思っております。

しかしながら、今、県のほうだとか国のほうでも言っているわけですが、この日光川流域下水道事業というのは、いわゆる私たちとしては、非常に遅くスタートしたわけで

ございます。そういうような状況で、10年概成という形の中で平成37年までに前倒してやりなさいということは大変酷な話でございまして、私どもとしては一方では、これ以降も、やはり国の財政的な補助というか支援は、やはり継続して行っていただくべきだというふうに強く要望をさせていただいております。しかし、これが平成37年度までの私たちの取り組み姿勢というところにおいて、国とか県は評価するだろうというふうに思っておりますので、平成37年度までは、少しでも延長してできるように努力はしていきたいというふうに思っております。そして、私たちのやる気を示しながら、この10年概成という平成37年の状況を先に延ばしていただくということで、普及活動ができればなあというふうに思っております。

一方、全体の公共下水道事業における会計は、企業会計という形の中で、私ども、平成31年度から企業会計をしっかりと立てて、歳入歳出という状況の中で、いわゆる決算のあり方というようなものもしっかりと見ていきたいというふうに思っております。そういうような状況の中で、いろんな多方面からこの公共下水道事業を考えながら進めさせていただきたいということを今の段階では考えておりますので、御理解をいただければと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 大体、合併浄化槽での設置ですと、1個当たり数十万というか100万はしない範囲で終わりますよね。だけど、公共下水道でも多分平均的なコストでいうと、計画人口1人当たり100万から130万かかる。そして、今の弥富市の計画、財政計画もそうですが、減価償却費は一切見ずにですからね。減価償却費というのは、改修していく費用を料金の中に入れるという仕組みなんですけど、これがない状態でずっと続いていきますが、そうかといって、そうめっちゃくちゃ上げるわけにもいきませんから、やっぱりここは、コストとの絡みも含めてしっかりと御検討いただくことを求めて、次の質問に移ります。

あと、ちょっと簡単におきますが、介護保険につきましては、29年度が区切りで、30年度から新規に移っていくわけでありましたが、それに当たって今期、29年度決算では、翌年度の繰越金と、収支残と基金を合わせると、たしか1億8,000万円ほどあると思いますが、やはりこの制度から言うと、本来可能な限りはその年度内の費用は3年間で負担をしていくという仕組みで、残ったものについては次の料金を値下げするために活用していくというふうな制度になっていると思いますが、この予算残額につきましては、新年度の料金の上でどのように反映されているか、御答弁いただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 答弁をさせていただきます。

介護保険の会計上の説明になりますが、繰越金につきましては、歳入合計と歳出合計の差額で歳入が上回る場合、繰越金として計上させていただいております。

また、介護保険の国庫補助金等については、当該年度は概算でもらい、翌年度に給付実績

で精算となるため、基金積立金を算出する場合は、国・県等の交付金の過年度分返還金の合計と繰越金との差額分を計上させていただいております。

繰越金と基金積立金につきましては、9月補正の段階では一旦計上させていただきますが、年度末までの保険給付費等の支払い状況によって変動するため、3月補正の段階で再度精査した上で、介護保険支払準備基金積立金として最終年度まで積み立てていき、次期介護保険事業計画の保険料の算出の際に取り崩すこととなります。

この基金積立金につきましては、第7期介護保険事業計画において4,400万円取り崩した結果、介護保険料が年間で6万7,700円が6万6,400円となり、1,300円減額になりました。他市町村では、この取り崩し額が大きいため、保険料の減額に差が出ています。

国庫負担の大幅な増額につきましては、介護給付費や予防給付費に必要な財源の内訳として、50%が保険料負担と50%が公費負担となっており、公費負担の国の負担率25%について、これを拡大していただくよう、やはり求めていかなければならないと思っています。特に、消費税の財源を社会保障費に回していただくということを強く要望していきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） ずっと見ると介護保険の場合は、そんなに償還しなきゃいかんお金は今は毎年多くない。安定していますよね、大体途中で仕組みがよくわかるようになって。したがって、基金は5,000万ちょっとだったと思うんですが、それを4,400万取り崩す。しかし、繰越金として合わせて1億8,000万ぐらいあったはずで、やっぱりそういう意味でいうと基金を取り崩すというんですが、要するに基金にしない含み収入が多過ぎて、結局は県下の上げ幅で、上げ率でいうと弥富トップですもんね。16%というのは全県でトップなんですね。だから、これだけ剰余金があれば、もう少し値下げをすることができたというふうに思いますが、今さら議論しておっても始まんことですが、そういう注意をしていただくことを求めておきたいと思います。

次に、あとは特別委員会で申し上げますので、ここでは触れません。

あと、国民健康保険と後期高齢者医療保険の特別会計に関してお尋ねいたします。

もともと国民健康保険は、さきに申し上げましたように、健康で文化的な国民生活を維持する上で、社会保険制度と社会保障制度を組み合わせたものとして国の制度として発足した経緯がございまして、全額免除や医療費につきましても、保険料につきましても制度もある。後期高齢者医療保険は、社会保険から移行した人もおりますが、多くは国民健康保険からの新しい制度に移行していった経緯があります。もともと今、国も地方自治体も、地域やそういうところで協力をしてというわけではありますが、この制度は、お年寄りを家族から切り離した別の、介護保険もそうですが、仕組みに押し込んで、その人だけで負担をすると。

建前はそうかもしれませんが、実際には扶養している働いている人が負担をしている割合が結構高いですね。だけれども、税法上の控除は認められない、そういう年金から天引きしておるから、この人が負担をしたんだということで、1万5,000円しか年金が月額ない人から天引きした分についても、その人が納入したものとして扶養しておる世帯主か何かの人の控除は認めないとか、そういう仕組みをどんどんつくってきております。

やっぱり、もとの所得の多い人たちは、後期高齢者でも国民健康保険に入っていていただく、そして所得の少ない扶養家族になれる人は社会保険の扶養家族にして社会全体で支える仕組みのほうが、より私はベターであると思いますし、国民健康保険の制度が、そういう税と社会保障制度を一体としたものであるというなら、そこを母体にした施策にしていくことがよりベターであると思いますので、ぜひこれは国に制度改正を求めていただきたいと思います、いかがでしょう。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 後期高齢者医療制度の廃止の御質問をいただきました。

後期高齢者医療制度施行前は、75歳以上の高齢者は国民健康保険や社会保険などに加入して、保険料を払いつつ、市町村が運営する老人保健制度にも加入して医療給付を受けていました。

平成20年4月よりこの方式が廃止され、75歳以上の高齢者を後期高齢者と呼称し、後期高齢者のための独立した新しい医療保険制度、後期高齢者医療制度を設けることになりました。後期高齢者医療制度が始まった背景は、日本は1990年代以降、少子・高齢化は急ピッチに進み、平成27年の統計によりますと、日本の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は26.7%、約3.8人に1人、また75歳以上の高齢者の割合は12.9%、約7.8人に1人であります。さらに出生率も低下していることから、先進国の中で最も早く、65歳以上の高齢者が総人口の21%を超えた超高齢社会と人口減少社会に突入しております。

そして、高齢化社会が進むと当然高齢者に対する医療費が膨張いたします。現に、高齢者に対する医療費は年々増加し、平成26年度の75歳以上の老人医療費は、国民医療費全体の約3分の1を占めております。

このような背景から、医療制度改革の一つとして高齢者に一定の保険料を負担してもらい、高齢者の医療費を安定的に支える、高齢者と若い世代の負担割合を明確化し、公平に医療費を負担する、高齢者に対する医療・介護サービスの質を維持・向上する、このような目的で老人保健制度にかわり、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設されました。

現在の後期高齢者医療制度を廃止した場合、国民健康保険の加入者は、定年退職後の世代が大半を占め、さらに後期高齢者医療の方が国保に戻ることとなりますので、1人当たりの

保険給付費がふえ、国民健康保険財政がさらに厳しくなることが想定されます。

日本は、世界でも例を見ないスピードで高齢化を迎え、旧来の制度では限界を迎えたことから、根本的に見直しがされた現制度を長く維持していくことが大切であると考えております。本市といたしましては、国民健康保険や後期高齢者医療被保険者の方の負担がふえないよう、今後も国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 最後の質問にしたいと思いますが、今の部長の説明にはちょっと無理があるんじゃないでしょうか。私は、75歳以上の方がみんな国保に戻せなんて言っていないですよ。扶養家族になる人は、要するに所得の低い人たちは、自分の子供や一定の条件の扶養できる人がいる場合は扶養家族にして、社会保険の扶養家族になるわけですね、それは。以前はそういう制度だったでしょう。扶養家族にならない一定の所得のある人、それから扶養家族にしてもらえる人が、してくれる人がいない人は国保が受け持つと、こういうことで、今はむしろ国保の保険料が減っている大きい理由は、今の80歳だとか85歳の年金もらっている人たちは、かなり年金をもらっておりまして、そういう人たちが国保から出ていったことが、また国保会計が苦しい要因の一つにもなっておるわけです。

ただ、もう一つ大きい背景には、私たちが現役と言われた時代、普通、私は今でも現役でやらせていただいています。60歳以前だとかそういう時代は、平均的なフルタイムで働く人の収入が、その時々5人分ぐらいが生活できる程度の給料があった。ところが昨今では、フルタイムで働いている人の平均だとせいぜい2.5人ぐらい、要するに社会でつくり出される富の配分が、働く人たちや一般の国民に配分されずに大企業や大資産家に集中していくという、この中で今の社会のひずみができているにもかかわらず、国自身がそれを無視して、結局、やっぱり自己負担の原則ということで、その年代の人にきちんと負担をさせれば、そんなに医者にもかからんようになるだろうしというようなこともあって、あるいはまた、税金を消費税を導入して以来、大体その7割ぐらいは実質的に大企業減税に消えている、そして内部留保はふえ続けているという、こういう逆立ちした状態がずっと続いていることが、今の日本経済や中小企業を苦しめている最大の原因になっておりますので、やっぱりもう少し立ち入って、今の社会の仕組みそのものにかかわる問題としてこの問題を考えながら、国の責任で解決していくという方向で努力していただくことを強く求めて、本件の質問を終わり、後は特別委員会で質問させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

本案17件はお手元に配付をした議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時10分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀岡敏喜

同 議員 鈴木みどり

同 議員 那須英二

平成30年9月27日

午後2時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 朝日将貴 | 2番 | 江崎貴大 |
| 3番 | 加藤克之 | 4番 | 高橋八重典 |
| 5番 | 永井利明 | 6番 | 鈴木みどり |
| 7番 | 那須英二 | 8番 | 三宮十五郎 |
| 9番 | 早川公二 | 10番 | 平野広行 |
| 11番 | 三浦義光 | 12番 | 堀岡敏喜 |
| 13番 | 炭竈ふく代 | 14番 | 佐藤高 清 |
| 15番 | 武田正樹 | 16番 | 大原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|----|-------|----|------|
| 8番 | 三宮十五郎 | 9番 | 早川公二 |
|----|-------|----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

| | | | |
|------------------|------|--|------|
| 市 長 | 服部彰文 | 副市長 | 大木博雄 |
| 総務部長 | 渡邊秀樹 | 民生部長兼
福祉事務所長 | 村瀬美樹 |
| 開発部長 | 安井耕史 | 教育部長 | 立松則明 |
| 総務部次長兼
庁舎建設室長 | 伊藤重行 | 民生部次長兼
福祉課長 | 山下正巳 |
| 開発部次長兼
土木課長 | 伊藤仁史 | 開発部次長兼
都市計画課長 | 大野勝貴 |
| 会計管理者 | 山田 淳 | 教育部次長兼
生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長 | 安井文雄 |
| 教育部次長兼
図書館長 | 横山和久 | 監査委員
事務局長 | 羽飼和彦 |
| 総務課長 | 佐藤文彦 | 財政課長 | 佐藤雅人 |
| 秘書企画課長 | 安井幹雄 | 危機管理課長 | 伊藤淳人 |
| 税務課長 | 佐野智雄 | 収納課長 | 服部朋夫 |
| 市民課長 | 梅田英明 | 保険年金課長 | 服部利恵 |
| 環境課長 | 柴田寿文 | 健康推進課長 | 飯田宏基 |
| 介護高齢課長 | 藤井清和 | 児童課長 | 大木弘己 |

| | | | |
|--------|--------|--------------------------------------|-------|
| 十四山支所長 | 鈴木博貴 | 総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長 | 村瀬修 |
| 農政課長 | 小笠原己喜雄 | 商工観光課長 | 横江兼光 |
| 下水道課長 | 水谷繁樹 | 会計課長 | 伊藤えい子 |
| 学校教育課長 | 渡邊一弘 | 歴史民俗資料館長 | 伊藤隆彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 石田裕幸 | 書記 | 鷲尾里恵 |
| 書記 | 伊藤国幸 | | |

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第52号 新たに土地が生じたことの確認について
- 日程第3 議案第53号 公有水面の埋立てに伴う町の区域の変更について
- 日程第4 議案第54号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第55号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第56号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第7 議案第57号 弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第58号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第59号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第60号 平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第61号 平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 認定第1号 平成29年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第2号 平成29年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第3号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第4号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第5号 平成29年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第6号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第7号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(追加提案)

日程第19 議案第62号 平成30年度弥富市一般会計補正予算(第3号)

日程第20 請願第2号 「尾張大橋東交差点」の渋滞対策に関する意見書の提出を求める請願書について

日程第21 発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

日程第22 発議第4号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

日程第23 発議第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

日程第24 発議第6号 地域高規格道路一宮西港道路の早期実現に関する意見書の提出について

日程第25 発議第7号 「尾張大橋東交差点」の渋滞対策に関する意見書の提出について

日程第26 議員派遣について

日程第27 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、三宮十五郎議員と早川公二議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第52号 新たに土地が生じたことの確認について

日程第3 議案第53号 公有水面の埋立てに伴う町の区域の変更について

日程第4 議案第54号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について

日程第5 議案第55号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条  
例の一部改正について

日程第6 議案第56号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第7 議案第57号 弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サー  
ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の  
一部改正について

日程第8 議案第58号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第59号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第60号 平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第61号 平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 認定第1号 平成29年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第2号 平成29年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第3号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて

日程第15 認定第4号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて

日程第16 認定第5号 平成29年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第6号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて

日程第18 認定第7号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第2、議案第52号から日程第18、認定第7号まで、以上17件を一括議題とします。

本案17件に関し、審査の経過と結果の報告を各委員長より求めます。

まず、平野総務建設経済委員長、お願いします。

○総務建設経済委員長（平野広行君） 総務建設経済委員会に付託されました案件は、議案第52号新たに土地が生じたことの確認についてを初め3件であります。

本委員会は、去る9月18日に、委員全員と委員外1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第52、53号を審査いたしました。

委員より、県有地となり、固定資産税として国有地等市町村交付金対象地域となると思いますが、おおよそ幾らぐらいの固定資産税となりますかとの質問に、市側より、交付金の対象になるかどうかは名古屋港管理組合の今後の利用状況によって変わってきますが、概算で仮計算した場合、雑種地で約2,100万円、宅地で約2,300万円となりますとの答弁がありました。

以上の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第58号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第2号）では、委員より、ブロック塀補助金は何件分を想定しているのか、空き家の場合はどのように補助金を出すのか、弥富に住んでみえない人にはどのように周知するのかとの質問に、市側より、予算100万円の内訳は、上限10万円での申請を想定して最少10件、基本的に申請主義なので空き家等も所有者から相談があれば、説明をしますとの答弁がありました。

続けて、委員より、申請が多く出てきたらもう一度補正を組まなければいけないのではないか、通学路優先ということだが、学校が終わった後、塾通いや遊びに行ったりする際に通学路以外でもブロック塀はあるが、対象となるのかとの質問があり、市側より、対象となるブロック塀は、道路や公共施設に面したブロック塀等になります。例えば、市の施設である公園など不特定多数の方が出入りするところを対象としていますとの回答がありました。

また、他の委員より、空き家について、待ちの姿勢だとなかなか気づかないと思うので、危険箇所があると判断された場合は相談をしてもらうように通知してはどうかとの質問に、市側より、空き家の持ち主が市内にお住まいであれば、広報等で見ていただいて対応していただくこととなりますが、特定空き家等に該当しブロック塀がある場合、所有者がわかっている場合には、市から状況を説明させていただきますとの答弁がありました。

さらに、他の委員より、通学路の危険箇所が二百数十カ所あるとの調査ですが、所有者が撤去せず、明らかにここは危険であり、本当に早く撤去してほしいと思う箇所について、どのように対応されるかとの質問に、市側より、該当する所有者には問いかけていきたいとは

考えている。しかし、やるやらないは個人の問題であり、我々としてそれ以上のことは望めない。しかし、子供たちの安全のため、御理解をいただけるように住人の方に話をさせていただきたいとの答弁がありました。

また、他の委員から、土地改良事業補助金に関連し、事業費と補助金は説明があったが、補助率はどの質問に、市側より、3つの土地改良区の事業ごとの事業費、補助率、補助金額、地元負担率、地元負担額の答弁がありました。

また、他の委員から、企業誘致の交付奨励金の追加は新たな企業がふえたのかとの質問に、市側より、29年度からの1社ですが、固定資産税が確定し、額が当初予算より多かったことにより増額となりましたとの答弁がありました。

このような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承したことを御報告し、総務建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、鈴木厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（鈴木みどり君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第54号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について初め8件です。

本委員会は、去る9月14日に、委員全員と委員外3名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第54、55、56、57号を一括審査いたしました。

市側より、13日の議案質疑に対して、特別養護老人ホームの待機者数は市内3カ所で、要介護3以上の人が75名、要介護2以下の人が28名となっているが、申し込みがあった数のため重複している可能性があり、近年の状況からの推測で実際の入所時期は、3カ月から4カ月、遅くとも半年ほどで入所できる見込みとの答弁がありました。

議案第57号弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてにおいて、委員より、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員を2人から4人にするという事は、全体の受け入れ人数がふえるということかとの質問に、市側より、施設の定員がふえるわけではなく、利用料金を下げることができるとの答弁がありました。

以上の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

次に、議案第58、59、60、61号、以上4件を一括審査しました。

最初に、市側より説明があり、議案第58号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第2号）において、委員より、学校体育館エアコン設置についてはすぐにはやらないとのことであったが、公共施設再配置計画における統廃合や、2次避難所に指定されていますので災害対策での影響をどのように考えているのかとの質問に、市側より、公共施設の再配置計画は全庁

で議論中であるが、第2次総合計画において一定の方向で学校の再編成をお示ししたいと考えている。しっかりと方向性が出た場合においては、体育館のエアコン設置を十分検討したい。しかし、施設を避難所という観点から見ると、地域の人たちに利用していただくことになり、学校の再編成とは違い、公共の一つの建物と考えるのが正しいのか、少し時間をいただき考えていきたいとの回答がありました。

また、他の委員より、35度を超える日は体育の授業ができなくなると学校の運営にも支障が出たのではないかと質問に対し、35度を越えた場合は、炎天下での運動は中断・中止するようにしております。7月の体育は水泳でしたので、体育館は余り使っておりません。しかし、気温プラス水温が65度以上になると危険であるという指標が示され、8月のプール開放、プール指導を中止しました。来年も同じ方針で行きたいと思っておりますとの答弁がありました。

また、他の委員より、総合福祉センターの駐車場は何台分ふえる予定かと質問に、市側より、106台分の予定で、秋の耕作が終わった後、今年度中に盛り土をしていきますとの答弁がありました。

以上のような質疑がなされましたが、討論はなく、採決の結果、議案第58号から議案第61号までの4件全て全員賛成で原案を了承したことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、平野決算特別委員長、お願いします。

○決算特別委員長（平野広行君） 決算特別委員会に付託されました案件は、認定第1号平成29年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について初め7件です。

本特別委員会は、去る9月21日に、午前9時30分より、委員全員出席により開催しました。

当日は総務部、開発部、民生部、教育部の順で、それぞれ所管する一般会計及び特別会計について審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

最初に、総務部での審査では、収納率が好調であるが、新たな取り組みがあったのかとの質問に、市側より、新規の具体的な取り組みは特に行っていないが、収納率好調はコンビニ納付、西尾張地方税滞納整理機構との連携、課税課との連携強化によるところが大きな要因と考えています。軽自動車税と国民健康保険税、市県民税普通徴収分、固定資産税がコンビニ納付により24時間いつでも納付可能となり、納付環境が整備されていることの効果は大きかったと考えています。コンビニ利用率も、年々向上しております。

また、西尾張地方税滞納整理機構に参加しており、例年、約100件の滞納案件を機構に引き継いでいること、機構に派遣された職員が滞納整理のスキルや折衝技術を身につけ、市に戻り、引き続き収納業務に携わることによる効果もあったと考えます。今後も、市税・国民健康保険税ともに、課税課との連携をより一層強め、滞納者への早期の対応を意識し、滞納

繰越額の減少に取り組んでいきたいですとの答弁がありました。

また、防犯カメラ設置の定義はとの質問に、市側より、市内における犯罪及び事故を未然に防止し、安全で安心して暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的として、不特定多数の人が利用される都市公園や駅周辺等へ防犯カメラを設置していますとの答弁がありました。

また、地域社会の防犯につきましては、自主防犯活動の後押しをする意味合いも含め、防犯カメラを新たに設置する団体に対し、市防犯設備整備事業費補助金を活用し、設置していただいております。

また、公道の設置につきましては、設置箇所、設置台数、メンテナンスに膨大な費用がかかるため、現在のところは設置する予定はありませんが、この補助金制度を活用していただきながら、安全・防災メール、防犯パトロール等、複合的に組み合わせ、地域の皆様と協働で推進していきたいと考えておりますとの答弁がありました。

また、各種自主財源確保事業を実施していますが、自主財源の確保について、市としてどう考えるかとの質問に、市側より、自主財源を確保するためには、市民税において、子育て支援施策の充実など、弥富市を魅力あるものにするによって多くの人に住んでいただくことや、固定資産税においては、臨海部を初めとし、多くの企業に来ていただくことによる税収の増加が見込めるものであると考えます。そのほかに、市が所有する売却、貸付が可能である土地もありますので、積極的に売却、貸付を進めていきたいと考えています。また、先進市町も参考にしながら、積極的に広告収入の増加に努めてまいりますとの答弁がありました。

続いて、開発部での審査では、市街地整備業務委託料による事業の今後の方向性は、また平成29年度でどのようなことを行ったのかとの質問に、市側より、市街化区域への編入要件を満たせそうな地区として、車新田地区において平成27年度より地区の現況や課題、まちづくりの整備手法等の地域勉強会を7回にわたって開催してきました。

昨年度は、世話人会を立ち上げ、概略検討図及び概略減歩率等を2案作成し、関係者にお示しいたしました。今後の予定は、現在、詳細な意向調査を実施中であり、まちづくり実施に向け関係者と話し合いを継続していきたいと考えておりますとの答弁がありました。

また、他の委員より、スイートハートプロジェクトにおいて、平成29年度にどのような事業、イベントが行われたかとの質問に対し、市側より、平成29年度のやとみスイートハートプロジェクトの活動は、8月にプロジェクト会議、平成30年1月にキックオフミーティングが開催され、その後「やとみ恋めぐりのスイーツマップ・ポスターとやとみ恋守り」の作成が行われました。「やとみ恋めぐりスイーツマップ」によるスイーツめぐりは本年度4月より行われていますとの答弁がありました。

午後からは、民生部、教育部について審査いたしました。

民生部での審査では、委員より、シルバー人材センターの会員等の減少理由はどの質問に、市側より、会員減少の要因としては、定年退職後も引き続き雇用されるケースがふえてきているため新規の加入は伸びていない。また、体力面で仕事ができなくなった高齢の方が会員をやめるケースもありました。

また、年間就業延べ人員の減少につきましては、3事業につきましてシルバー人材センターからの派遣という形式から、派遣先の事業所の直接雇用に切りかわり、事業を終了したことが原因ですとの答弁がありました。

また、委員より、生活困窮者自立支援事業で平成29年度から市役所での相談を始めたが、市役所での相談件数はどの質問に、市側より、平成29年度中、実績数は7件ですとの答弁がありました。

最後に教育部では、委員より、市民プールの修繕はなかったのかとの質問に、市側より、漏水に伴う給水管修繕、放送設備修繕が主な内容でありましたとの答弁がありました。

以上のような質疑の後、認定1号から認定7号までの7件について討論を行いました。

認定第1号及び認定第3号から認定第7号の6件に対し、反対討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、反対討論のありました認定第1号平成29年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成29年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての6件については、賛成多数で原案を了承し、認定第2号平成29年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で原案を了承しましたことを御報告し、決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしを確認しましたので、これにて質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、三宮議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 私は日本共産党議員団を代表いたしまして、歳入歳出決算認定案件のうちの6件について、反対討論を行わせていただきます。

もちろん市の事務事業は、基本的には住民の皆さんの命や暮らしを守り、福祉に貢献する

ということが中心でありますので、当然全てに反対ということではありませんが、しかし、今、市民が置かれている種々な状況から改善が急がれている問題などを、やっぱり市民の願いに沿って早急に改善をしていきたいという立場であります。同時に、そうした国民生活の基盤となりますさまざまな制度設計について国が責任を持ち、また財源不足についての手当ても持っている国が、最近はその責任を果たしていないというふうに痛感をしており、一番反対の大きな理由は、国が責任を果たすことを強く求めるものであります。そんな限られた予算や条件、人員の中で、日々市民の皆さんの安全や暮らしのためにさまざまな尽力をされております当局や職員の皆さんには心から敬意を表すものであります。

さて、まず一般会計についてでございますが、長年の課題となっておりますきんちゃんバスの活用について最初に申し上げます。

3路線104停留所によります運行が行われておりますが、最大利用者のあります近鉄南口でも1日27回のバスの通過に対して平均利用者は35名、1回当たりの乗降客は1.3人にすぎません。2番目のイオンが1日26回で1回1人。それ以外はバスの通過1回全て1人未満であります。1日当たりの利用者数で見ますと、38.5%を占める40停留所が1人に満たない状態であり、また26.9%に当たります28停留所は2人に満たない状態であり、2人を超えているところは36停留所で34.6%です。

高齢化社会で足の不自由な人が車や自転車に乗れなくなると、すぐに生活が成り立たなくなります。今のような巡回方式では必要な対応ができておりません。バスの利用希望者を登録し、その人々の希望に沿った運用ができるような、実際にバスの利用を必要としている人たちを調査し、一日も早くそうした人たちの安心できるバスとなるような抜本的な改善を求めるものでございます。

障害者福祉法では、市町村に身体障がい者を発見し、情報を伝え、必要な支援につなげることが定められております。身体障害者手帳を取得できると予想される人は、介護認定とサービスを受けている人や、手帳のない人で駅の階段で手すりが必要な人など、優に通常の手帳取得ができる条件の人は1,000名を超えるような状況であると考えられますが、現在年間の手帳の新規交付数は100名を幾らか超える範囲にとどまっております。

その多くは制度を知らないこともありますが、医師不足などによって必要な人が必要ときに診断書を書いてもらえないことも大きな原因です。現在弥富市には県の指定を受けている診断書を書くことができる医師は70名おりますが、新規の申請が100人余りとどまっているということは、医師が平均すると年間1.5人弱しか診断書を書いていない、この制度が機能を果たしていない状態を市も県も国も、障がい者施策の根源にかかわるものとして解決を図ることを長年にわたって放置してきた結果だと考えざるを得ません。障がい者支援に対する行政としての責任が果たせなくなっている問題として、県と国にその解決を求める行動

を起こされることを強く求めます。

私たち日本共産党も、県議団や国会議員団の協力を得て、近く厚生労働省に対して要請に参る準備をしております。

また、市の税金、国民健康保険税と医療費の自己負担、介護保険料と利用料の減免制度が十分機能していないことについて申し上げます。

この間の審議の中でも明らかになりましたが、年収150万円ほどの単身者でアパート暮らしをしている人に、24万円ほどの所得税や住民税、国保税、介護保険料がかかっていることも明らかになりました。政府自身も実収入が生活保護基準以下で生活をしている人が、保護者の4倍から5倍近くもいることを認めております。平成10年代に税制の改正と介護保険、後期高齢者医療制度の導入などでその傾向が一層広がっております。まず健康で文化的な最低生活の保障のかなめとして、各種法律、市条例の中に市町村長が必要と認めた者に必要な金額の減免をすることができるということが漏れなく定められておりますが、その解釈は、それはしてもしなくてもいいということではなくて、そういう健康で文化的な最低生活という基準から考えると、生活保護を下回るような、あるいはそれに極めて近いような暮らしをさせてはならないという立場から対応することが求められたものであり、早急な改善を求めます。

次に、国民健康保険特別会計について触れさせていただきます。

国民健康保険制度は、他の社会保険に加入できない全ての人を強制的に加入させる、世界に誇る国民皆保険の制度であり、条件の悪い人には、保険税も医療費も全額免除する制度のある、保険と社会保障制度を統合したものとして、世界に誇る制度だということでこの制度が発足し、私が議員になった当時も国が保険医療費分の2分の1を負担しており、さらに事務費の一部も国が直接負担をしておりました。市長会や知事会が求めておりますように、必要な負担を国が行うことを強く求めていくことを望みます。

介護保険制度につきましては、基金の一部を次の保険料を上げないために使っているとの説明がございましたが、前期も今期も基金の2倍を超えるような次年度への繰り越しを行うやり方は改めるべきでございます。

この制度は、もともとドイツをモデルにした制度で、早期の発見と早期の対応で身体の機能の悪化をおくらせていく制度として始まりましたが、既に要支援を直接の保険制度から外し、予算処置によります市町村の事務事業にして、国の予算の範囲でしか行えないようにすること等含めまして、要支援の人たちのデイサービスや訪問介護サービスなど、一定の引き下げが行われて全面的に撤退する業者も生まれており、ますます安定した介護が受けづらくなっておりますが、さらに国は要介護1にも同じ制度にするとおっしゃっておりますが、こうした実際に介護がどんどん受けづらくする仕組みを国は抜本的に改め、制度発足のときの国民と

の約束を守ることを強く求めていただくように申し上げておきます。

高齢者医療制度については、収入のない人も含めて高齢者を一つの保険に押し込め、その医療費の一部を利用者に必ず負担させる、その制度のあり方を審議するのは地方議会ではないという、今の制度のあり方そのものが大変問題だと思います。所得の低い人は親族の扶養家族となり、そうでない人々は、他の保険に入らない方は国民健康保険制度に一定の所得のある方は入っていただく。こういう従来の制度にこれは戻すべきで、この制度そのものについては私どもの立場は明白であり、一日も早く根本的に改善することを求めております。

農業集落排水事業につきましては、計画時に過大な人口と使用水量を設定し、90%以上接続されておりましたが、保守委託料と汚泥の引き取り、電気料さえ賄えず、支払利息は全て行政負担、施設更新費用などの計画を除外している制度設計そのものに問題があり、指導した国や県がそれにふさわしい支援を図り、合理的な解決策を確立することを強く求めます。

公共下水道につきましては、事業計画時の総務省の大きくない市町村の財政的な困難の最大の原因の一つが下水道事業であり、計画時に将来負担の全体像を住民と行政の負担を具体的に明らかにした計画として行うことを、市町村長と市町村議会議長に一斉に要請されました。ところが、愛知県や当時の弥富町は、関係のない総務省が言っていること、県も建設省も保証すると言っていて、そう言って着手し、また事業計画、財政計画に施設の更新費用となる減価償却費抜きの財政計画で出発をして、そのまま今日も続けております。

海部南部水道では、水道料金の28%、1立方メートル当たり60円近くを減価償却費として負担がされておりますが、こうした施設産業で、更新費用を考えずに事業を進めるなどんでもないことであります。一日も早く負担の実態を明らかにし、市と住民への過大な負担とならない対策を急ぐことを強く求めます。

各論についてはそのとおりでございますが、抜本的には、税金の集め方と使い方の国の方針の根本的な転換が必要だというふうに私は考えております。

例えば、消費税が導入されまして2017年度までで349兆円の消費税が国庫に入りました。その同じ時期に、消費税の導入直後から法人税の軽減が行われまして、何とその額が280兆円、消費税全体の80%にもなっております。こうした税金の集め方、使い方。とりわけ法人税につきましては、資本金1,000万円以下のいわゆる小企業、これが所得に対する税金負担率は17.5%であります。100億円を超える巨大企業につきましては、わずか12.4%。とりわけトヨタ自動車のような海外にも子会社を持ちながら連結決算をしております巨大企業につきましては、所得に対する税金を5.2%しか納めていないことも公の統計の中でも明らかになっております。

こうした、本来税金は憲法に基づいて、原則は生活費非課税、相互累進制で応能負担、勤労者には軽い負担という3つの原則が定められております。富裕層は年収1億円を超

えると所得税の負担率が低くなります。小企業と大企業の負担は、先ほど申し上げたとおりであります。富裕層と大企業に応分の負担を求め、オスプレイなど攻撃型兵器や大型開発をやめれば財源は生まれます。

とりわけ、私がここで強調しておきたいのは、少子・高齢化が本当に地方をどんどん痛めつけておりますが、その最大の要因は、私たちの現役と言われた時代、奇跡の高度成長という時代でありましたが、そのときには社会のつくりや外身が働く人々や中小企業にかなり手厚く配分されて、大体、平均的にフルタイムで働いている人の収入で、そういう高度成長からかなりしばらく後までそうでございますが、1人働けば5人ぐらいが暮らせる、これが働く人への賃金でありました。今日では、せいぜいフルタイムで働いている人の平均給与は2人半ぐらいの暮らしを支えるのにやっとということで、多くの若者たちが結婚できないような安い賃金に苦しみ、さまざまな問題をつくり出しております。

どんどん地方の人口が低下するだけではなくて、子供が減り、弥富市でも新たに1年間に生まれた、よそから転居してくる子供の数に比べて、80歳代のお年寄りの方が多い状態が年々広がっております。年々その割合が大きく、差が大きくなっております。こうした状態を解決するのは、働き方を本当に改革し、働く人たちが8時間フルタイムで働けば、本当に若い人たちもちゃんと世帯を持って子育てができるような賃金、過労死しなくてもよい賃金、先ほど医師不足で大変な状態になっているということ申し上げましたが、本当にそういうむちゃくちゃな働き方をせずに、国民のために必要な事業やそういうものを促進していく。そうすれば当然人口もふえますし、同時に税や社会保険料もたくさん集まることは自明であります。

したがって、そういう方向に国政や地方政治のかじを切るために御尽力いただくことを心から要請いたしまして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、高橋議員、お願いします。

○4番（高橋八重典君） 私は、認定第1号平成29年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論いたします。

平成29年度は行政の構造改革元年として、さまざまな事務事業の見直しに着手された一年でありました。市政運営として、もっと災害に強いまちづくり、もっと人に優しい健やかなまちづくり、もっと豊かで活力あるまちづくりの3点を基本とし、それに沿った事業が適正になされたものと考えております。

平成29年度の一般会計歳入における市税収入においては82億4,449万620円で、対前年比2,793万2,790円、0.3%の減でありました。この減収の主な要因は固定資産税の減額によるものであります。ほぼ前年度と同額になっております。

また、市税全体における収納率は97.5%で、前年度に比べ0.4ポイント上回り、未済額は

1億8,905万8,685円で、前年度に比べ3,128万1,766円減少し、収納対策が安定的に実行されているものとして評価できるものであります。

また、歳入全体に占める市税収入の割合は55.3%で、引き続き高い割合を占めており、今後も着実な市税収入の確保、向上に努めるとともに、税負担の公平性の観点からも、収納率の向上に努めなければなりません。

また、歳出面におきまして、新庁舎建設事業、土地改良事業、道路改良工事、小・中学校修繕工事、子ども医療費助成事業等、限られた財源の中で市債を有効に活用し、適正に事業が執行されたと考えます。予算執行率につきましては90.80%であり、2.4ポイント下がりましたが、新庁舎建設事業、中学校空調機設置工事等、繰り越し事業が例年より多かったためと理解しており、市長の施政方針に基づく事業の予算執行がおおむね適正に執行されたと思います。

また、監査委員から提出されました健全化比率の審査において、財政の健全度を判断する実質公債費比率を初めとする4項目の健全化判断比率について良好であり、特に指摘すべき事項はないと報告されており、財政運営が引き続き適正に行われているものと考えます。

以上のように、平成29年度決算の状況を精査しましたところ、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと考えます。

先ほど述べましたように、健全財政が維持されていることを評価します。賛成に値する決算であることを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論がないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

議案第52号から議案第61号まで、以上10件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号から議案第61号まで、以上10件は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定をされました。

次に、認定第3号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第62号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第19、議案第62号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 本日追加提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第62号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、台風21号により被害を受けました公共施設を修繕するための費用を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、議案の説明を総務部長に求めます。

渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第62号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,968万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を179億7,657万2,000円とするものであります。これにつきましては、台風21号により被害を受けました公共施設を修繕するため、工事請負費等を増額計上するものであります。

歳入予算につきましては、財政調整基金繰入金1,968万1,000円を増額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきましては、のびのび園修繕工事請負費30万円、教育費におきましては、小・中学校の修繕料363万5,000円、南部コミュニティセンターの施設整備工事請負費745万2,000円、体育施設整備工事請負費438万2,000円であります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案を、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 請願第2号 「尾張大橋東交差点」の渋滞対策に関する意見書の提出を求める  
請願書について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第20、請願第2号を議題とします。

紹介議員の朝日将貴議員に請願の趣旨説明を求めます。

○1番（朝日将貴君） 請願第2号「尾張大橋東交差点」の渋滞対策に関する意見書の提出を求める請願書について、趣旨説明をさせていただきます。

この請願は、タイトルにもあるよう尾張大橋東交差点において、長年にわたり物流及び通勤車両等の集中による慢性的な交通渋滞が発生しており、周辺地域の経済活動及び周辺住民の生活環境に多大な悪影響を及ぼしています。

その原因の一つとしては、尾張大橋東交差点に進入する車両台数を信号現示で処理できないために、同交差点を通過できない車両が滞留しているものであり、また同交差点の北に位置するニッケゴルフ場跡地には、車のオークション会場の設置が計画されており、周辺住民はこの渋滞がさらに悪化することを大変危惧しております。

そこで、交通安全の観点等もごさいますが、まずは最優先事項として同交差点の渋滞緩和を目的とした意見書を愛知県知事並びに愛知県公安委員会に提出していただけるよう、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

那須議員。

○7番（那須英二君） 今、朝日議員より紹介議員ということで趣旨説明がございました。これについて、特に反対するものではございませんけれども、渋滞対策というのであれば、ぜひこの海老江交差点に右折の矢印信号もあわせて要望してはと思います。

また、交通量がふえるということであれば、危機管理、安全対策も必要であるので、あわせて国道1号線から海老江交差点までの歩道の拡張や、また旧155号線、県道458号線そのものの拡張などをし、交通渋滞の緩和と同時に安全対策ということをあわせて要望してはいかがと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） お答え申し上げます。

今、那須議員より御指摘いただいた御要望については、地元協議会のほうでも議論をしている最中であります。今回の意見書に関しては、この尾張大橋東交差点のそもそもの根本の原因である一つとして、まずは具体的に県知事、そして公安委員会に要請するものであり、那須議員御指摘の海老江交差点等に、もしくは県道一宮弥富線における交通安全対策も、また別の議論として、そのような議論の際には御賛同いただければと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） では、継続して審議されるということでありますので、その際にまた検討させていただくということで、質疑のほうは終了します。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑の方はありますか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認め、討論に入ります。  
討論の方はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 討論なしと認め、採決に入ります。  
請願第2号は原案のとおり採択することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり採択されました。  
ここで、追加日程準備のため随時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時55分 休憩

午後2時58分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま佐藤高清算議員より、先ほど採択をされました請願の趣旨に沿って、発議第7号が提出をされました。

この際、本案を日程に追加をし、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。  
よって、発議第7号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

日程第22 発議第4号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

日程第23 発議第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

日程第24 発議第6号 地域高規格道路一宮西港道路の早期実現に関する意見書の提出について

日程第25 発議第7号 「尾張大橋東交差点」の渋滞対策に関する意見書の提出について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第21、発議第3号から日程第25、発議第7号まで、以上5件を一括議題とします。

本案5件は議員案件ですので、提出者の佐藤高清算議員に提案理由の説明を求めます。
佐藤議員。

○14番（佐藤高君） それでは、発議第3号から発議第7号までの5件の意見書の提出につきまして、提案理由を申し上げます。

発議第3号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書は、平成31年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率の2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう、国に対し強く要望するものであります。

発議第4号国の私学助成の拡充に関する意見書は、父母負担の公私格差を是正するための就学支援を一層拡充するとともに、あわせて私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう国に対し強く要望するものであります。

発議第5号愛知県の私学助成の拡充に関する意見書は、「私学選択の自由」に大きな役割を果たしている授業料助成・入学金助成を拡充するとともに、経常費助成についても、国から財源措置がなされる国基準単価を土台に、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる施策を実施するよう愛知県に対し要望するものであります。

発議第6号地域高規格道路一宮西港道路の早期実現に関する意見書は、地域高規格道路一宮西港道路を重要物流道路に指定し、早期実現を図り、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう新たな財源の創設を検討するとともに、平成31年度道路関係予算は所要額を確保することを国に対し強く要望するものであります。

発議第7号「尾張大橋東交差点」渋滞対策に関する意見書は、一般県道一宮弥富線における尾張大橋東交差点への右折滞留長の延伸と、尾張大橋東交差点及び隣接する交差点の信号現示の調整の措置を講じられるよう、愛知県及び愛知県公安委員会に対し強く要望するものであります。

以上、この意見書5件につきましては、それぞれ関係機関に提出することを提案するものであり、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

大原議員。

○16番（大原 功君） 高君に質疑をさせていただきます。

これは、尾張大橋と国道1号線の混むことについては、今から約16年前、日本毛織さんがイオンさんを、ここにスーパーを持ってくるということで、イオンの前を約3,000坪寄附していただいた。そして、今の道は混まないということやね。当時は海老江の郵便局、この近くまでは車が並びよった。今ではほとんど並ばないようになっておるわけだ。そしてこの車がどのぐらいふえて、今渋滞というふうになるのか、ここを一遍聞きたい。1日何台ぐらい

ここを通りますか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高君） ただいま大原議員から御指摘いただきました質問につきまして、16年前の経緯につきまして全く私ども勉強不足でありました。16年前の現状と今の現状を踏まえまして、また違った渋滞の形であると認識をしております。

また、現時点におきます道路状況については、私資料を持っておりませんのでお答えすることはできません。

しかし、16年前とは違った形の渋滞であることは事実でありますので、その辺のところを御理解いただいて、御賛同をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 16年前というのは、車がようけ混んだわけなの。今は混んでいないわけなのね。そうでしょう。どこが混んで、こういう今の意見書を出されたのか、発議を出されたのか。その根拠がなくてただ出すだけというと、体制つくって魂入れず、こういうことなの。坂本竜馬が言っているのは、自分のことは自分が一番よく知っているということを言われておるわけね。そうでしょう。出される以上は、やっぱりそれなりの根拠があって出さないと。

当時は、先ほど言ったように、イオンの前は3,000坪寄附をさせるということで、日本毛織の社長に私が言いましたんですよ。そして、当時は吉川博さん、この方をお願いをして、何とかしてこの新しい店舗をつくるのには、大規模店舗法がありますので、15日おくれたらここにイオンはできない。当時は乳母車やいろいろな車で買い物ができるということの基本にしたわけ。当時は商工会から4,800近くの商工会員が反対をされたわけ。これは隣の岐阜県から三重県、遠いところは今のあま市やあの辺からも全部出ました。

そういうふうで、道路も渋滞を混まないように、そして安全性のあるためにイオンの前だけは広くなっております。今はほとんど車は混まないはず。もうちょっと、本当に今のイオンに対しての、前の海老江についての道路が混むというのなら、これは話は変わりますけれども、出すところ自体が、国道1号線は国のものですね。155号線は県道ですよ。県と国のことをするんじゃなくて、我々がするのは県道や市道のことをやっぱり一番心配するわけ。

こういうことを含めて、先ほど言ったように状況が違うと言うなら、当時の車が何台通って、今現在どれぐらいの車が、通行量がおるかということを説明してください。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高君） 今、大原議員から適切な御示唆をいただいております。16年前の交通量のことともわかりませんし、今どういう状況で交通量があるかということともわかりません。

ただ、16年前は改善された、そういった大原議員の御尽力によって改善されたことが、新たな形で渋滞が始まっておるといふことでもありますので、県道一宮道路線についての改善を求める意見書をつくらせていただいたわけでもありますので、どうか御賛同のほどをよろしくお願ひいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 議長。注意だけしておきます。

やっぱり出す以上は地域の人がよく知っていること、そういうことを聞きながら出していだだくということをおね、一番大事なことです。市長も当然今の国道から北のほうですから、状況はよく知って見えるはずですよ。オークションは南のほうだからちょっとわからんかもしれないけど。

こういうのがありますので、出す以上は、その地域の方がどういふふうに住生活をしてきたかということ、我々はよく、高橋君よりは長生きをしているから、よくわかっておりますから、まあ、注意して出してください。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑の方はありますか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしを確認しましたので、これにて質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） ただいま上程されております案件のうちで、発議第6号地域高規格道路一宮西港道路の早期実現を求める意見書の提出に関して反対討論をさせていただきます。

いろいろな事情でこういうものがあつたら便利といふふうを考える方も少なくないと思いますが、今、私は弥富にとって、あるいはこの地域にとって喫緊の問題は、やはり尾張大橋の7メートル50の堤防にするといふことで進めてきて、あそこだけが路面で5メートル、そして桁下まで行くとかなり食い込んでおつて、高潮対策からいつても、あるいは異常降雨によります洪水によつても十分心配な状況で、やっぱり県の防災計画でも河川堤が切れるといふことで、死者数が大幅にふえるといふことを想定しておりますが、結局、現在は伊勢大橋が終わらなければ着工しないといふことでくぎづけになってますよね。実際に準備が始まつたつて相当かかるわけでもありますから、やっぱり一日も早くそういうものに着工するとか、あるいは今議論になりました旧1号、155号線につきましても、わずか2.5キロで、この10年間平均で2カ月に3人が事故で亡くなつたり、けがをすると。死傷者が2カ月に3人発生するといふのは、やはり私は極めて異常なことだと思ふんですよね。

昨日、蟹江町の体育館で南部の交通安全大会がございましたが、そこでもこの10年間の死

者数を見ると、この1市1町1村で38名が亡くなっているというんですが、23人は弥富市なんですよね。15人が蟹江町と飛島村ということでありますし、また弥富市の最近の交通事故死者というのは、この3年間で9人ですよね。愛知県の交通死亡事故が、平成20年の316人から平成29年には200人と大幅に低下をしております、県民人口当たりで見ますと、この3年間の死亡者を1年平均しますと、大体年間3万6,000人に1人が愛知県の交通死亡事故者の数なんです。ところが弥富市は、この3年間で9人亡くなったことから、1万5,000人余りに1人で、人口当たりの死亡数では愛知県の2倍を超えているという状況になっておりますし、また海部南部の中でも他市を大幅に上回っております。

とりわけ、以前は三河格差と言って、三河のほうがいろいろな面でおくれているということが県議会でいつも問題になっておりましたが、今はまさに尾張格差ですね。尾張のこういう県道を初めとする交通量の多い生活道路の整備がおくれていることが、実はこういう交通事故の多発の要因になっているわけでありまして。

弥富でも、主な県道でいいますと、一番やっぱり人通りが多いのが旧155であります、イオンが安売りをしておることから、本当にたくさんのさまざまな人が来るし、あるいは狭い道路を大型自動車、小型自動車から自転車、歩行者が混在して通るといって非常に危険な状態が毎日続いているんですよね。

だから、いろいろ国は施策をとっておりますが、一時は本当にそこらじゅうに橋をかけるとか、高速道路を日本中に全部つくるとかということがあったんですが、しばらくそれが凍結になっておいたら、また国自身も、一つは防災対策ということで、この3カ年間に大規模な防災対策をやるというんですが、やっぱり何が急がれて、何がということについては、私はもっと国や県や地域でしっかり議論をして、優先順位を決めながら市民・住民の皆さんの安心と安全を守るということを優先した計画をしっかりと立てながら、事業計画を求めていくということが今一番問われているというふうに考えますので、この件については少し冷静に対応されたほうがよいのではないかと思いますので、同意しないことを表明して討論を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論の方はありませんか。

三浦議員。

○11番（三浦義光君） 私は、発議第6号地域高規格道路一宮西港道路の早期実現に関する意見書の提出について、賛成の立場で討論をいたします。

本市の湾岸地域は、平成23年に弥富埠頭の一部分がアジアNO.1航空宇宙産業クラスター形成特区に指定され、平成24年には鍋田埠頭コンテナターミナル第3バースの供用も開始されております。

これら湾岸地域は、これからの弥富市の発展をリードしていく観点で極めて大きな役割が

あり、物流・産業拠点の中心として計画的に進めていかなければなりません。

しかしながら、南北に長い弥富市に対する南北地区が不足していることは明白であります。利便性の高い都市内交通ネットワークの構築の一つとして、現在、2020年度を目標に東海北陸自動車道一宮ジャンクション部分において、新たなインターチェンジの整備が進められていると聞いております。

弥富市を含む尾張西部地域の交通環境と総合的な社会発展を実現すべく、東海北陸自動車道の南進部分となる地域高規格道路の一宮西港道路が必要不可欠なものとなります。

そして、これから起こり得るであろう南海トラフ大地震の被害想定や、現在台風24号がまたこの地方に接近しておりますが、59年前の伊勢湾台風の脅威がよみがえってきております。

こういった理由もありまして、災害時における市民の安全確保や、円滑な救助活動にも強靱な道路ネットワークが必要でございます。

このような考えにおきまして、私はこの意見書提出に賛成するというので、討論を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

発議第3号から発議第5号までの以上3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号から発議第5号まで、以上3件は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第6号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第7号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

本案5件は原案のとおり可決をされましたので、地方自治法第99条の規定により関係機関に意見書を提出をしておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議員派遣について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第26、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本案は会議規則第167条の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付したとおり議員の派遣をすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 閉会中の継続審査について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第27、閉会中の継続審査について議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、平成30年第3回弥富市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時20分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 三 宮 十五郎

同 議員 早 川 公 二